



令和4年度（2022）

# 指導の重点



兵庫県教育委員会

兵庫県マスコット  
はばたん





# はじめに

兵庫県教育長

西 上 三 鶴

本県では、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言措置区域に2度にわたり指定されるなど、感染防止対策が求められてきました。教育活動では、授業や学校行事をはじめ、部活動も制限がかかる日々が続いていました。今も、感染防止対策が必要な状況にあります。

この度の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、奇しくも、変化が激しく予測困難なグローバル社会を象徴するものとなりました。今回を教訓に、教育現場においては、子ども達の自尊心や自立心を高める教育を推進するとともに、貴重な学校生活が有意義なものとなるよう創意工夫することが大切です。

今後の学校教育の方向性を示唆した中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（令和3年1月）においては、全ての子ども達の可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現をめざすことが示されました。

こうした教育を推進するために、これまでの対面、集団活動による取組の中に、ICTを効果的に活用することが求められています。小中学校においては、国のGIGAスクール構想により、1人1台端末環境が整っています。県立高校においては、BYODの導入により、令和4年度入学生から1人1台端末環境を実現していきます。日々の教育活動はもとより、非常時における学習支援にもICTを活用できるよう、市町組合教育委員会とともに、教員のICT活用指導力の向上に取り組めます。

令和元年度に策定した第3期「ひょうご教育創造プラン」において、この5年間で重点的に取り組むテーマとして掲げた「『未来への道を切り拓く力』の育成」に残された時間は少なくなりました。

このため、今年度の「指導の重点」においては、児童生徒にとって最適解の教育活動が推進されるよう本文を修正するとともに、日々の活動の中で、「何をするのか」ということが伝わりやすくするため、目的を明確にした上で、手段を記載するよう文章を改めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施しながらの教育活動となります。本書を活用し、これからの社会で子ども達が自分らしい生き方を切り拓いていけるよう、従来の発想にとらわれない創意工夫を行った教育活動をお願いします。

令和4年3月

# 【目 次】

## ひょうご教育創造プラン(抜粋)

第3期「ひょうご教育創造プラン」の推進	4
兵庫県教育の現状	6

## 指導の重点

活用のお願い・ページ構成	8
新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応	9

## 1 「生きる力」を育む教育の推進

### 基本的方向

### 施策

「確かな学力」 の育成	学力向上の推進	1	「確かな学力」の育成	10
	国際理解を深める教育の推進	2	国際理解を深める教育	12
	理数教育の充実	3	理数教育	13
	情報活用能力の育成	4	情報活用能力の育成	14
「豊かな心」 の育成	兵庫型「体験教育」 の推進	5	体験活動	16
		6	環境教育	18
	ふるさと意識を醸成する教育の推進	7	ふるさと意識を醸成する教育	19
	道徳教育の推進	8	道徳教育	20
	人権教育の推進	9	人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育	22
	「兵庫の防災教育」の推進	10	防災教育	24
「健やかな体」 の育成	体力・運動能力向上の推進	11	体力・運動能力の向上	26
	食育の推進	12	食育	27
	健康教育・安全教育の推進	13	健康教育・安全教育	28
「兵庫型 キャリア教育」 の推進	体系的・系統的な キャリア教育の推進	14	キャリア教育(体系的・系統的なキャリア教育)	29
	社会に触れる機会の充実	15	キャリア教育(社会に触れる機会の充実)	30
特別支援教育 の推進	連続性のある多様な 学びの充実	16	すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育(縦の連携)	32
	一貫性のある 支援体制の構築	17	早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育(横の連携)	34
幼児期の 教育の 充実の	幼児期における 教育の質の向上	18	幼児期の教育	36

## 2 子どもたちの学びを支える環境の充実

基本的方向

施策

教職員の資質・能力の向上	質の高い教職員の確保及び資質・能力の向上	19	教職員としての資質と実践的指導力	38
			(1) 資質・能力の向上	
			(2) 学習指導	40
			(3) 学級経営	41
	教職員の働き方改革の推進	20	教職員の協働体制	42
学校の組織強化力	地域・家庭と連携したいじめ等問題行動・不登校への対応	21	いじめ・不登校等への対応	50
家庭と地域に よる学校と連 携した教育の 推進	家庭の教育力の向上	22	家庭との連携の促進	54
	地域の教育力の向上	23	地域の教育力の活用	55

## 3 人生100年を通じた学びの推進

基本的方向

施策

主体的に生きるための学びと場の充実	学びの充実	24	生涯を通じた学びの充実	56
	社会教育施設の充実	25	社会教育施設の活用	57
地域文化財等の活用	文化財の保存及び活用	26	文化財の保存・活用	58
「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進	競技スポーツ・生涯スポーツ・障害者スポーツの推進	27	「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくり	60

## 参 考 資 料

●学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)(概要)	25
●防災カリキュラム作成の手引き～兵庫の防災教育はじめての一步～	25
●小学校・中学校・高等学校を通して行うキャリア教育	31
●兵庫県特別支援教育第三次推進計画(概要)	35
●教職員研修資料「No!体罰」(改訂版)／教職員・研修資料(4訂版)「いきいき運動部活動」	39
●兵庫県教員資質向上指標に基づくキャリアステージごとの期待される取組例	44
●令和4年度兵庫県教職員研修計画	46
●働きがいのある学校づくりの推進／第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン(概要)	47
●教職員相談窓口等一覧／ハラスメント相談フロー図	48
●相談機関等一覧	49
●兵庫県いじめ防止基本方針(概要)	52
●いじめ対応マニュアル(改訂版)(概要)	53
●県立の美術館・博物館、図書館等と連携した学習・研修	59
●第2期兵庫県スポーツ推進計画(令和4年～令和13年)	61

施策解説

62～66

関係資料一覧

67～68

## 第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」の推進

### 第3期プラン策定の趣旨及び性格

#### 〔策定の趣旨〕

平成30年10月、県政150周年を期に、新たなビジョンとなる「兵庫2030年の展望」が策定され、兵庫の教育に期待される人づくりが示された。この展望とともに国の「第3期教育振興基本計画」等を参酌しつつ、第2期「ひょうご教育創造プラン」の成果と課題、県内外の社会情勢や教育環境変化等を踏まえ、今後の5年間における兵庫の教育の指針となる第3期「ひょうご教育創造プラン」を策定した。

第3期プランでは、3つの基本方針(『生きる力』を育む教育の推進)「子どもたちの学びを支える環境の充実」「人生100年を通じた県民の学びの推進」を柱に、いつの時代においても教育に必要とされるもの(=不易)を基本としながら、この中で又は新たにこの5年間に重点的に取り組むもの(=流行)を『未来への道を切り拓く力』の育成』とのテーマのもと33の重点取組を設定し、兵庫らしい教育を展開する。

#### 〔性格〕

- ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画
- ・ 家庭教育、幼児期から大学等までの学校教育、社会教育・生涯学習、スポーツの振興等、本県の教育全体に関する計画であり、教育に関する各分野の個別計画の基本となる計画
- ・ 市町の教育に関する計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針
- ・ 計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間

### 基本理念

## 兵庫が育む ころろ豊かで自立する人づくり 第3期重点テーマ –「未来への道を切り拓く力」の育成–

現在、グローバル社会が進展しており、ICTの進歩がこうした社会の変化を推進し、これからの社会を予測することが困難な激しい変化の時代を迎えている。また、解決すべき課題に国際社会が普遍的に取り組む「SDGs(持続可能な開発目標)」は世界共通のキーワードとして注目されている。加えて、日本は人口減少、少子高齢化が進んでおり、本県においても、若者の人口流出が続いている。こうした時代を生き抜くためには、変化に柔軟に対応し、社会を創造していく力の育成が重要である。

子どもたちを取り巻く社会情勢・教育環境の変化を踏まえ、子どもたちが将来の夢や目標に向かって主体的にキャリア形成と自己実現を図ることをめざして、基本理念に『未来への道を切り拓く力』の育成』を重点テーマとして加える。

### めざすべき人間像

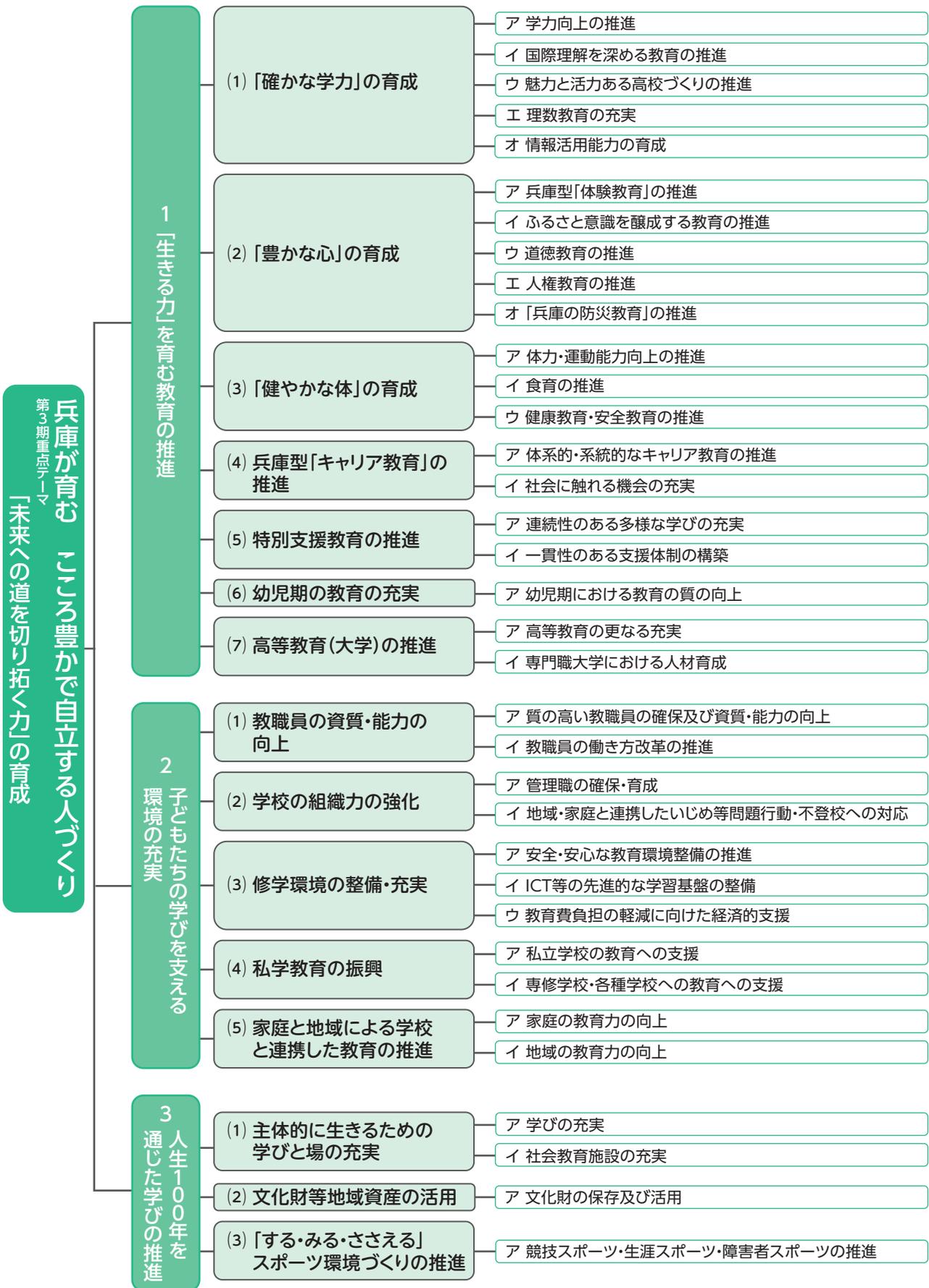
- 人生100年を通じた知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人
- ふるさとを愛し、共に支え合いながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
- 日本の伝統と文化を基盤として、創造力と多様な人々との共生の心を持ち、国内外で活動する人

### 育み培う心、力、態度

- 自立する人として
  - ・ 生命(いのち)を尊び、自然を大切に
  - ・ 健やかな身体を育み、豊かな情操と道徳心をもつ
  - ・ 幅広い知識と教養を身に付け、生涯にわたって個性や資質・能力を伸ばす
  - ・ 思いやりや寛容の心を持ち、人権を尊重する
  - ・ 失敗を恐れず、困難や逆境に立ち向かう
- 社会で活動する人として
  - ・ 基本的なルールを遵守し、役割や責任をもってよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する
  - ・ 周囲とコミュニケーションを図りながら問題を発見し、創造的に解決する
  - ・ 他者を尊重するとともに、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生する
- ひょうご人(ふるさとに誇りをもち、多様な人々と協働しながら五国を支える人)として
  - ・ 震災の教訓を踏まえ、地域に学び、地域を担い、ふるさと兵庫の発展に取り組む
  - ・ 兵庫が有する多様な伝統や芸能・文化を尊重し、ふるさと兵庫や日本を愛する
  - ・ 国際社会の平和や発展に向けて、次代の兵庫、日本、世界を舞台に活動する

# 第3期「ひょうご教育創造プラン」の施策体系表

指導の重点の構成は、第3期プランにおける指導に関する施策と対応しています



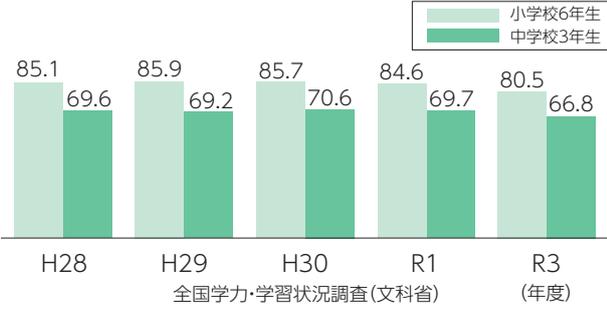
# 兵庫県の教育の現状

**第3期プランに関連する指標等から** ※令和3年度調査実績がない項目については令和2年度までのデータを掲載

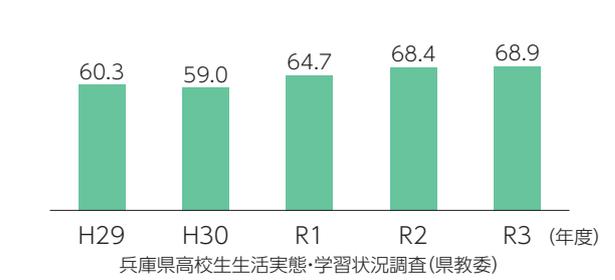
## 第3期重点テーマを総括する指標

第3期プランにおいては、重点テーマ「未来への道を切り拓く力」を育成する取組について、3つの基本方針に基づいた施策の推進状況を統括的に確認する指標を定めています。

■将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)



■将来の生き方等について考え、実現するために努力している生徒の割合(%)



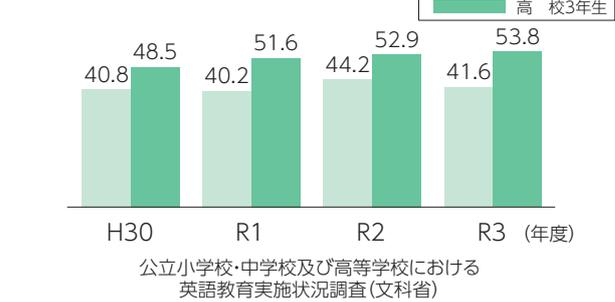
## 「生きる力」を育む教育の推進

■全国学力・学習状況調査における児童生徒の平均正答率(%)

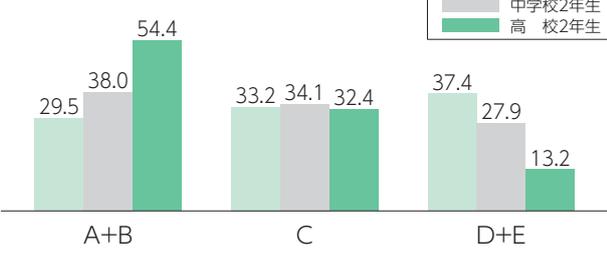
教科等	令和3年度			令和元年度(全国比較)
	本県	全国	比較	
小学校6年生	国語	64	65	-1
	算数	71	70	+1
中学校3年生	国語	64	65	-1
	数学	58	57	+1

令和3年度全国学力・学習状況調査(文科省)

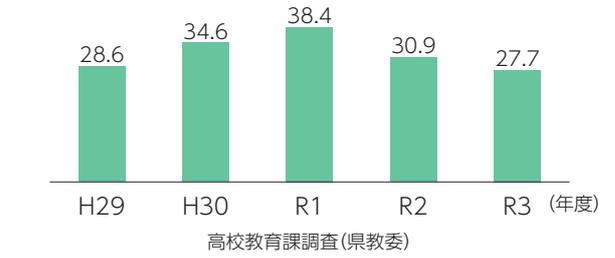
■CEFR A1レベル相当以上の英語力を有する中学3年生及びCEFR A2レベル相当以上の英語力を有する高校3年生の割合(%)



■新体力テスト総合評価の割合[R3](%)



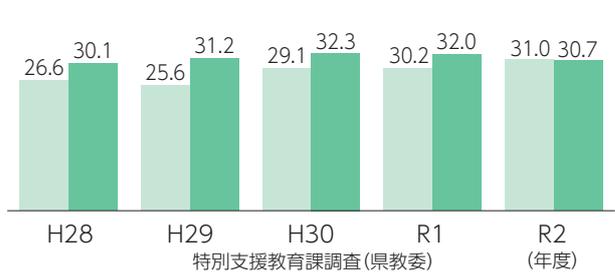
■自発的に地域活動やボランティア活動に参加した高校生の割合(%)



■国公立特別支援学校(知的障害)在籍児童生徒数(人)

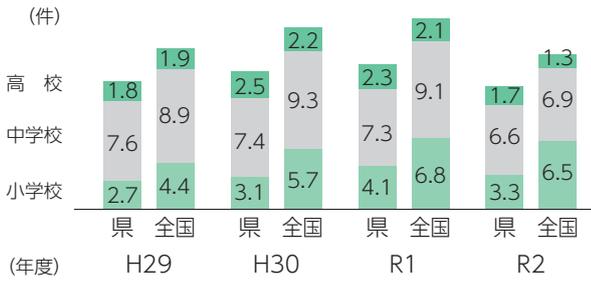


■県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合(%)



子どもたちの学びを支える環境の充実

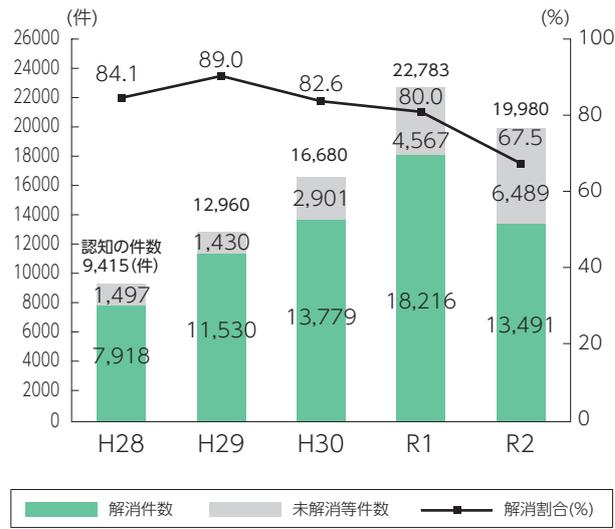
■暴力行為の発生件数(1,000人当たり)(公立小・中・高)



■不登校児童生徒数(100人当たり)(公立小・中・高)



■いじめの解消状況(公立小・中・高・特)



※「未解消等件数」…「解決に向けて取り組み中」と「他校への転学等」の合計  
 ※「解消割合」…「認知件数」のうち「解消件数」の割合  
 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文科省)

■働き方改革に関する取組の実施状況

取組内容	実施状況
教職員定時退勤日「ノー残業デー」を実施している学校の割合[R3]	市町立：84.6% 県立：94.3%
「ノー会議デー」を実施している学校の割合[R3]	市町立：97.5% 県立：95.4%
年休取得(教職員1人あたり)日数【県立】[R2]	9.4日
統合型校務支援システムの導入割合【小・中・高・特】[R2]	90.1%

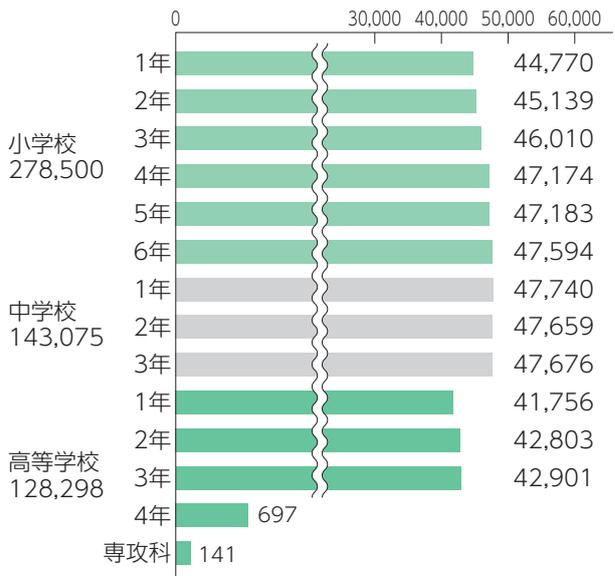
教職員課・教育企画課調査(県教委)

兵庫県の学校について[令和3年度学校基本調査]

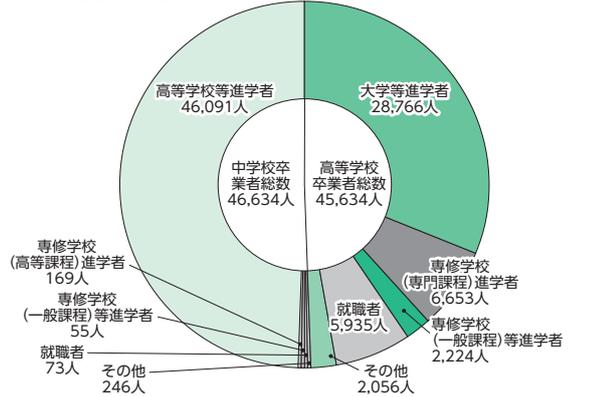
■兵庫県の学校数

校種	教員数	学校数	学校数		
			国立	公立	私立
幼稚園	3,846	461	2	270	189
幼保連携型認定こども園	9,557	529	—	89	440
小学校	18,364	747	2	734	11
中学校	10,406	380	1	336	43
義務教育学校	331	7	—	7	—
高等学校	9,904	210	—	155	55
中等教育学校	91	2	1	1	—
特別支援学校	3,847	47	1	46	—
専修学校	1,228	98	1	8	89
各種学校	474	75	—	—	75
大学	6,855	36	2	4	30
短期大学	318	15	—	—	15
高等専門学校	160	2	1	1	—

■兵庫県の児童生徒数(国・公・私を含む)



■状況別卒業生数



# 活用のお願ひ

日々の教育活動の様々な場面において「指導の重点」を活用してください。

例えば学校等の教育現場においてこんな場面で活用されています。

- 学校教育目標の設定にあたっての参考として
- 兵庫県の教育や施策に関する校内研修等の資料として
- 学校評価の評価項目、評価指標等作成の際の参考として
- 研修講師等を務める際の指導資料として
- 校務分掌に係る業務の参考として
- 市町の教育行政方針作成にあたっての指標として
- 学期末等における教育活動の自己チェック等の資料として

# ページ構成

○ 大項目

○ 大項目の趣旨

○ 令和4年度重点実践事項

令和4年度に学校教育や社会教育で重点的に取り組んでいただきたいことを掲載しています。

○ 実践目標

大項目を推進する方向性を示しています。

○ 実践項目

実践目標を達成するための具体的な取組を示しています。

○ 見出しと関係校種

実践項目の内容を端的に表す見出しと関係する校種等を示しています。

**幼** 幼稚園等 **小** 小学校・義務教育学校(前期課程)

**中** 中学校・義務教育学校(後期課程)・中等教育学校(前期課程)

**高** 高等学校・中等教育学校(後期課程)

**特** 特別支援学校 **全** 全校種

**社** 社会教育関係者

※関係校種に**特**の記載がない場合であっても、幼児児童生徒の障害の状態等に応じ、特別支援学校で実施が可能な実践項目については、積極的な取組をお願いします。

○ はばタンマーク



**重点!** 令和4年度重点実践項目に関する実践項目及びその他特に重点的に取り組んでいただきたい実践項目を示しています。

○ 第3期「ひょうご教育創造プラン」における「分類」

○ コラム

各ページの内容に関して、学校での特色ある取組など参考となる情報を掲載しています。

○ 施策解説

各項目の内容に関連した事業等について説明した施策解説の該当ページを示しています。

○ 関係資料

各ページの内容に関係する資料のうち、最近改訂のあったものを中心に掲載しています。

## QRコードについて



掲載されているQRコードは、スマートフォン等で読み取る事ができます(読み取り方法は機種によって異なります)。表示されたURLへ移動することで参考資料等に直接アクセスすることが可能です。

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の流行は社会に大きな影響を及ぼしました。ポストコロナ社会における新たな日常に向けて、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を取りながら、幼児児童生徒の健やかな学びを進めていかなければなりません。

### ○ 学校における感染防止対策について

- ・「感染源を絶つ」ため、幼児児童生徒、教職員及びその家族の健康観察を徹底する。
- ・「感染経路を絶つ」ため、手洗い、咳エチケット及び清掃・消毒の指導を行う。
- ・「抵抗力を高める」ため、十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
- ・「密閉空間」を回避するため、空調設備による適切な温度管理等に留意した上で換気を徹底する。
- ・多くの人が集まる「密集する場」を回避するため、可能な範囲で身体的距離を確保する。
- ・マスクの着用を徹底するなど、近距離での会話や発声などの「密接場面」を作らない。なお、フェイスシールドやマウスシールドはマスクに比べ効果が低いことに留意して、必要に応じて活用する。
- ・医療的ケアを必要としたり、基礎疾患等があったりするなど、重症化リスクの高い幼児児童生徒に配慮する。

### ○ 児童生徒の学習保障について

- ・新型コロナウイルス感染防止対策による臨時休業を想定し、日頃からICTを活用した授業づくりに取り組む。
- ・学習支援アプリの双方向通信機能を用い、授業やHRを実施するなど、家庭等と連携しながら児童生徒の生活リズムの乱れなどを把握し、支援する体制の充実に取り組む。
- ・体験活動、実習活動等、オンラインでは代替できない学習について、あらかじめ対策を取った上で実施する。
- ・ICTを活用した授業ができることを教員の資質として位置付け、指導力の向上に取り組む。

### ○ 教育活動上の留意点について

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」など、感染のリスクが高い学習活動は、不織布マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染防止対策を十分に行った上で、地域の感染状況を踏まえながら実施する。
- ・特別支援学校等における自立活動については、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。
- ・部活動については、各競技団体作成のガイドライン及び県の対処方針等を踏まえ、感染拡大を防止するための対策を取った上で実施する。
- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。
- ・夏季のマスク着用による熱中症や冬季の換気による室温低下に伴う健康被害に留意し、地域の気候等に応じて柔軟に対応する。

### ○ 幼児児童生徒の心のケアについて

- ・新型コロナウイルス感染症による不安や恐れなど心理的ストレスを抱えている幼児児童生徒への心のアンケートを実施し、結果を踏まえ、必要に応じて個人面談を行うなど、相談体制の充実に取り組む。
- ・ひょうごっ子悩み相談やSNS相談窓口等の相談機関、スクールカウンセラー等の専門家の活用を促し、幼児児童生徒の心のケアに対応する。
- ・感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見による差別、いじめの防止に向けた取組を強化する。

### ○ 教職員の勤務・サービス、健康管理について

- ・幼児児童生徒と同様、日頃からの感染防止対策に取り組む。
- ・臨時休業や教職員が学校へ急遽出勤することができなくなる可能性も想定し、教職員間で業務の内容や進捗等の情報交換を日頃から行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を明確にする。
- ・新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊業務手当に該当する対応を行った場合は、適切に管理職に申し出る。

#### 【参考資料・関係通知】

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル  
～「学校の新しい生活様式」～(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)



- ・学校給食衛生管理基準(文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/\\_icsFiles/afieldfile/2009/09/10/1283821\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afieldfile/2009/09/10/1283821_1.pdf)



- ・兵庫県教育委員会ホームページ「新型コロナウイルスの対応について」

<https://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/corona/corona.htm>



# 1

## 「確かな学力」の育成

第3期プラン 1-(1)-ア

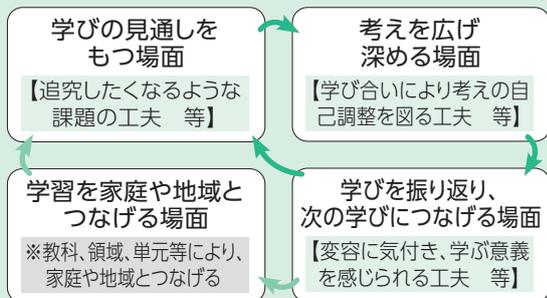
児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を身に付けさせる。なお、思考力、判断力、表現力等の育成にあたっては、「ことばの力(言語に関する能力)」を高める活動の充実を図る。

### 令和4年度 重点実践事項

- 児童生徒のつまずきの解消や系統性を重視した指導の充実
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の促進

#### 「学びに向かう力」の育成に向けて

「学びに向かう力」の育成に向けては、児童生徒が学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげるなど、学習の進め方を自ら調整していくことができるよう、教員が、発達段階に配慮しながら指導することが大切です。



【学習過程イメージ】

#### 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

- ◆主体的な学び  
学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性に関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び
- ◆対話的な学び  
子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び
- ◆深い学び  
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

#### ひょうご子どもの読書活動推進計画(第4次)(R2~R5)

県が、子どもの読書活動を推進するために策定した、基本的な計画。市町が「子どもの読書活動推進に関する計画」を策定及び改訂する際の基本となるもの。

- 【基本方針】  
本への関心を高め、読書習慣の定着を図る  
～読書を通じて豊かな心を育む～
- 【取組の方向性】
  - 子どもの発達段階に応じた“本”に出会い、触れる機会の充実
  - 子どもの読書活動を支える人材育成及び環境整備
  - 新しい時代への対応
    - ・ICT技術の進展や出版形態の多様化に伴う読書環境の変化への対応
    - ・子どもが集まる図書館への移行の促進、ICT環境への対応

#### 実践目標 1

学習指導要領等に基づき、教育課程を編成し、創意工夫した学習活動を行う

#### ①カリキュラム・マネジメントの実現 小中高特

児童生徒の実態や地域の実情等を踏まえ、各学校が設定する学校教育目標を実現するため、教科等横断的な視点で、教育内容を組織的に配列する。その際、教育課程を編成・実施・評価を通して改善を図る一連のPDCAサイクルを意識する。



#### 重点! ②指導計画の作成と評価の工夫 小中高特

系統的・発展的な指導を行うため、各教科等や学年相互の関連を踏まえた指導計画を作成する。また、指導目標に則した評価規準を踏まえ、評価場面や評価方法を明確にするとともに、指導方法の工夫・改善を行い、児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるよう取り組む。

#### ③校種間連携の促進 小中高特

校種間の円滑な接続を図るため、共通する課題への取組や授業研究による指導の系統性の確保等、緊密な連携を図る。特に、小・中学校においては、9年間を見通した効果的な指導を行うため、児童生徒や教職員の交流、教育課程の編成等について工夫を図る。

#### ④外部人材を活用した学力向上の取組 小中高特

学力向上の取組を促進するため、授業中や放課後、休業日の学習支援の場で保護者や地域の人々など外部人材と連携・協力を進める。

#### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 令和3年度全国学力・学習状況調査の課題を踏まえた学習指導等の改善・充実のポイント (R3 県教委)
- きめ細かな見取りから確かな学力を育む指導改善へ (R3 県教委)
- 「活用・表現力」を高めるための授業改善リーフレット (R3 県教委)
- すべての子ども達の可能性を引き出す「兵庫型学習システム」の推進 (R3 県教委)
- 令和2年度小・中学校における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査結果を踏まえた学習指導等の改善・充実のポイント (R2 県教委)
- 令和元・2年度読書活動推進事業実践事例のまとめ (R2 県教委)
- ひょうご子どもの読書活動推進計画(第4次) (R1 県教委)

実践目標

2

小・中学校における  
学習指導を充実する

## ①学力の把握に基づくきめ細かな指導 小中

全国学力・学習状況調査の結果等により、自校の児童生徒の生活実態や学習状況等を適切に把握・分析し、課題の改善に向け組織的に取り組む。その際、習熟の程度に応じた指導や補充的・発展的な学習を取り入れるなど、指導方法を工夫する。

## 重点! ②児童生徒のつまずきの解消や系統性を重視した指導 小中



「ひょうごつまずきポイント指導事例集」や専用Webサイトに掲載した補助資料等を活用し、児童生徒のつまずきの解消を図るとともに、学年間・校種間の学習の系統性を重視した指導方法を工夫する。

## ③学習習慣や知識・技能の定着 小中

学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図るため、繰り返し学習等の指導方法の工夫や、学習タイムの充実、家庭での学習課題の適切な設定、家庭学習の手引きの活用等を行う。

## 重点! ④授業改善の促進 小中



校内研修等を通して、授業の中で目標(めあて・ねらい)を児童生徒と共有したり、自らの学びを実感できる振り返りを行うなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童生徒の課題に対応した授業改善を進める。さらに、タブレット端末をはじめICT機器をこれまでの実践と組み合わせ、発達段階に応じて効果的に活用した授業づくりに取り組む。

## ⑤各教科等における言語活動の推進 小中

児童生徒の思考力、判断力、表現力等を把握・育成するため、「ことばの力」の向上を図る活動の在り方について教職員間で共通理解する。その上で、各教科等において、「記録」「要約」「説明」「論述」等の言語活動を充実させ、言語で表現された内容を正確に理解し、適切に表現する言語能力を育成する。

## ⑥読書活動の推進 小中

「ひょうご子どもの読書活動推進計画(第4次)」に基づき、探究心や真理を求める態度、思考力、判断力、表現力等、豊かな感性を育むため、図書に触れる機会の確保とともに、教科等の学習との連携を図る。また、学校図書館の計画的な利用、司書教諭等の活用、家庭、地域、公立図書館等との連携を図り、読書を通じて学ぶ楽しさや知る喜びを体得させるなど、児童生徒の自主的・自発的な読書活動につなげる。

実践目標

3

高等学校における  
学習指導を充実する

## ①きめ細かな指導 高

知識・技能の定着を図るため、生徒の生活実態や学習状況等を把握し、少人数指導や習熟の程度に応じた指導を行う。また、補充的・発展的な学習を取り入れるなど指導方法を工夫し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

## ②生徒の実態等に応じた学習内容の工夫 高

生徒の能力・適性や興味・関心、進路希望、地域の実態、社会の変化等を踏まえ、選択科目の充実を図る。また、「高校生のための学びの基礎診断」等を活用し指導の充実・工夫を行う。

## 重点! ③学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善 高



「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成のバランスを重視し、計画的な研究授業や研究協議を実施する。また、指導目標に基づき、観点別学習状況の評価を行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。併せてタブレット端末をはじめICT機器の活用や、探究活動を取り入れた授業の工夫を行う。

## ④各教科等における言語活動の充実 高

学習の基盤となる言語能力を育成するため、必要な言語環境を整え、各教科・科目の特質に応じた生徒の言語活動を充実する。併せて、生徒の学びの質の向上を図るため、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を推進するとともに、探究活動に取り組む。

## ⑤兵庫型STEAM教育の推進 高

変化の激しい社会において、新しい価値を創造し、実社会における課題解決への道を切り拓く力を育成するため、文系・理系といった既存の領域にとらわれず、芸術を含む様々な学びを融合し、ICTやIoT等を活用した課題研究等に取り組む。

※兵庫型STEAM教育…「STEAM教育」とは、Science(科学) Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術/文系)、Math(数学)の異なる分野を総合的に学習し、文理を横断した複眼的視野により創造力や課題解決能力を高める教育。兵庫型は、English(英語)にも重点をおく。

## 改訂に伴う観点別評価の変更 -4観点から3観点へ-

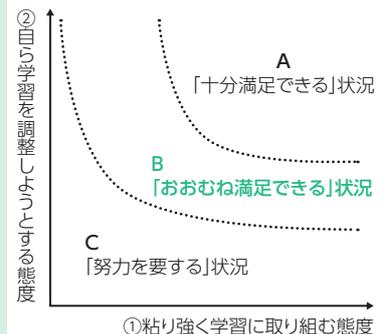
学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されています。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、「主体的に学習に取り組む態度」を養うことが求められています。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、以下の側面が相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられています。

- ①粘り強い取組を行おうとする側面
- ②自らの学習を調整しようとする側面

## 【「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ】



# 2

## 国際理解を深める教育

第3期プラン 1-(1)-イ

1

「生きる力を育む教育の推進」

グローバル化が進む社会において、将来、児童生徒が活躍できるよう、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神等をもって、自己を表現し、行動できる能力や態度を育成する。

また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を育成するとともに、国際社会で主体的に生きるため、児童生徒のアイデンティティの確立を図る。

### 令和4年度 重点実践事項

- 英語によるコミュニケーション能力の育成
- ICTを活用した文化交流や共同研究等、国際交流活動の実施

実践目標

1

英語をはじめとする  
外国語教育を充実する

実践目標

2

国際理解教育を推進する



### 重点! ①コミュニケーション能力の育成 **小中高特**

国や文化の異なる人々と主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、発達段階に応じて、外国語指導助手(ALT)や地域の外国人等との外国語を用いたふれあいや対話、討論の機会を充実する。

### ②英語の実践的な運用能力の育成 **中高特**

「聞く」「読む」「話す」「書く」の4つの技能をバランスよく総合的に育成するため、兵庫版基本CAN-DOリストや学校が独自に作成したCAN-DOリスト、ICT等を積極的に活用する。また、語彙の定着を図るため、「兵庫版中学生のための英単語集」を活用する。

中学校・高等学校における、英語の授業は英語で行うことを基本とし、英語の授業の充実を図る。

### ③様々な場面での英語を使った活動の充実 **小中高**

外国語以外の教科や総合的な学習(探究)の時間等において英語による授業や英語を使った活動を行ったり、特別活動においてイングリッシュキャンプ等を実施したりするなど、様々な場面で英語による活動を積極的に取り入れる。また、小学校では、英語教育の充実に向け、指導用映像資料を活用した校内研修の実施や地域人材の活用等を図る。



ALTとの外国語を用いた対話  
(西脇市立桜丘小学校)

### ①国際的視野の涵養 **小中高**

自己の確立をめざし、国際的視野に立って主体的に行動できる態度・能力を育成するため、各教科や特別活動等、全ての教育活動を通じて、単に知識の理解にとどめることなく、体験的な学習やSDGs等に関する課題学習を取り入れる。



### 重点! ②国際交流活動の推進 **小中高**

友好・姉妹州省等海外の学校や国内の外国人学校との相互訪問及びICTの活用により、国際交流に積極的に取り組む。また、歴史的な経緯を踏まえ、アジアの人々との友好関係を深める取組を進める。

### ③海外留学の促進 **高**

将来、国際社会で活躍・貢献する意欲・態度等を育成するため、留学フェアの開催や学校による海外研修旅行を実施する。

### ④日本の歴史・文化に関する学習の充実 **小中高特**

グローバルな視点から日本の歴史や文化を学ぶ機会を充実し、児童生徒のアイデンティティの確立を図る。

また、海外研修旅行の前に日本の文化に関する学習会を実施し、日本や郷土の伝統と文化について理解し、表現する能力を養う。

### ⑤国旗・国歌に関する指導 **小中高特**

機会あるごとに国旗を掲揚し、国歌を斉唱するとともに、外国の国旗や国歌に対しても敬意を払うよう指導する。

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 兵庫版中学生のための英単語集(第2版)  
～はばたけ世界へ!『はば単2,500』～ (R2 県教委)
- 英語教育の充実にむけて(英語教育改善プラン研究のまとめ)  
(R2 県教委)
- 小学校外国語教育指導用映像資料 (H30 県教委)

施策解説P.62

# 3

## 理数教育

第3期プラン 1-(1)-エ

IoTやAI等をはじめとする科学技術が加速度的に進展する社会において、より創造的なアイデアと実行力で社会のイノベーションを実現する科学技術人材の育成が重要な課題となっている。

このため、関係機関と連携しながら、科学技術の土台である理数教育の充実を図り、理科、算数・数学への興味・関心を喚起し、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせ、探究する能力を育成する。

- 令和4年度 重点実践事項**
- 理科、算数・数学に対する興味・関心、学習意欲を高めるための学習指導の工夫・改善
  - 観察・実験や数学的活動等を通して科学的に探究する能力を育成する理数教育の実施

**実践目標 1 小・中学校における理数教育を充実する**

**実践目標 2 高等学校における理数教育を充実する**

**重点! ①魅力ある授業づくりの推進 小中**

魅力ある授業となるよう、全国学力・学習状況調査の結果や「学習指導等の改善・充実のポイント」を踏まえるとともに「小学校理科授業改善研究事業指導事例集」等を活用する。また、取組にあたっては、問題解決の力を養う観察・実験、ものづくり等の体験的な学習活動(理科)や、数・式・図等を用いた探究活動(算数・数学)等の充実を図る。

**重点! ①科学的に探究するための資質・能力の育成 高**

科学的に探究する資質・能力を育成するため、理科の授業において、観察・実験を効果的に取り入れ、日常生活の身近にある事物・現象を理科、数学と結びつけて考察する活動等を行うとともに、統計教育の充実を図る。

**重点! ②理科、算数・数学好きの裾野の拡大 小中**

最先端科学に触れる機会や、ものづくりに関して学ぶ機会等を通じて、理科、算数・数学への興味・関心を高め、知的好奇心や探究心を喚起する。また、理科、数学の知識・理解をもとにして課題に取り組む「数学・理科甲子園ジュニア」等への参加を促進する。

**重点! ②理科、数学好きの裾野の拡大 高**

科学に興味・関心が高い生徒の知識・技能をさらに伸ばすため、科学技術や理科、数学の知識・技能を競う「数学・理科甲子園」「科学オリンピック」等、コンテストやコンクールへの参加を促進する。

**③外部人材の活用 小中**

児童生徒の理科、算数・数学への興味・関心を高めるため、大学や博物館、企業の研究者等、外部専門家による実験の演示や特別授業等の実体験を活用する。

**③先進的な取組の活用 高**

自校の理数教育を発展させるため、文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」の指定校や理数系の学科・コースを設置する学校が中心となって、大学や企業と連携して企画・運営している「サイエンスフェア in 兵庫」や英語による研究成果発表会「Science Conference in Hyogo」等で発表されている先進的な取組を参考にする。

**重点! ④観察・実験の指導力向上 小中**

観察・実験の技能を高め、指導力向上を図るため、高等学校教員や企業の研究者等の専門性を活用する。

**重点! ④専門性の高い研修への参加 高**

観察・実験や数学的活動の指導力向上を図るため、大学や企業の研究者等、外部専門家を活用した専門性の高い研修に積極的に参加を促す。



菜の花の観察(三木市立口吉川小学校)

関係資料	
※関係資料一覧より一部抜粋 ※一覧はP67のQRコードから閲覧可	
小学校理科・映像指導資料「明日の理科」	(R3 県教委)
小学校理科授業改善研究事業指導事例集	(H29 県教委)

# 4 情報活用能力の育成

第3期プラン 1-(1)-オ

1

一層進展する高度情報化社会を生きていく上で重視されている情報活用能力を育成するため、あらゆる場面で教育の情報化に取り組むとともに、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境を適切に活用し、学習活動の充実を図る。また、情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭や関係機関と連携し、児童生徒の自主的・主体的な取組を促進する。

## 令和4年度 重点実践事項

- 児童生徒がICTを適切に活用した学習活動の推進
- 発達段階に応じたプログラミング的思考を育成する学習活動の計画的な実施

実践目標

1

あらゆる場面で  
教育の情報化を推進する

実践目標

2

発達段階に応じて  
情報活用能力を育成する

「生きる力を育む教育の推進」



### 重点! ①ICTを適切に活用した学習活動の充実 小中高特

児童生徒がICTを学習や情報収集等の手段として日常的に活用できるよう、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境を用いて、各教科等における学習活動の充実を図る。併せて、端末等の適切な管理・運用を行うとともに、活用方法等の指導に取り組む。

### 重点! ②ICTの特性をいかした学びの推進 小中高特

空間的・時間的制約を緩和するICTの特性をいかした学びの充実を図るため、GIGAスクール構想等により整備されたICT環境や、教育用クラウドサービス、Web会議システム等を活用し、個々の児童生徒に応じた個別最適な学びや多様な人々と学び合う協働的な学び等に取り組む。



### 重点! ③教員のICT活用指導力の向上 小中高特

ICT機器等の基本的な操作や、効果的に活用する教育方法を習得するため、実践的な校内研修を計画的に実施する。また、県立教育研修所における講座の受講とともに、「兵庫県 教育の情報化サイト」に掲載されている多様な実践例等を活用する。



### 重点! ①体系的な情報教育の推進 小中高特

教育活動全体を通して情報教育に取り組むため、発達段階や各教科等の役割を明確にしなが、教科等横断的な視点で教育課程を編成する。



### 重点! ②プログラミング教育の充実 小中高特

「兵庫県版プログラミング教育スタートパック」を活用しながら、学年間・校種間の接続を踏まえた系統的な年間指導計画等を作成し、情報活用の基礎となる情報手段の特性への理解を深める学習活動を実施する。

### 重点! ③情報モラル教育の充実 小中高特

インターネットの特性等、情報技術の仕組みを正しく理解するとともに、児童生徒のインターネットやSNS、ゲーム等の利用実態を的確に把握する。また、端末利用による様々なトラブルを想定した上で、発達段階や児童生徒の実態を踏まえ、指導するタイミングや繰り返し指導等の工夫を行いながら、教科等横断的な視点に立った情報モラル教育に全学年で取り組む。

## 情報活用能力

情報活用能力は、新学習指導要領において、教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力として位置付けられています。情報活用能力とは、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質であり、3観点8要素に整理されています。

### 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

### 情報の科学的な理解

- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

### 情報社会に参画する態度

- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

### 取組例

- ICTの基本的な操作
- 情報の収集・整理・発信



(県立有馬高等学校)

- プログラミング  
(コンピュータの仕組みの理解等)



(多可町立八千代小学校)

- 情報モラル  
(情報発信による他人や社会への影響、危険回避等)



すぐに返さないといけないと思ってしまう  
(ネットトラブルから子どもを守る協働会議)



**重点① ネットの危険性についての理解 小中高特**

インターネット上で起きている事案への正しい知識や、ネットトラブル発生時の対処・対応に関する理解を深めるため、関係機関との定期的な情報交換を行い、連携体制を整える。

**② 家庭・関係機関との連携 小中高特**

ネット依存やネットトラブル等に関連する新しい情報を家庭へ発信し、情報共有を図る。また、家庭や関係機関と連携し、フィルタリングの徹底や県警が主催するサイバー犯罪被害防止教室の活用等を進める。

**③ 自主的・主体的な取組の促進 小中高特**

インターネットの過度な利用による生活習慣や健康への影響(睡眠不足、視力低下等)について、自ら考え判断する学習活動を充実する。また、スマートフォンやSNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくり等の取組を進める。



大型提示装置を使ってふるさとの魅力を発表  
(赤穂市立坂越小学校)

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 兵庫県版プログラミング教育スタートパック (R3 県教委)
- 教育の情報化の手引き(追加版) (R2 文科省)
- 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料 (R2 文科省)
- 小学校プログラミング教育の手引(第三版) (R1 文科省)
- 中学校技術・家庭科(技術分野)内容「D 情報の技術」におけるプログラミング教育実践事例集 (R1 文科省)
- 高等学校情報科「情報I・II」教員研修用教材 (R1 文科省)
- 「情報モラル指導」のための教員研修教材リスト (H29 県教委)

「兵庫県 教育の情報化サイト」

本県における教育の情報化を推進するため、授業実践や情報教育に関する資料を集約した教員向けのポータルサイトを開設しています。

【掲載内容】

- ・HYOGOスクールエバンジェリストによる実践事例
- ・ICT活用指導カステップアッププログラム
- ・ICT利活用推進事業での指定校による実践報告
- ・兵庫県版プログラミング教育スタートパック
- ・情報モラル教育に関連する資料
- ・県内各市町における教育の情報化の取組

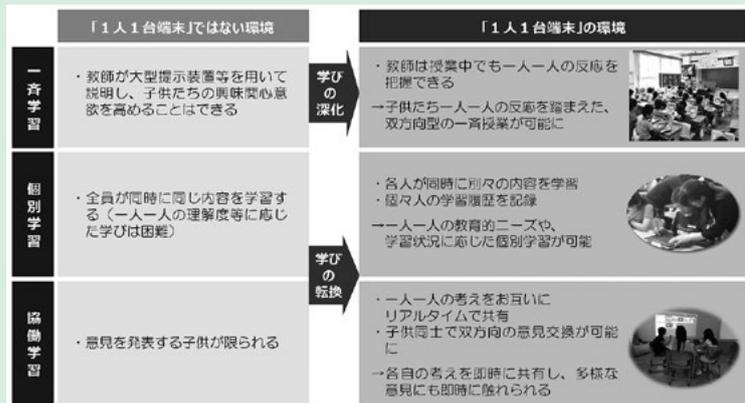


兵庫県における教育ICT環境

国の「GIGAスクール構想」や、県で行った「県立学校学びのイノベーション推進事業」等の実施により、県内公立学校の教育ICT環境は、全国平均を上回る整備状況となりました。

令和3年度に県内全ての小中学校において1人1台端末環境が整いました。本県では、高等学校段階でもICTを活用した学びを更に発展させていくため、県立学校の令和4年度入学生より、生徒所有の端末を学校でも家庭でも学習に利用する、いわゆるBYOD(※)を導入し、1人1台端末環境を構築していきます。

※BYOD(Bring Your Own Device)



リーフレット「GIGAスクール構想の実現へ」(文部科学省:令和2年)

# 5

## 体験活動

第3期プラン 1-(2)-ア

1

「生きる力を育む教育の推進」

阪神・淡路大震災から得た教訓や、こころ豊かな人づくり懇話会、心の教育緊急会議からの提言等を踏まえ、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養うなど、「心の教育」の充実を図るため、県民の参画と協働による兵庫型「体験教育」等の体験活動を推進する。特に、子どもたちの「自立」に向け、体験活動における試行錯誤の中で自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方や生き方を考えさせる。

### 令和4年度 重点実践事項

- 達成感や自己有用感を高めるための学習活動の工夫と事前・事後指導の充実
- 学校・家庭・地域のつながりを深める体験活動の展開

実践目標

1

幼児児童生徒の豊かな  
人間性と社会性を培う

実践目標

2

体験活動での学びを  
その後の生活や学習にいかす



### 重点! ①自立心の育成

全

幼児児童生徒の自立心を育むため、主体的・自発的な活動を通して、課題を見出し解決しようとする態度を身に付けさせたり、達成感や自己有用感を感じ取らせたりするなど、創意工夫する。

### ②人や社会と関わる力の育成

全

福祉体験やボランティア体験、就業体験等、人や社会と関わる活動を通して、公共の精神や協調性の涵養に努めるとともに、思いやりの心や責任感をもって積極的に行動する力を育む。

### ③豊かな情操の育成

全

自然や芸術文化に関わる体験活動を通して、生命尊重の精神、自然に対する畏敬の念、美しいものに感動する心等を培う。



自然学校での陶芸体験(洲本市立堺小学校)



### 重点! ①指導計画の作成と事前指導の充実 小中高特

児童生徒がこれまでに取り組んできた体験活動を踏まえ、児童生徒の発達段階を見通したキャリア形成が図られるよう、教科等と関連付けた指導計画を作成する。併せて、事前指導を工夫し、体験活動に向けての意欲や目的意識を高める。



### 重点! ②学習活動の工夫 小中高特

地域の実情に応じて、主体性を育み、感動体験のある学習活動となるよう、児童生徒が互いに協力して企画・運営する活動を取り入れたり、児童生徒の興味・関心に基づいたプログラムを編成したりするなど、創意工夫する。



### 重点! ③事後指導の充実 小中高特

体験を通して学んだことをその後の生活や学習にいかすため、学びの成果を発表したり、体験活動で見聞きしたことを各教科の中で取り上げたりするなど、事後指導の充実を図る。

### ④PDCAサイクルによる改善 小中高特

体験活動実施後のアンケート等を活用し、体験活動がその後の児童生徒の生活や学習にどうかされたかを検証し、指導の改善に努める。

### ⑤機会の確保 小中高特

豊かな人間性や社会性を育む観点から、体験活動の機会を確保できるよう、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めるとともに、ICTを活用するなど、実施方法を創意工夫する。

### 兵庫型「体験教育・キャリア教育」の系統図

小学校		中学校		高等学校	
<b>環境体験事業 (3年)</b> 里山、田畑、水辺などで自然とふれあう体験型環境学習 (3回以上)	<b>自然学校推進事業 (5年)</b> 豊かな自然の中での長期宿泊体験活動 (4泊5日以上)	<b>青少年芸術体験事業 ~わくわくオーケストラ教室~ (1年)</b> 兵庫芸術文化センター管弦楽団による参加型鑑賞教室	<b>地域に学ぶ [トライやる・ウィーク] (2年)</b> 地域や自然の中での多様な社会体験活動 (1週間)	<b>高校生ふるさと貢献・活性化事業 ~トライやる・ワーク~</b> クラス単位等によるふるさと貢献活動やふるさと課題探究活動	<b>高校生就業体験事業 ~インターンシップ推進プラン~</b> 事業所等における就業体験活動等
<b>特別支援学校</b>					
特別支援学校交流・体験チャレンジ事業(全幼児児童生徒) 地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動 等					

①家庭・地域等との連携

全社

家庭や地域、関係機関・団体等との一層の連携により多様な体験活動の機会を設けることができるよう、保護者や地域の人々に体験活動のねらいや内容等について理解を求める。



②地域とのつながりの深化

全社

地域とのつながりを深め、感謝の心やふるさとを愛する心を育てるため、文化行事や伝統行事、ボランティア活動等に参加するなど、地域の人々と連携する。

③安全を確保する体制の整備

全社

特別な支援を必要とする子どもへの配慮を含め、全ての幼児児童生徒の健康保持や安全確保をするため、保護者や地域の人々に協力を求めるとともに、医療・福祉・警察等関係機関との連携を図る。

自然学校

○自然学校充実に向けた4つの視点

- 1 自然学校のねらいを達成するために何が必要かを視点としたプログラムデザイン
- 2 自然学校の基本理念を踏まえ、ゆとりある時間の中で自然と豊かに触れ合う活動の充実
- 3 キャリア教育の視点で捉え直し、児童の基礎的・汎用的能力の育成につなげる取組の充実
- 4 児童の成長を積極的に認め、自然学校の成果や学びをその後の学習や生活にいかす

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」

○事前・事後指導の充実

【事前指導】

- ・活動に向けての意欲を高め、目的意識を明らかにするとともに、自分の在り方生き方について考えさせる。
- ・自身の希望や動機にとどまらず、活動場所の決定に伴う責任を自覚し、責任ある行動がとれるよう主体性を高めていく。

【事後指導】

- ・体験を振り返り、何を感じ、何を学んだかといった自身の活動の意味を考えさせる。
- ・体験を通して実感した社会に関わることの大切さ、厳しさ、楽しさから、自分の進路や生き方について考えさせるなど、生徒の意識を高めていく。

○「トライやる・ウィーク」を一層充実させる視点

- 1 原点をふまえた活動の深化
- 2 事前・事後指導の充実
- 3 生徒と地域とのつながりの深化
- 4 教育支援システムの活性化による地域コミュニティづくりの推進
- 5 行政による支援の継続及び充実

「トライやる・ウィーク」評価検証委員会から

関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

自然学校活動プログラム指導資料

(H30 県教委)

地域に活かす「トライやる」アクション

「トライやる・ウィーク」の成果を一過性のものとせず、生徒が地域のよさやふるさとの恵みに触れることができるよう、土・日曜日や長期休業中等を利用して、地域行事の一部を担ったり、新たな行事を企画し主体的に運営したりするなどの実践的な取組が行われています。

《「トライやる」アクションの内容例》

- 体験活動場所での継続した活動  
例) 幼稚園・保育園でのトイレ掃除、園庭草抜き、清掃活動  
商業施設でのオータムフェスタへの参加、清掃活動  
老人ホーム施設訪問やスポーツ交流 等
- 地域の夏祭り、運動会等の企画と参加
- 地域伝統行事への参加及び運営補助  
例) 地蔵盆、しめ縄づくり、市民マラソン大会 等

高校生ふるさと貢献・活性化事業  
～トライやる・ワーク～

○全体計画作成

- ・特別活動、教科・科目及び総合的な探究の時間等に位置付け、3年間を見通した全体計画を作成する。

○計画、立案

- ・学校の特色等に応じて活動テーマを設定する。
- ・生徒全員が在籍中に、少なくとも1回は、主体的に参加できるよう配慮する。
- ・活動に関わった生徒が活動の成果を発表したり、表現したりする場を設ける。

高校生就業体験事業  
～インターンシップ推進プラン～

○全体計画の作成

- ・就職希望者は全員、それ以外の生徒も一人でも多くがインターンシップを体験できるようにする。

○計画、立案

- ・事業所におけるインターンシップおよび啓発的体験活動(進路指導講演会、職場見学、職業人インタビュー、アカデミック・インターンシップ等)に生徒全員が在学中に少なくとも1回は参加できるように配慮する。なお、就職希望者は必ず事業所におけるインターンシップを実施する。

心のバリアフリー推進事業

公立特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立をめざし、家庭・地域社会等との連携のもと、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動を支援します。

○交流活動

- 例) 近隣の学校園との交流及び共同学習、スポーツ等の地域交流活動、ボランティア活動 等

○体験活動

- 例) キャンプ、宿泊学習、美術館等の施設見学、工場等の見学 等

(留意点)

活動にあたっては、安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮し、事前に幼児児童生徒の実態を踏まえた理解の促進及び学習意欲の喚起を図るとともに、事後は、振り返りや発表の機会を設けるなど活動の充実を行うこと。

# 6

## 環境教育

第3期プラン 1-(2)-ア

1

「生きる力を育む教育の推進」

「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、自然とのふれあいや身近な生活の中での気付き・発見をきっかけとして、環境に関心をもち理解を深め、自然に対する豊かな感性を養う。また、命あるものとふれあう中での感動を通して命の大切さや命の連鎖を実感させ、自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む。

さらに、科学的な考察を通して、持続可能な環境適合型社会の実現に向けて主体的に行動する力を養う。

### 令和4年度 重点実践事項

- 地域の産業、自然、人材等をいかした学習素材の積極的な活用
- 環境問題や環境保全等に対する理解の促進

実践目標

1

### 環境教育を計画的に推進する

#### ① 系統的な指導計画の作成 全

発達段階や地域の自然環境の特色を活用した直接体験となるよう工夫する。また、各教科等の学習内容と関連づけた指導計画となるよう指導内容を見直す。

#### ② 環境問題への関心の高揚 全

幼稚園等における遊びの時間、また、学校における各教科や総合的な学習(探究)の時間等を利用し、水力・火力・原子力・太陽光等のエネルギー資源の特性、廃棄物やリサイクル等の環境の社会的諸問題への関心を高める。

#### 重点! ③ 地域の特性をいかした学習素材の積極的な活用 全



産業、自然等の地域の特性をいかした学習素材や地域人材を積極的に活用するため、大都市から農山村、離島まで、それぞれの地域の環境を保全し、ふるさと意識を醸成する取組を推進する。

実践目標

2

### 発達段階に応じ、環境を大切に する意欲や態度を育てる

#### ① 指導方法及び指導内容の工夫・改善 全

「幼児期の環境学習・教育実践事例集」や小・中・高等学校用の「環境教育副読本」を活用するなど、問題解決の過程を通して、環境に対する理解を深める指導に取り組む。

#### ② 学習と実践の一体化 小中高特

体験活動を重視し、学習と実践の一体化を図る環境教育を推進する。また、地域で環境問題に取り組む人々に学ぶなど、環境を大切にしたい意欲・態度を育てる。

#### 重点! ③ 実践力の育成 小中高特



環境とそれに関わる社会や文化及び経済に関する科学的理解を深める活動を通して、環境問題や環境保全等に向けた人間の果たす責任と役割を理解させる。また、SDGsの考え方を踏まえ、持続可能な社会の実現をめざして、主体的に行動する力を育成する。

### SDGsと環境教育

SDGsとは、世界が団結して取り組む、持続可能でよりよい世界の実現を目指す17の目標のことです。

「Think Globally, Act Locally」(地球規模で考え、足下から行動せよ)の言葉のように、各学校で実践している環境教育とSDGsとの結び付きを児童生徒に気付かせることにより、活動意欲が向上したり、大人になってからも持続可能な社会に関わろうとする態度を養ったりすることが期待できます。



川遊びでの自然体験  
(養父市立大屋子子ども園)

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

第5次兵庫県環境基本計画

(H30 兵庫県)

# 7

## ふるさと意識を醸成する教育

第3期プラン 1-(2)-1

# 1

「生きる力を育む教育の推進」

日本の歴史・文化を大切に、ふるさと兵庫を愛する心と誇りに思う気持ちを育て、地域の一員としての自覚を高めるため、兵庫型「体験教育」や地域の行事への参加等、地域の自然・歴史・伝統等についての理解を深めるとともに、人々とのふれあいを通じて地域に根ざした文化や産業に目を向け、豊かな文化を創造する態度を育てる。また、芸術文化に親しみながら、豊かな感性や情操、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育む。

**令和4年度 重点実践事項** ● 地域に根ざした伝統文化や芸術文化に触れる機会の充実

**実践目標** 1 人々とのふれあいを通じて地域を大切に思う心を育てる

**重点!** ① **体験を通じて地域の魅力を認識する機会の充実** **全社**  
地域の行事への参加や伝統文化・芸能の体験等を通じて、郷土の伝統文化に親しんだり、トライやる・ウィークをはじめとする体験活動等を通じて、地域の歴史・産業等に触れたりする。

**重点!** ② **伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実** **全社**  
地域に根ざした伝統芸能や多様な芸術を鑑賞したり、その活動に参加したりする機会を増やし、感性を高め、豊かな情操を養う。その際、美術館・博物館等との連携を一層進める。

③ **地域の歴史資料等を活用した学習の充実** **全社**  
地域の博物館や資料館等に収蔵された歴史文化遺産の活用とともに、歴史的な建造物や民俗芸能の見学、伝統工芸の体験等を通じて、郷土の歴史や伝統・文化への理解を深める。  
また、中学校においては、冊子「ふるさと兵庫 魅力発見!」を授業等で活用し、兵庫に対する愛着を深め、兵庫の魅力を発信する能力を養う。

④ **地域の自治体や企業等との連携** **高**  
高校生の視点で兵庫の地域の自然・産業・歴史・伝統・文化等について新たな価値を見出し、兵庫県や地域の在り方を探究する力を育成する。さらに、自治体や企業等と協働して、将来、兵庫を支える人材づくりを推進する。

### 郷土伝統文化継承推進事業

伝統ある郷土の文化を後世に伝えていくため、県立播磨農業高等学校では、部活動として播州歌舞伎の継承に取り組んでいます。他にも県立千種高等学校が千種太鼓に、県立出石高等学校が出石焼に、県立淡路三原高等学校が淡路人形浄瑠璃に、県立上郡高等学校が和太鼓に、県立明石城西高等学校が吟剣詩舞に、県立浜坂高等学校が麒麟獅子舞に取り組んでいます。



播州歌舞伎(県立播磨農業高等学校)

### ふるさと兵庫 魅力発見!

子どもたちの兵庫に対する愛着を高めていくため、兵庫の自然、産業、歴史、伝統、ゆかりの人物を俯瞰的に見たり、知識を統合したりできる資料を作成しました。

- 【内 容】
- I 兵庫県ってどんなところ?
- II 豊かな自然を生かした兵庫の産業
- III 兵庫を支えた歴史
- IV 受け継がれる伝統
- V 兵庫のものづくり
- VI 未来につながるふるさと兵庫



### — ふるさと意識 —

自分が生まれ、育ち、住んでいる所をふるさととして大切に思う気持ちである。  
自分が生まれ、育ち、住んでいる地域への愛着や誇りがあるからこそ、地域の将来を考え、未来への期待を持つことができるものである。  
その地への思い入れや愛着がふるさと意識とも言える。

<b>関係資料</b>	※関係資料一覧より一部抜粋	
	※一覧はP67のQRコードから閲覧可	
	伝統文化に関する教育 指導の手引き	(R3 県教委)
伝統文化の学びの充実事業実践事例集	(R1 県教委)	
ふるさと兵庫 魅力発見!	(H30 県教委)	

# 8

## 道徳教育

第3期プラン 1-(2)-ウ

1

「生きる力を育む教育の推進」

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を養う。

また、発達段階を考慮した体験的・実践的な活動を通して、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等について、学ぶ機会を充実を図る。

### 令和4年度 重点実践事項

- 他者や自己との「対話」による「深い学びをめざす」道徳科の授業の推進と評価の充実
- 家庭・地域への道徳科の授業公開の推進

実践目標

1

教育活動全体を通じて  
児童生徒の道徳性を養う

#### ①全体計画の作成・推進

小中高特

道徳教育の目標を明確にして全体計画を作成し、各教科をはじめ、あらゆる教育活動の特質に応じて、全ての教職員が協力して道徳教育を推進する。各学校では、道徳教育推進教師の役割を明確にするとともに、全体計画及び各教科等における指導内容や時期を整理した別葉を作成する。



#### 重点! ②思いやりに満ちた人間関係の構築 全

豊かな人間性を育てることで、自分を大切にするとともに、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心を育むよう指導方法を工夫する。また、思いやりに満ちた人間関係を築くことを通じて、いじめの未然防止や新型コロナウイルス感染症等に関する差別・偏見の防止につなげる。

#### ③体験活動を通じた道徳性の育成 全

兵庫型「体験教育」等を通して自尊感情を育み、自他の生命の尊重、他者への思いやり等の道徳性を養うとともに、自立心や自律性、ルールやマナーを主体的に守る心や態度等を育てる。

実践目標

2

道徳科における教員の  
授業力の向上を図る



#### 重点! ①実践的指導力の向上

小中特

実践的な授業力の向上を図るため、県が作成した指導資料等を活用し、指導のねらいに則した多様な指導方法や、児童生徒が、物事を多面的・多角的に捉え自分自身のこととして考えを深められる、他者や自己との「対話」による「深い学びをめざす」授業を研究する。

#### ②評価の充実

小中特

道徳科における児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を適切に把握した上で評価し、児童生徒が自身の成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるように努める。また、授業及びその評価は個々の教員が個人としてのみ行うのではなく、学校全体で、組織的・計画的に取り組む。

#### ③兵庫版道徳教育副読本等の活用 小中特

道徳科においては、各地域に根ざした郷土資料等、多様な教材を活用することが重要であることから、「兵庫版道徳教育副読本」等を効果的に活用する。

また、「兵庫版道徳教育副読本」は、道徳科以外の各教科、総合的な学習(探究)の時間、特別活動においても児童生徒の実態に応じて、計画的かつ適切に活用する。

#### ④「生命の尊重」と「規範意識」等に関する指導 小中特

『「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成』指導の手引きや『「命の大切さ」を実感させる教育プログラム』等、県が作成した指導資料を活用し、学年間・校種間の接続や系統性を踏まえた指導を行う。

### 「深い学びをめざす」道徳科の授業のために

道徳科はよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であり、そのための手段として様々な指導方法の工夫が考えられます。しかし、手段であるはずの指導方法が授業の目的になってしまうと、授業者主体の「価値の押し付け」や「教え込み」の授業になってしまう危険性があります。

「深い学びをめざす」上でポイントとなるのは、児童生徒の道徳的諸価値についての理解を基に学習を始めることです。「道徳的価値についての理解を基に」とは、児童生徒がすでに体験的に知っていることを基に授業を行うことであり、授業者はその価値理解の実態に応じて、他者や自己との「対話」により、児童生徒が道徳的価値の意味を捉え、その意味を明確にし、道徳的価値と自己との関わりを問い直すなどの指導によって、より深い理解に至るように指導することが求められています。



**① 道徳科の授業公開**

**小中特**

授業参観やオープンスクール等の機会を捉え、道徳科の授業を公開し、学校における道徳教育について家庭や地域の人々の理解を得るとともに、「兵庫版道徳教育副読本」等を家庭で活用するよう呼びかける。

**② 日常生活にいかす指導**

**全**

日常生活においても、基本的な生活習慣や規範意識、社会状況による差別や偏見を許さない心や態度、人間関係の基本となる挨拶の習慣や社会生活上のルール等を身に付けようとする態度を育成する。

**③ 家庭や地域での道徳的实践**

**全**

ボランティア精神、家族のきずな、助け合う心の大切さ等、震災の教訓を踏まえ、家庭や地域での道徳的实践につながるよう、地域社会における諸行事や活動と学校の取組とを関連付けて指導する。

**④ 地域人材の活用**

**全**

地域人材の活用により、郷土に対する認識を深め、地域社会に貢献した先人や高齢者への尊敬と感謝の気持ちを育み、その生き方に学び進んで郷土の発展に努めようとする実践意欲と態度を育てる。



外部講師を招いた道徳科校内研修会  
(加西市立加西中学校)



道徳科の授業でのロールプレイング  
(丹波市立和田小学校)

**関係資料**

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 指導資料「『対話的な学び』を通して生き方についての考えを深める道徳科の授業をめざして」【実践研究編】 (R2 県教委)
- 指導資料「『対話的な学び』を通して生き方についての考えを深める道徳科の授業をめざして」 (R1 県教委)
- 指導資料「道徳科の全面实施に向けて」 (H30 県教委)
- 指導資料「『特別の教科道徳』の全面实施に向けて③」 (H29 県教委)

**道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について**

道徳科の評価を行うに当たっては、以下の点に留意し、学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現することが適切である。

- ① 児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- ② このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を※(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童生徒が学習の見通しをもって振り返る場面に適切に設定しつつ見取ることが求められること。
- ③ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- ④ 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ⑤ その際、特に道徳教育の質的転換を図るという今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

※( )は中学校

学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)より(平成28年7月29日文科省通知より)

# 9

## 人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育

第3期プラン 1-(2)-E

1

「生きる力を育む教育の推進」

「人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。また、教育の主体性、中立性を堅持し、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、拉致問題や多様な性等の人権に関わる課題の解決に向け、人権教育に総合的に取り組む。

### 令和4年度 重点実践事項

- 多様な価値観や今日的な人権課題の理解促進に向けた指導方法の工夫・改善
- 改訂版「ほほえみ」「きらめき」「HUMAN RIGHTS」等を活用した研修の実施

### 実践目標 1

#### 発達段階に応じた 人権教育を推進する

#### ①人権尊重の精神の涵養 全

学校園や地域の実態を踏まえ、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成する。

#### 重点! ②指導内容の充実と指導方法の工夫・改善 全



同和教育のこれまでの教育実践を踏まえ、今日的な人権課題の理解促進のため、人権教育資料を積極的に活用する。また、幼児児童生徒の自己有用感や自己肯定感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の人権を尊重しようとする意欲や態度を育み、主体的・実践的な人権学習を進めるため、多様な体験活動を取り入れるなど、工夫・改善を図る。

#### ③個性や能力をいかす教育の推進 全

幼児児童生徒一人一人の個性や能力をいかす教育を推進するため、共生社会の実現に向けて、人権教育資料等を活用し、男女共同参画や多文化共生等への理解を深め、相互理解・協力を基盤に、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられるよう取り組む。

### 実践目標 2

#### 人権教育の推進体制を 確立する

#### ①計画的な取組 小中高特

各学校における人権教育目標の実現のため、人権教育資料等を活用した全体計画を作成し、発達段階に応じて、個別的な人権課題を年間指導計画に位置付け、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して取り組む。

#### ②組織的な取組 小中高特

年間指導計画の見直しや指導の改善を図るため、校内における推進体制を整え、人権教育の取組を学校評価の評価項目として設定するなど定期的に点検・評価を行う。また、それらの取組に関する情報を家庭や地域の人々に発信し、人権教育に対する理解を促進する。

#### 重点! ③人権意識の高揚等に向けた研修 全



教職員は、人権意識の高揚と指導力の向上を図る必要があることから、いじめ、インターネットによる人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害等、今日的な人権課題を取り上げ、人権教育資料等を活用した研修を実施する。また、地域の人材等を活用するなど組織的・計画的な研修の充実を図る。

### 外国人児童生徒等の受入れについて

#### 【教育委員会、学校・教職員向け】

- ☑ 外国人児童生徒等の受入れのためにはどうすればいい?
- ☑ 日本語指導をどうすればいい?
- ☑ 進路指導をどうすればいい? など

※受入れの対応や指導・支援場面で困ったときなどに活用できる資料があります。

- ◎「外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～」(R2.3)

#### 【保護者向け】

- ☑ 日本の学校制度をどのように説明したらいい?
- ☑ 学校に必要な(保護者が用意する)ものを伝えるには?
- ☑ 奨学金制度についてどのように説明したらいい?
- ☑ 日本語で説明しても、保護者が理解できません など

※日本の学校制度、編入の手続、教育内容、進級・進学、教育費、学校でのきまり、奨学金制度、授業料免除制度などについて、15言語で作成した資料があります。

- ◎「就学支援ガイドブック(改訂版)」(多言語版)

※どちらの資料も、子ども多文化共生センターのホームページからダウンロード可能

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋

※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 小学校低学年用 人権教育資料「ほほえみ」(改訂版) (R3 県教委)
- 「人権文化あふれる温かい共生社会をめざして～多様な性への理解を深めるためのガイドライン～」 (R3 兵庫県)
- 高校生用 教育資料「HUMAN RIGHTS-いま私がひらく未来-」(改訂版) (R2 県教委)
- 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止に向けた指導について (R2 県教委)
- 「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について (R2 県教委)
- ユネスコスクールの加盟について (R2 県教委)
- 就学支援ガイドブック(15言語) (R2 県教委)
- 「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～(改訂) (R1 県教委)
- 外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～ (R1 県教委)
- アニメ「めぐみ」短縮版(15分) (R1 内閣官房)
- 外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版) (H30 文科省)
- 「ハイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて(改訂) (H29 県教委)
- 男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改訂版)(実践事例編) (H29 県教委)

①共生の心の育成 全

全ての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育むため、子ども多文化共生センターと連携し、異なる文化、民族、宗教、生活習慣、価値観に対する理解を図る。

重点! ②自己実現に向けた支援 全



外国人幼児児童生徒等のアイデンティティの確立を図るため、子ども多文化共生サポーターや地域の人材等を活用し、母国の文化や言語、民族の歴史等の学習機会を充実する。また、進路など将来を見据えて、体系的・継続的な指導・支援を実施する。

③母語による支援の充実 小中高特

学校生活への早期適応を促進するための心の安定や生活適応、学習支援が円滑にできるよう、子ども多文化共生サポーター等の母語支援員や多言語翻訳機・アプリケーション等のICTを活用し、外国人児童生徒等のコミュニケーションを図る。

重点! ④日本語指導の促進 小中高特



日本語の習得や基礎力の定着を図るため、各教科の指導等について児童生徒一人一人に応じて「特別的教育課程」を編成するなど、きめ細かな指導を行う。また、外国人児童生徒等の自己実現を支援するため、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する学校間をオンラインでつなぎ、交流や学びの機会の充実を図る。

⑤帰国幼児児童生徒への支援 全

帰国幼児児童生徒の円滑な就園・就学を図るため、家庭や地域と連携して、海外で培った特性を伸長するよう努めるとともに、温かく迎えられ、互いに理解し尊重し合えるよう配慮する。



母語による授業の支援(芦屋市立潮見中学校)

外国人児童生徒にかかわる教育指針

多文化共生の視点に立って、外国人児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての児童生徒が互いを尊重し合い、多様な文化的背景をもつ外国人児童生徒と豊かに共生する真の国際化に向け、「人権教育基本方針」に基づき、外国人児童生徒の人権にかかわる課題の解決に取り組むため、「外国人児童生徒にかかわる教育指針」を策定。

(参照)  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/gaikokujinsisin.html>



〈基本的な考え方〉

1 外国人児童生徒が民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。

- 重点目標1 外国人児童生徒が誇りを持って過ごせる環境づくり
- 重点目標2 学習機会の提供と自尊感情の形成
- 重点目標3 学習指導及び進路指導の充実

2 すべての児童生徒に、外国人に対する偏見や差別の不当性について認識を深めさせるとともに、あらゆる偏見や差別をなくしていこうとする意欲や態度を身につけさせる。

- 重点目標1 在日韓国・朝鮮人など日本に在留する外国人にかかわる歴史的経緯や社会的背景についての認識
- 重点目標2 日本語指導が必要な外国人児童生徒についての認識
- 重点目標3 差別や偏見の不当性についての認識

3 共生の心を育成することをめざし、すべての児童生徒に多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や技能を身につけさせる。

- 重点目標1 異なる文化の理解
- 重点目標2 自国の文化を尊重する態度と異文化間コミュニケーション能力の育成

4 外国人児童生徒にかかわる教育指導の充実に向け、教職員一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、実践的指導力の向上を図るための研修体制を確立する。

- 重点目標1 教職員の人権意識の高揚
- 重点目標2 教職員の研修の充実
- 重点目標3 家庭及び地域、関係機関・団体等とのネットワークの充実

—個別的な人権課題—

- ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害者 ⑤同和問題
- ⑥アイヌの人々 ⑦外国人 ⑧HIV感染者・ハンセン病患者等
- ⑨刑を終えて出所した人 ⑩犯罪被害者等
- ⑪インターネットによる人権侵害
- ⑫北朝鮮当局による拉致問題等
- ⑬その他(性的指向に係る人権問題、人身取引、ホームレス等)

〔人権教育・啓発に関する基本計画〕(H23)などから

# 10 防災教育

第3期プラン 1-(2)-オ

1

「生きる力を育む教育の推進」

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、風水害を含む様々な自然災害から自らの生命を守るため、地域の災害特性を理解した上で正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成する。また、生命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を幼児児童生徒に考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。併せて、災害に備え地域の防災拠点として機能するよう学校の防災体制の充実を図る。

## 令和4年度 重点実践事項

- 防災教育副読本「明日に生きる」を活用した実践的な防災教育の実施
- 「学校防災マニュアル」を踏まえた、地域等と連携した学校防災体制の充実

実践目標

1

防災教育を充実する

実践目標

2

学校防災体制を充実する



### 重点①「兵庫の防災教育」の推進 全

指導計画に防災教育副読本「明日に生きる」等の活用を位置付け、震災の経験や教訓を語り継ぐとともに、防災・減災の意識高揚を図る。

また、「防災教育カリキュラム作成の手引き」を活用し、各教科や体験活動等を通して災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力を育成する。

### ②実践的な防災教育の推進 全

地域の災害特性等を踏まえ、災害時に身を守る行動や対策等がとれるよう、様々な場面や時間帯での災害の発生を想定するとともに、避難所での生活・行動、備蓄について考えるなど、発達段階に応じた学習形態や指導内容を工夫する。

### ③ボランティア活動の推進 小中高特

被災地への支援活動やボランティア活動等を通じて生命の尊さを実感させるとともに、地域の一員として協働できる、助け合いの心を育成する。実施の際は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、ICTを活用して交流するなど、活動内容を工夫する。



### 重点④心のケアに関する指導の充実 小中高特

防災教育副読本「明日に生きる」等を用い、災害による心的ストレス及びその対処について指導する。

指導にあたっては「心のケア研修資料」の事例や取組を参考にするなど、阪神・淡路大震災における心のケアの取組成果の継承に努める。



### 重点①災害に備えた危機管理体制の構築 全

危機管理に的確に対応できるよう、県の「学校防災マニュアル」を踏まえ、防災訓練等の機会を活用しながら、災害対応マニュアルを不断に見直し、校園内研修等を通じて情報共有する。また、災害時の避難所運営支援において期待される役割については、感染症への対応を含め、避難所を設置・運営する責任を有する市町防災部局、自主防災組織等と協議を行う。



### 重点②家庭・地域等との連携・協働体制の構築 全

地域の災害特性等を踏まえ、平素から家庭、地域住民、近隣学校園、市町防災部局、消防署等の専門機関との連携を強化し、感染防止対策を講じた上で実践的な防災訓練を実施する。

感染防止対策に努めてもなお実施が難しい場合は、地域・専門機関の担当者等と教職員のみで役割分担や連携を確認する訓練や図上訓練を行うなど、学校組織の実践力を高める。

### ③心のケア体制の構築 全

心のケアが必要な幼児児童生徒に適切に対応するため、校園内で情報の共有化を進めるとともに、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドの向上を図る。また、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラー、医療機関等の専門家、関係機関との連携を強化する。



地震を想定した避難訓練(小野市立市場小学校)

## 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

防災教育カリキュラム作成の手引き ～兵庫の防災教育はじめての一步～	(R2 県教委)
学校防災マニュアル[令和元年度改訂版]	(R1 県教委)
震災・学校支援チームEARTHハンドブック[平成28年度版] 一部改訂	(R1 県教委)

## 震災・学校支援チーム(EARTH)の活動

EARTHは阪神・淡路大震災時に受けた全国各地からの支援に報いるために結成され、災害発生時に被災地の学校を支援する教職員の組織です。被災地支援とともに平時には県内外への講師活動等を行っています。

### ◇災害時の活動

- ①学校教育応急対策と学校早期再開に向けた助言
- ②児童生徒等の心のケア
- ③学校における避難所運営支援 等



### ◇平時の活動

- ①各種研修会等での講演・助言
- ②各学校での兵庫の防災教育の推進
- ③各地域の地域防災体制への協力 等



※お問い合わせは各教育事務所または  
県教育委員会事務局教育企画課まで

## 浸水想定区域・土砂災害警戒区域に 立地する要配慮者利用施設

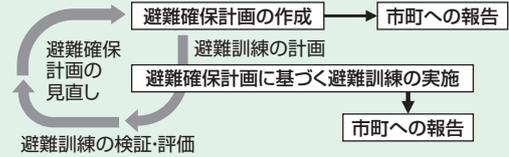
平成29年の水防法及び土砂災害防止法の一部改正により、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、市町の地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校は、以下の事項についての報告が義務付けられています。

- (1) 避難確保計画の作成及び市町への報告
- (2) 避難確保計画に基づく避難訓練の実施及び市町への報告

※市町による施設の指定は、ハザードマップが改訂されると追加指定される場合がありますので、自校が対象校かどうかは、市町の防災担当部局に確認することが必要です。

### 【対象校がすべきこと】

※□は義務



### ○要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として  
防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと



## 【参考資料】 学校防災マニュアル(令和元年度改訂版)

(令和2年3月)

県教育委員会では、平成9年度に各学校の災害対応マニュアル作成のための手引きとして「学校防災マニュアル」を作成しました。阪神・淡路大震災から25年を機に3度目の改訂を行い、今後発生が予想される様々な自然災害から児童生徒の生命を守る学校防災体制の構築をめざしています。



### 【内容構成】

#### I 事前の備え

- 第1章 事前の危機管理
- 第2章 防災(避難)訓練の実施

#### II 発生時の危機管理

- 第3章 災害発生時の危機管理

#### III 事後の対応

- 第4章 災害時における避難所としての学校の果たす役割

### 【活用のポイント】

- ・PDCAサイクルにより防災(避難)訓練の工夫改善を図り、災害対応マニュアルの実効性を確保する。
- ・WBS(※)により災害発生時における教職員の行動・対応等について整理し、災害発生時の危機管理体制を整備する。  
※WBS(Work Breakdown Structure)・・・工程を細かな作業(Work)に分解(Breakdown)し、構造化(Structure)する管理手法
- ・学校防災体制診断リストにより災害対応マニュアル等の見直しや学校組織の実践力の向上を図り、事前の危機管理体制を強化する。



## 【参考資料】 防災教育カリキュラム作成の手引き～兵庫の防災教育はじめての一步～

(令和3年3月)

小学校学習指導要領の総則には、「安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と規定されており、中学校、高等学校学習指導要領でも、同様の規定があります。各学校でカリキュラムマネジメントの視点を持って教科等横断的に防災教育を行ってもらえるよう、防災教育カリキュラム作成等に関する資料をまとめました。



### 【内容構成】

- (1) 兵庫の防災教育について
- (2) 防災教育推進全体計画
- (3) 防災教育指導計画
- (4) 防災教育に関連する単元一覧表

### 【活用のポイント】

- ・各校種の防災教育推進全体計画例を参考に、児童生徒の発達段階、学校の実態等に応じて、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・各教科、特別活動等における学習活動例をもとに指導する。



施策解説P.64

# 11 体力・運動能力の向上

第3期プラン 1-(3)-ア

1

「生きる力を育む教育の推進」

運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせることにより、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成する。積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向等を踏まえ、子どもの発達段階に応じた体力向上が必要であることから、家庭・地域やスポーツクラブ21ひょうご等と連携し、各種の運動を適切に行い、体力・運動能力の向上を図る。

## 令和4年度 重点実践事項

- スポーツクラブ21ひょうご等と連携したスポーツ環境づくりと指導の創意工夫及び改善
- 運動やスポーツの習慣化及び新体力テスト種目の正しい知識と技術の習得

実践目標  
1

豊かなスポーツライフを継続する  
資質や能力を育成する

### ①運動習慣の確立を図る年間指導計画の作成 **小中高特**

運動の習慣化につなげるため、体育の授業等において、自己の課題解決のために活動することや、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるような工夫をしながら、年間指導計画を作成する。

### ②体育の授業等における安全の確保 **小中高特**

体育の授業や体育的行事(運動会等)、部活動等における安全を確保するため、発達段階・学習状況等の個人差を踏まえ、段階的な指導を行うとともに、適切な健康観察や休憩の実施、熱中症対策、定期的な設備・用具の点検等を行う。また、児童生徒自らが体調管理を行い、けがや事故を回避することができる能力を育成する。

### 重点! ③楽しく体を動かす時間の確保 **幼特**

幼児期における遊びを通して運動やスポーツへの興味・関心を高め、運動習慣の定着につなげるため、毎日、自ら体を動かす楽しさや心地よさを実感できるようスポーツクラブ21ひょうご等と連携し、発達の特性に応じた様々な遊びやスポーツを体験させる。



体育大会での表現活動(上郡町立山野里小学校)

実践目標  
2

体力・運動能力向上を図る  
態度を育成する

### 重点! ①主体的に体力向上を図る態度の育成 **小中高特**

新体力テストの正しい測定方法を理解させるとともに児童生徒に効果的な動作を習得させることにより、自身の体力や運動能力の正確な状況を把握させる。また、自己の課題や適性等に応じた体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるため、県が作成した動画等を参考にし、スポーツクラブ21ひょうごに配置した器具を活用する。

### ②体力・運動能力の向上 **小中高特**

学校行事や業間等、教育活動全体を通じて、体育・スポーツ活動を継続的に取り入れ、家庭・地域との連携のもと、運動習慣を定着させる。

#### 新体力テスト測定のポイント

～新体力テストの記録向上に向けて～

兵庫県教育委員会では、新体力テストの記録向上のための正しい測定方法や実施の際のポイントをまとめた冊子を県教育委員会体育保健課のホームページに掲載しています。ぜひご利用ください。



#### ソフトボール投げ (ハンドボール投げ)

ソフトボール(ハンドボール)投げでは、投げる能力や力をより強く出す能力を測ります

「いち、にー、クルッ!」で記録向上

ポイント

【ボールの持ち方】※ボールの縫い目に指先をかける

初級編

いち、 にー、 クルッ!

上 級

確認しよう!  
・投げる方向に対して横向きになっているか?  
・ひじがしっかりと上がついているか?(頭のてっぺんに手の甲がつくくらい)

※慣れてきたらステップを入れて投げてみよう。

体を前向きにクルッ!

中級編

いち、 にー、 クルッ!

※ボールを持つ手と反対のひざをこしまであげよう!

大きく1歩をふみ出そう!

#### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

いきいき運動部活動(4訂版)  
運動プログラム動画サイト

(H30 県教委)  
(H28 県教委)

# 12 食育

第3期プラン 1-(3)-イ

生涯にわたる望ましい食習慣の形成や食に関する自己管理能力を育成するため、学習指導要領に基づき、学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育を推進するとともに、学校給食における県産農林水産物の活用の促進を図り、家庭や農林水産関係者を含む地域の協力を得た食育の実践に取り組む。

**令和4年度 重点実践事項** ● 「食育ハンドブック」を活用した食育の推進

**実践目標 1 食育を組織的・計画的・継続的に進める**

**重点!** ① **指導体制の確立と指導内容の充実 小中高特**  
 発達段階に応じた食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食に関する指導に係る全体計画を作成するとともに、「食育ハンドブック」を活用し、各教科等において「ちよこつと食育」を取り入れるなど、教育活動全体を通じて食育を推進する。高等学校においては、学校保健計画に食に関する指導を位置付け、校内における推進体制を整える。

② **家庭・地域との連携 全**  
 授業等の公開や、食育だより等による家庭への情報発信、地域の協力を得た「食」に関する活動等の取組を進める。

③ **学校給食の活用 小中特**  
 安全・安心な学校給食の実施に努め、旬の食材を使用するなど、献立内容の充実を図り、学校給食を「生きた教材」として活用した指導を行う。

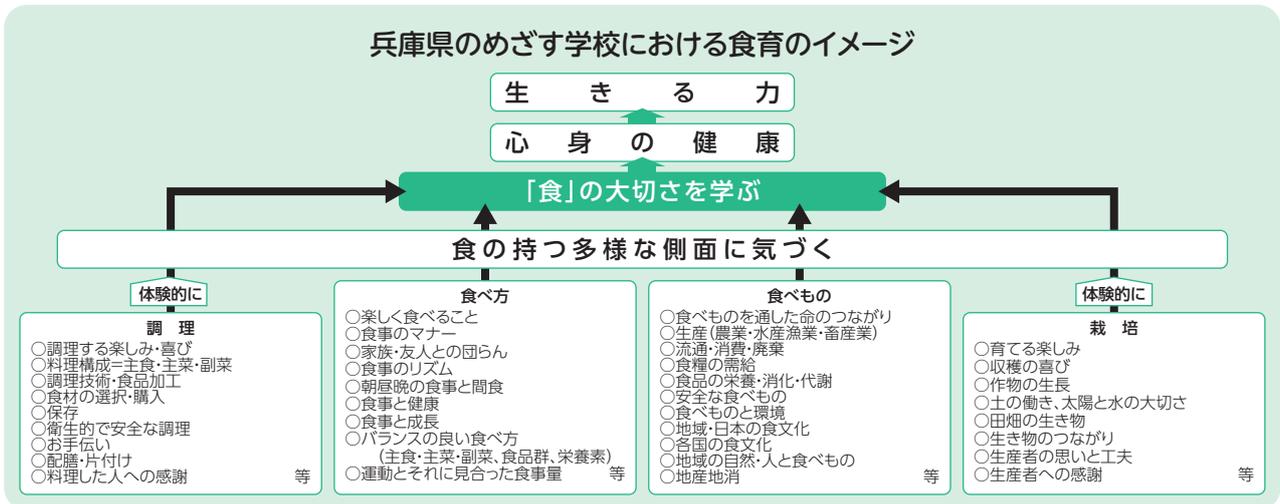
④ **学校給食等への地場産物の活用 小中特**  
 県における県産県消の取組等を踏まえた学校給食等への地場産物の活用や、地域の食材を活用した調理実習を通して、生産者への感謝の心を育む活動を推進する。また、毎年1月の全国学校給食週間に実施する「兵庫のめぐみ学校給食」等により、地域の産業や自然、食文化への理解を図る。



家庭科の調理実習(加西市立北条東小学校)

**ちよこつと食育**  
 教科・領域の目標の実現を前提として、具体的な指導計画を作成する際に食に関する内容や教材を位置付けることにより、あらゆる教科・領域で食育を実践すること。

**関係資料** ※関係資料一覧より一部抜粋  
 ※一覧はP67のQRコードから閲覧可  
 食育ハンドブック(中学校版) (R1 県教委)  
 食に関する指導の手引-第二次改訂版- (H30 文科省)



施策解説P.64

# 13 健康教育・安全教育

第3期プラン 1-(3)-ウ

1

「生きる力」を育む教育の推進

多様化・深刻化している心身の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上や体系的な保健教育の充実、家庭・地域の医療機関等との連携による保健管理の充実を図る。また、幼児児童生徒に自らの安全を守るための能力を身に付けさせるため、安全教育の推進を図り、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う。

## 令和4年度 重点実践事項

- 感染症予防のための指導の徹底
- 地域・警察・関係機関と連携した学校安全の取組の充実

実践目標

1

生涯にわたる  
健康の基礎を培う

### ① 家庭・地域と連携した学校保健活動の推進 **全**

「兵庫県学校保健推進計画」に基づき、学校保健計画の作成や健康課題対策の評価検証等を行う学校保健委員会を、一年を通じて複数回開催するよう努める。



### 重点! ② 感染症予防のための能力・態度の育成 **全**

国のマニュアル「感染症の解説」「学校の新しい生活様式」に基づき、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、風疹、麻疹等をはじめとする感染症における予防対策を正しく理解させる。

### ③ アレルギー疾患への対応 **全**

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、正しい知識と緊急時の対応能力を身に付ける。また、アレルギー疾患を有する幼児児童生徒が発達段階に応じて自己管理能力を身に付けられるよう、保健指導や生活指導を行う。

### ④ 学校園全体での健康教育の推進 **全**

校園長のリーダーシップのもと、養護教諭や学級担任等は相互に連携し、幼児児童生徒が生涯を通じて健康を保持増進するための健康相談や保健指導等を適切に行う。また、がんや精神疾患に関する教育等の健康教育の推進や、現代的な健康課題に対応する指導力の向上に努める。

### ⑤ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進 **小中高特**

児童生徒の実態を把握した上で、低年齢の段階から健康への影響を認識させ、適切な意思決定と行動選択ができるよう指導する。

特に、学校保健計画に薬物乱用防止教室を位置付け、全ての中学校・高等学校では毎年必ず実施し、小学校においても実施に努める。

### ⑥ 発達段階に応じた性に関する指導 **小中高特**

発達段階に応じて、性に関する正しい知識を習得し、多様な性について理解を深め、自分や相手の人格を尊重した行動がとれるよう指導する。

実践目標

2

安全に対する意識を高める

### ① 安全に関する教室・講習会の実施 **全**

自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を育成できるよう、交通安全・防犯教室等を実施する。また、発達段階に応じて心肺蘇生法及びAED等の一次救命処置について学習を実施する。



### 重点! ② 危機管理への取組 **全**

地域・県警・関係機関等と連携した学校安全を推進する体制を構築する。通学路の合同点検、地域安全マップの作成等を通じ、登下校時や日常生活の中に潜む危険、交通安全対策や不審者等への防犯対策について、予測し、的確な判断・行動ができるようにする。また、県警をはじめとする交通安全関係団体と連携し、人材や資料等を活用しながら、自転車利用者及びその保護者に対し、賠償保険への加入の義務化を周知徹底する。



警察と連携した交通安全教室(加西市立下里小学校)

## 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋

※一覧はP67のQRコードから閲覧可

改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引 (R2 文科省)

改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引 (H30 文科省)

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (H30 文科省)

学校において予防すべき感染症の解説  
(H30 (公財)日本学校保健会)

# 14 キャリア教育(体系的・系統的なキャリア教育)

第3期プラン 1-(4)-ア

複雑で予測困難な社会に対応できるよう、児童生徒一人一人が、生涯を見据えて、学ぶ意義や目的を見出し、充実した人生を送るための基盤となる能力について、小学校から高等学校までの各学校段階間のつながりを重視しながら、意図的・継続的に育成を図る。また、進路指導においては、自らの意思と責任で主体的に進路を選択して決定できる能力や態度を育成する。

## 令和4年度 重点実践事項

- 兵庫版「キャリア・パスポート」等の積極的な活用による小中高一貫した取組の推進
- 社会の変化に対応し、生徒の能力・適性等、個に応じた進路指導の充実

1

「生きる力を育む教育の推進」

実践目標

1

社会的自立に必要な  
態度や能力を育てる

### ① キャリア教育推進体制の整備 小中高特

全ての教職員の共通認識のもと、特別活動を要としつつ教育活動全体を通してキャリア教育に取り組む。また、学校におけるキャリア教育の目標を明確にし、兵庫版「キャリア・パスポート」による小中高の接続を踏まえ、全体計画を作成するなど、校内の体系的・系統的なキャリア教育を組織的に推進する。



### ② 基礎的・汎用的能力の育成 小中高特

自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割等を理解させ、「キャリアプランニング能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」等、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するため、兵庫版「キャリア・パスポート」やキャリアノート、キャリア教育指導資料等を積極的に活用して、発達段階に応じた小学校から高等学校までの継続的な指導を、家庭や地域と連携して行う。



耕運機を使った作業学習  
(県立北はりま特別支援学校)

実践目標

2

主体的な進路選択を支援する

### ① 個に応じたガイダンス機能の実施 中高特

生徒の能力・適性、興味・関心、障害の状態や将来の進路希望等に基づき、保護者との連携のもと、個に応じて適切に指導する。特に、中学校では、業者テストによる偏差値等に依存することなく、個々の能力・適性・実態を踏まえた進路指導を行う。



### ② 進路選択に係る情報提供 中高特

中学校等は、各高等学校の特色等の情報収集に努め、生徒・保護者に対し、オープン・ハイスクール等への参加や学校紹介動画等の視聴の促進による積極的な情報提供を行う。

高等学校等は、就業・就労先の情報収集・新規開拓や大学等の特色の把握に努め、生徒・保護者への積極的な情報提供を行う。



体験を通してものづくりを学ぶ生徒  
(加東市立社中学校)

### 「基礎的・汎用的能力」とは

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる力でキャリア教育で育成すべき4つの能力のこと。

- ・「人間関係形成・社会形成能力」
- ・「自己理解・自己管理能力」
- ・「課題対応能力」
- ・「キャリアプランニング能力」



「キャリア教育の手引き」(H23 文科省より)

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- 9年間の学びをつなぐキャリア教育実践事例集 (R3 県教委)
- 特別活動を要としたキャリア教育指導の手引き (R1 県教委)
- 兵庫版「キャリア・パスポート」 (R1 県教委)
- ひょうごキャリア教育指導事例集 (H29 県教委)

施策解説P.65

# 15 キャリア教育(社会に触れる機会の充実)

第3期プラン 1-(4)-イ

1

個人の働き方が多様化するとともに、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組が広がっている社会に対応するため、社会に触れる機会の充実を図る。また、児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の自己の在り方生き方を考えるとともに、発達段階に応じて主体的に生涯の生活を設計し、社会とのつながりや社会における自らの役割を考えることができるよう支援する。

令和4年度  
重点実践事項

● キャリア形成に資する体験活動の充実及びグローバル化に対応する交流の充実

実践目標

1

社会参画に必要な態度や能力を育てる

「生きる力を育む教育の推進」



## 重点! ① 体験活動の積極的な活用 小中高特

保護者や地域の人々、関係機関等と連携しながら、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験、産業現場等における実習等、多様な体験活動や地域を支える産業に関心を持つ機会を設ける。こうした活動を通じ、人や社会と自分との関わりを認識させるとともに、失敗を恐れず困難や逆境に立ち向かう力、心のしなやかさ等、レジリエンスの醸成に努める。



## 重点! ④ 社会参画への意欲・態度等の育成 小中高特

各教科や児童会・生徒会活動、学校行事等において、社会の一員としての自覚や社会参画への意欲・態度を養う。高等学校では、令和4年4月から成人年齢が18歳となることを踏まえ、公民の授業や総合的な学習(探究)の時間等において「私たちが拓く日本の未来」や「参画と協働が拓く兵庫の未来」を活用するなど、生徒に必要な政治的教養を身に付けさせるよう努める。

## ② 事前・事後指導の実施 小中高特

児童生徒がこれまでに取り組んできた体験活動を踏まえ、兵庫版「キャリア・パスポート」、キャリアノートを継続的に活用することで、より発展的な体験活動となるよう指導計画を工夫する。

また、児童生徒がねらいを明確にし、主体的に体験活動に取り組めるよう事前指導するとともに、体験活動を通して習得した知識・技能や気付いたこと、考えたこと等を記録・蓄積し、児童生徒が自らの成長を感じられるよう事後指導する。



## 重点! ⑤ 国際交流の積極的な実施 小中高

グローバル社会で活躍できる態度や能力の育成のため、各学校においては、ICTの活用等により海外の学校等と積極的に交流し、特に、高等学校においては、国際的な視野に立った多様な価値観の理解や地域と世界を関連づける探究学習等に取り組む。

## ③ 将来について考え行動する態度や能力の育成 小中高特

少子高齢化、人口減少とともにICTの発展やグローバル化が進むこれからの社会の中で、課題を発見し、解決を図る能力を育成する。そのため、ライフプランを含めたキャリア教育を通じて、主体的に生涯の生活を設計し、ワーク・ライフ・バランスや、社会における自分の役割、自分らしい生き方について考えさせる。



地域の事業所で就業体験を行う生徒  
(県立千種高等学校)

### ひょうご子ども・子育て未来プラン (R2～R6)

県が少子対策・子育て支援等に関する取組を総合的かつ体系的に推進するため策定した基本計画



### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」  
(H30 文科省)

## キャリア教育とは

子どもたちが生きる力を身に付け、社会の変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができる教育「キャリア教育」が今求められています。キャリア教育とは、子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育です。この視点に立って、学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、日々の教育活動を展開することがキャリア教育の実践の姿です。

## キャリア教育を通して育てる「基礎的・汎用的能力」とは

### 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分が置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

### 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

### 課題対応能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置づけ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

### キャリアプランニング能力

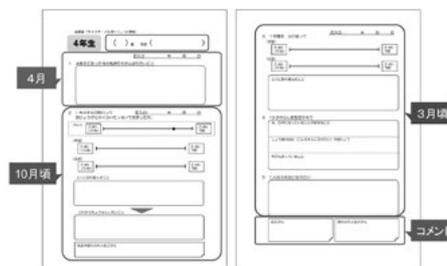
## キャリア教育をつなぐキャリアノート、兵庫版「キャリア・パスポート」

### キャリアノートとは…

キャリア発達を促す様々な学習経験や活動の記録などを児童生徒自身が書き込むノートです。このノートは、教職員が児童生徒の成長や変化を定性的・定量的に評価し、一人一人の指導・支援に役立てるための重要な資料とすることができます。

### 兵庫版「キャリア・パスポート」とは…

キャリアノートの内容をもとに、毎学期末に振り返りを行う際に活用するものです。県で統一した様式にすることで、次の学年や校種に引き継ぎやすくしており、分量も各学年1～2ページとしています。



【兵庫版「キャリア・パスポート」】

兵庫版「キャリア・パスポート」を用いて学年間や校種間をつなぐことで、子どもたちや教員にとって次のような良さがあります。

#### 子どもにとって

過去に自分が書いたことを読み返したり、振り返ることで新たな学習活動への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりできます。

#### 教員にとって

兵庫版「キャリア・パスポート」をつなぐことにより、どのような学習過程をたどってきたか、そこでどのように成長してきたかが把握でき、体系的・系統的なキャリア教育につながります。

## 特別活動を要としたキャリア教育の充実を図る

新学習指導要領では、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとされています。

それぞれの教科等では、子どもたちはキャリア発達につながる多くの気づきをしています。また、それらは異なる教科でも関連していることがあります。

特別活動(学級活動)では、キャリアノートや兵庫版「キャリア・パスポート」を活用し、振り返りをしたり新たな目標を立てたりする中で、各教科等での学びをつなげ、意識化させます。



# 16

## すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育 (縦の連携)

第3期プラン 1-(5)-ア

1

「生きる力を育む教育の推進」

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、全ての学校園や学級に、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒が在籍することを前提に、一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を見据えたキャリア形成に向け、きめ細かく適切な教育的支援を行う。

### 令和4年度 重点実践事項

- 入学・進学時等の着実な情報の引継ぎと、教育的ニーズに応じた指導・支援の継続
- 支え合い認め合う学級づくりとユニバーサルな授業づくり等への授業改善の推進

実践目標

1

一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育を充実する

#### ① チームで取り組む校園内支援体制の構築 **全**

校長は学校園経営計画に特別支援教育を明示するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、校園内委員会を定期的に開催し、PDCAサイクルによる点検・評価や全ての教職員の共通理解を図る。

#### ② ニーズに応じた合理的配慮の提供 **全**

「学校における合理的配慮の観点」(教育内容・方法、支援体制、施設・設備)を踏まえ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、本人・保護者との合意形成を図る。また、定期的にその成果を検証・評価し、内容を見直す。

#### 重点! ③ 個別の教育支援計画の作成・活用 **全**

作成にあたっては、合理的配慮及び福祉・医療等関係機関の情報を反映させる。作成後も、一貫性のある支援のため、実態把握に基づいた評価の上、適宜見直しを行い共有する。

引継ぎにあたっては、本人・保護者の同意を得る。また、中学校から高等学校へは、必要に応じて「中・高連携シート」を活用し、計画的かつ合理的、効果的に引き継ぐ。

#### 重点! ④ 個別の指導計画の作成・活用 **全**

作成・活用にあたっては、本人・保護者との共通理解のもと、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じた指導内容・方法を検討し、PDCAサイクルにより適時見直しを行う。

通級による指導においては、優先的に取り組むべき自立活動の指導内容を設定し、学級担任と通級指導担当教員とで十分な共通理解を図り活用する。

#### ⑤ 適切な教育課程の編成 **小中高特**

通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ児童生徒に対して、障害の状態等に応じ、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成する。また編成の意図等について、本人・保護者への説明責任を果たすとともに、次年度へ適切に引き継ぐ。

実践目標

2

交流及び共同学習を充実する

#### 重点! ① 「心のバリアフリー」の推進に向けた交流及び共同学習 **全**



様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合うことができるよう、取組のねらいを明確にする。

実施に際しては、交流及び共同学習を教育課程に位置付けたり年間指導計画を作成したりするなど、計画的・組織的・継続的に推進する。

#### ② 特別支援学校と小・中学校の連携 **小中特**

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地での生活基盤を形成するため、「副次的な学籍ガイド」等を参考に、同世代の仲間と共に学ぶ居住地校交流を充実する。その際、学習活動に参加している実感や達成感をもてるよう、特別支援学校と居住地の小・中学校は十分に打合せを行い、必要な合理的配慮(教育内容や教育方法等)を提供する。

#### ③ 特別支援学校と高等学校の連携 **高特**

特別支援学校分教室等が高等学校と同一敷地内において取り組んでいる先進的な実践事例や「特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業」の成果等を参考に、各学校において生徒が体験を通して、主体的・対話的に取り組める教育内容や方法を工夫する。

#### 特別な教育的支援の引継ぎのポイント

進学等の移行期において一貫した切れ目ない支援を行うため、個別の教育支援計画、中・高連携シート等(「合理的配慮」含む)を活用した引継ぎを行うことが重要。

#### 「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(平成29年11月)

支援の引継ぎについて、特に課題となっている高等学校への引継ぎの仕組み、体制づくりを進めるために作成したものの。内容は次のとおり。

引継ぎの対象者、引継ぎの資料、引継ぎの時期、引継ぎの方法、引継ぎの流れ 等

#### 引継ぎを受けた高等学校における支援情報の活用例

- ・ 教職員で共通理解し、指導・支援に活用
- ・ クラス、グループ編成時に活用
- ・ 個別の教育支援計画等作成時に活用 等

実践目標  
**3**

自立と社会参加を見据えた  
キャリア教育を充実する

①発達段階に応じた系統的な取組の推進 **特**

幼稚部、小学部から高等部まで将来を見通した教育を継続して行える特別支援学校の強みをいかし、個別の教育支援計画を活用した系統的なキャリア教育に一層取り組む。また、周囲や社会に貢献しながら自分らしく生きるため、生活、就労、余暇(スポーツや芸術等)の観点から調和的な発達を促す。



②技能検定等を活用した授業改善の推進 **特**

生徒の就労意欲を高め、企業等への就職を促進するため、外部人材の参画や、技能検定を効果的に活用した授業改善を推進する。また、企業等の理解を深めるため、授業見学等の機会を設け、産業現場等における実習の趣旨の理解と機会の拡充を図る。

実践目標  
**4**

学びの継続により、全ての  
教職員の専門性を向上する



①発達障害等に関する知識・技能の習得 **全**

発達障害等に関する基礎的な知識・技能を習得し、指導力の向上を図るため、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等を行う。また、学習指導要領等に示された学びの困難さに応じた指導ができるよう指導力の向上を図る。

②学校園の中核となる教員の専門性の向上 **全**

特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任は、県立特別支援教育センターにおける講座の受講等により、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供等、様々な課題に対応できる指導力の向上に努める。また、特別支援学校教員全員が特別支援学校教諭等免許状を所持するよう、認定講習等を積極的に受講する。

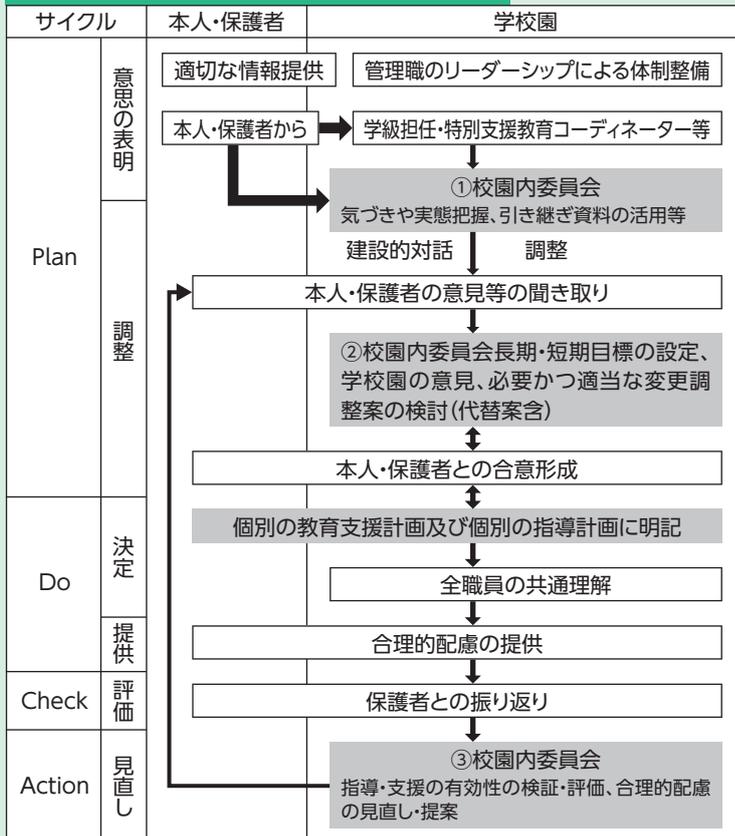
「副次的な学籍(副籍)」をいかした居住地校交流

特別支援学校の子どもたちに副籍を導入(令和5年度から全県で実施)し、地域とのつながりの維持・継続を図ります。そして子どもたちの相互理解を深め、互いに支え合いながら「共生社会」の実現をめざします。  
※「副次的な学籍」とは、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みです。  
※本県では、「副次的な学籍」のことを「副籍」と呼んでいます。

学校における合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

合理的配慮提供のプロセス



特別支援学校のセンター的機能

外部専門家との連携

教育委員会との協議



合理的配慮の具体例

- ・板書やスクリーン等がよく見えるよう、黒板等に近い席を確保する。
- ・聴覚過敏の幼児児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
- ・目的の場所までの案内の際に、幼児児童生徒の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置について希望を聞いたりする。
- ・知的障害のある児童生徒に対して、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。等

「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(H28県教委)を一部抜粋

# 17

## 早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育 (横の連携)

第3期プラン 1-(5)-イ

1

障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核としたネットワークを活用するとともに、市町組合教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深める。

令和4年度  
重点実践事項

● 「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」「医療的ケア実施体制ガイドライン」等を活用した関係機関等との連携の充実

実践目標

1

連携による切れ目ない支援体制を充実する

### ① 継続的な教育相談・支援による就学の推進 幼小中特

障害のある幼児児童生徒を居住地域で受け入れるという意識をもって、就学相談等を行う。また、個別の教育支援計画等に、健康、学習、発達、成長という観点から、本人・保護者への情報提供、継続的な相談や懇談等を行い、就学や進路に関する合意形成を図りながら定期的に見直しを行う。

### ② 特別支援学校のセンター的機能の活用 全

特別支援学校の専門性を障害種別の異なる特別支援学校間で相互にいかし合うとともに、小・中・高等学校等で中核となる教員の専門性の向上を図る。さらに、エリアコーディネーターと連携し、小・中学校の校内支援体制を充実する。

※エリアコーディネーター…小・中学校が主体的に課題に対応し解決できる力の向上を図るため、各教育事務所において「教科等指導員(特別支援教育)」として委嘱している。

### 重点! ③ 福祉・医療等関係機関との連携 全



学校等は本人・保護者の願いを中心に据え、安全・安心で適切な支援を行うため、個別の教育支援計画とサポートファイルとの整合を図る。その際、「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」や「医療的ケア実施体制ガイドライン」を活用し、関係機関等と効果的な支援方法等を共有する。

### 重点! ④ 障害者理解等共生社会の実現に向けた理解啓発 全



地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解が深まるよう、学校の取組を学校だよりやホームページで発信する。また、地域社会や関係機関と連携し、様々な機会を捉えて、積極的に理解促進を図る。

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方リーフレット	(R3 県教委)
小・中・高等学校における連携による効果的な実践普及啓発リーフレット	(R3 県教委)
障害のある子供の教育支援の手引	(R3 文科省)
高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド	(R2 県教委)
「学校で学び合う 地域で学び合う 生涯学びつづける」リーフレット	(R2 県教委)
「特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍(副籍)」を」リーフレット	(R2 県教委)
副次的な学籍ガイド～共に助け合う地域でつながりをめざして～	(R2 県教委)
「学校における医療的ケア」リーフレット	(R2 県教委)
教育・家庭・福祉の連携マニュアル	(R2 県教委)
兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン 改訂	(R3 県教委)
特別支援学校のセンター的機能活用のための「支援マップ」改訂	(R2 県教委)
「兵庫県立高等学校における通級による指導」実践事例集	(R2 県教委)
「兵庫県立高等学校における通級による指導」リーフレット	(R1 県教委)
「高等学校における特別支援教育」リーフレット	(R1 県教委)
「企業内実習ご協力のお願い」リーフレット	(R1 県教委)
兵庫県特別支援教育第三次推進計画	(H30 県教委)
小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック	(H30 県教委)
兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応	(H30 県教委)
「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」リーフレット	(H29 県教委)

### 教育・家庭・福祉の連携

児童生徒の安心・安全と一貫した支援のためのトライアングル

安心・安全性	・児童生徒の引き渡しや訪問のルール等を決める。 ・緊急時の対応等も含めた必要な情報を共有する。
一貫性	・学校でも事業所でも家庭でも一貫した指導・支援を行えるよう情報を共有する。
合理性	・どの学校でもどの事業者でも、同様の理解のもとづく連絡・連携体制等を整備する。

### 学校における医療的ケア

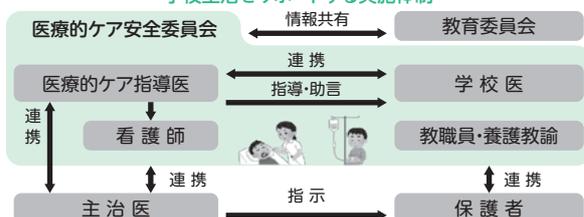
「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指します。「学校における医療的ケア」は、医療的ケアが必要な子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うことを目標としています。

また、令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

<参考資料>

- ・兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン 改訂 (R3 県教委)
- ・「学校における医療的ケア」リーフレット (R2 県教委)

### 学校生活をサポートする実施体制





## 第1章 推進計画の基本的な考え方

兵庫県特別支援教育第二次推進計画(平成26～30年度)の成果と課題及び国の動向を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するためには、就学前から卒業後へとつないでいく縦(線)の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横(面)の連携が重要である。

教育委員会・学校園が主体となって、「縦横(タテヨコ)連携」により特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、兵庫県特別支援教育第三次推進計画を策定する。



## 第2章 本県における特別支援教育の現状と課題及び推進方策

### I 連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

～すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育～

#### 1 学習指導要領の改訂等を踏まえた指導の充実

多様な学びの場における指導を充実させるため、教育的ニーズに応じた指導の改善を進めるとともに、障害のある児童生徒等が地域の一員として豊かに生活することができるよう、障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の充実を図る。また、特別支援学校においては、企業等との連携のもと社会に開かれたキャリア教育を一層推進する。

- (1) 多様な学びの場における指導の充実
- (2) 交流及び共同学習の一層の充実
- (3) 自立と社会参加の実現に向けたキャリア教育の充実

#### 2 すべての教職員の学びの継続による専門性の向上

チームとしての校園内支援体制を充実させるため、すべての教職員の指導力向上を図るとともに、地域・市町の中核となるエリアコーディネーターを育成する。また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%及び特別支援学級担任等の保有率向上を図る。

- (1) 発達障害等に関する指導力の向上
- (2) 専門性確保に向けた取組の推進

#### 3 教育環境整備の推進

知的障害特別支援学校在籍児童生徒数増加等の地域の実情や学校や児童生徒の状態に対応し、特別支援学校整備等を推進する。

- (1) 学校園や幼児児童生徒の状態に応じた課題等への対応
- (2) 地域の実情に応じた特別支援学校の整備等の推進

### II 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

～早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育～

#### 1 関係機関との連携による支援の充実

特別な支援を必要とする障害のある幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校との連携によるエリアコーディネーターを核とした支援体制の強化や、市町組合教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深める。

- |              |                 |              |
|--------------|-----------------|--------------|
| (1) 教育機関との連携 | (2) 保健・福祉機関との連携 | (3) 医療機関との連携 |
| (4) 労働機関との連携 | (5) 地域住民との連携    |              |

#### 2 特別支援教育にかかる理解啓発

共生社会の実現をめざして、特別支援教育に係る理解啓発を推進する。

# 18 幼児期の教育

第3期プラン 1-(6)-ア

1

幼児一人一人の直接的な体験としての遊びや、幼児同士が共通の目的を見出し、工夫したり協力したりする「協同する経験」等、園生活全体を通して、「生きる力」の基礎を育成する。また、幼児教育において育みたい資質・能力を総合的な指導の中で一体的に育むとともに、基本的生活習慣等を身に付けられるよう援助する。

## 令和4年度 重点実践事項

- 幼稚園等と小学校の合同研修等による幼児期と児童期の円滑な接続の推進
- 「すくすく ひょうごっ子」の活用等を通じた家庭との連携推進

実践目標

1

発達や学びの連続性を踏まえた教育を充実する

「生きる力を育む教育の推進」



### ①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成・実施

幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、幼児教育の質の向上を図る。その際、地域の状況や園の規模、教職員の構成等の実態を考慮するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を適切に行う。

#### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿



※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。実際の指導では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。

### ②カリキュラム・マネジメントに基づく保育の展開

幼児理解に基づく指導計画、環境の構成と活動の展開、活動に沿った必要な援助について、検証や評価により指導の改善を図るとともに、園内研修を充実する。



### ③幼児期と児童期の円滑な接続

幼児教育施設間の連携を深めるとともに、幼稚園等と小学校間においても「すくすく ひょうごっ子」等を参考にしながら合同研修・相互参観等の実施や、学びのつながり・指導方法等に関する意見交換をするなど連携する。また、そこで得た知見をいかして接続期の教育課程の改善に努めるなど、幼稚園等と小学校間で、幼児児童の発達を長期的な視点で捉え、円滑な接続を組織的に行う。

### ④特別な配慮を必要とする幼児の指導

特別な配慮を必要とする幼児の指導にあたっては、園内委員会による実態把握、支援方法等の検討、幼稚園等在籍時から小学校との連携を行う。その際、保護者との連携を図るとともに、特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を得る。併せて、合理的配慮(教育内容・方法等)を提供する。

### ⑤遊びを通し体を動かす機会の確保

運動への興味・関心を高め、小学校以降の運動習慣の定着につなげるため、「幼児期運動指針」等を活用し、発達の特性に応じた様々な遊びを通して、自ら体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにする。

#### 幼稚園・認定こども園・保育所の概要

幼稚園 3～5歳	小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行う学校
保育所 0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園 0～5歳	幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
幼保連携型	学校かつ児童福祉施設
幼稚園型	学校(+保育所機能)
保育所型	児童福祉施設(+幼稚園機能)
地方裁量型	幼稚園機能+保育所機能

#### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

継続的、発展的な幼児教育施設と小学校との連携、接続に向けた取組の工夫や仕組み作り、体制作りについて (R3 県教委)  
 幼小の接続を意識した教育実践と接続期のカリキュラムの充実に向けての充実に向けて (R2 県教委)  
 幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」(R1 県教委)  
 幼児期の教育と小学校教育の「指導方法」の接続推進に向けて～園と小学校の相互参観の取組を通して～ (R1 県教委)  
 幼児期と児童期の「学び」の接続の推進に向けて～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点にして～ (H30 県教委)  
 学びと育ちをつなぐアプローチカリキュラムの作成 (H29 県教委)

①心身の調和のとれた発達の基礎の育成 幼

自然の中での遊びや動植物とのふれあい、地域の幼児児童生徒及び高齢者等との交流や地域行事への参加等、心身の調和のとれた発達を促す多様な体験が得られるよう工夫する。併せて、挨拶や手洗い等、幼児自身が生活に必要な習慣を身に付けることの大切さに気付き、自覚できるようにする。

重点! ②伝え合う力の育成 幼

生活の中で心が動く体験をし、感じたことや考えたことを自分なりの言葉や様々な方法で表現したり、教職員や他の幼児等の話を聞いたりすることを通して、伝え合う楽しさを味わえるようにする。

③人と関わる力の育成 幼

他の幼児や教職員との温かなふれあいの中で、相手の思いやきまりの大切さ、してよいこと・悪いことに気付き、考えながら行動し、気持ちを調整したり、きまりを守ろうとしたりするなど、社会生活における望ましい習慣や態度を身に付けられるようにする。

重点! ①開かれた園づくり 幼

積極的な情報の発信、学校評価の結果の公表、地域の教育力の活用や関係機関との連携等を行い、保護者や地域の人々の理解や支援を得る。

②防災教育・安全教育の充実 幼

震災等の教訓をいかし、災害時等に自分の命を守る行動をとることができるよう、日頃から指導する。また、災害時の備えや幼児の安全確保について、家庭や地域、関係機関との連携を図る。

重点! ③子育ての支援 幼

「すくすく ひょうごっ子」の活用を啓発し、幼児の発達や幼児への関わり方等に対する保護者の理解、親子の交流が深められるようにする。また、保護者や地域の実態に合わせた子育ての支援の充実を図るため、幼児期の教育相談、情報発信、保護者同士の交流の機会の提供等に努める。

「すくすく ひょうごっ子」

幼稚園等における教育の実践や子どもの発達のプロセスを保護者に理解してもらうことや、保護者が育児の楽しさを実感し、親子の交流を深めてもらうことを目的としており、幼児教育資料と書き込み型の親子ノートが一体となっています。園・所に在籍する3~5歳児を対象に、保護者へ配布しています。

【内容構成】

①幼児教育資料

- ・乳幼児期の育ちと関わり
- ・園・所と家庭でともに育てる
- ・家庭で育てる
- ・小学校教育とのつながり



②親子ノート

- ・季節とともに成長を感じよう
- ・おもいでのあしあと
- ・お誕生日おめでとう!
- ・一緒に遊ぼう!

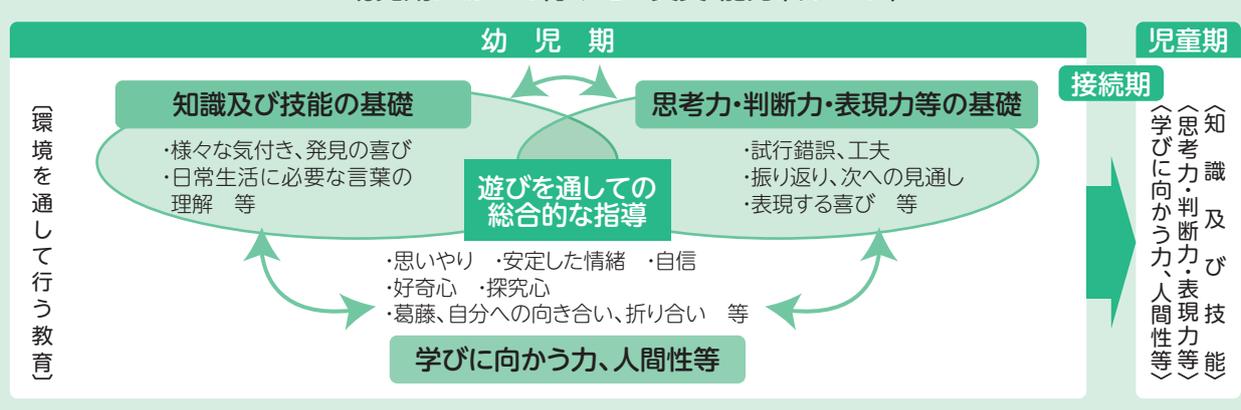


(A5判 両面表紙)

【園・所での活用】

- ・園だよりやドキュメンテーションに抜粋資料を添えて
- ・子育て相談時の具体的実践例として
- ・職員間で保育を見つめ直す研修資料に
- ・小学校等他施設との連携に
- ・懇談会等で保護者間の交流の題材に

幼児期において育みたい資質・能力(イメージ)



# 19

## 教職員としての資質と実践的指導力

第3期プラン 2-(1)-ア

### (1)資質・能力の向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持し、豊かな人間性の涵養に努める。また、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざして、研究と修養に努める。

ICT活用指導力の向上や倫理観の涵養に向けて内容を充実させた教職員研修計画に基づく研修や日々の学習活動等、様々な機会を捉えて常に最新の知識・技能を身に付けるとともに、自らの教職生活を振り返り、新たな思いで子どもたちと向き合う。

#### 令和4年度 重点実践事項

- 幼児児童生徒一人一人の個性を尊重した指導力の向上
- 教員・管理職資質向上指標や教職員研修計画等を踏まえた積極的な研修参加による資質向上

実践目標

1

### 教職員としての基本姿勢を確立する

#### ①教職員としての心構えの確立 全

教育公務員としての職務と自己の崇高な使命を深く自覚し、法令の遵守はもとより、高い倫理観や公正中立な立場の保持、士気の高揚及び職場の活性化に努める。

#### ②子どもと向き合う姿勢の確立 全

子どもに対する愛情と責任感をもち、幼児児童生徒の成長・発達・家庭環境等についての理解を深め、温かくゆとりのある心で接するよう努める。その際、SNS等での個人的なやりとりを含め、幼児児童生徒との必要以上に密接な接触を避け、校園内ルールに基づき適切な関係を保つよう留意するとともに、教職員同士で注意を喚起する。

#### ③豊かな人間性の涵養 全

勤務時間の適正化を図り、ワーク・ライフ・バランスを進める中で、地域の行事やボランティア活動等、社会体験の機会をいかすとともに、自己研鑽に努め、豊かな見識と幅広い視野をもった指導者としての力量を高める。

#### 重点! ④サービス規律の遵守 全

体罰、ハラスメント等の非違行為は、教職員全体の社会的信用・信頼を損ない、幼児児童生徒へも大きな影響を及ぼすものである。この認識を校園内研修等により教職員全員で共有するとともに、教職員としての誇りと責任を自覚して自己の行動を律する。

#### ⑤体罰の根絶 全

校園内研修等を通じて、体罰や威圧的な言動に頼る指導はいかなる場合においてもあってはならないとの認識を徹底する。また、厳しい指導を行った場合には、それが体罰にあたるかどうかを自分だけで判断せず、速やかに管理職に報告する。

#### 重点! ⑥情報管理の徹底 全

幼児児童生徒の個人情報や教務・生徒指導上の情報等の取扱いについては、教育情報セキュリティポリシー等に基づき、最大限の注意を払い、教職員一人一人が適正な管理を徹底する。

実践目標

2

### 専門性と実践的指導力の向上をめざす

#### ①魅力ある授業等の展開 全

積極的に授業等を公開し、相互に研究を深めるとともに、教育効果が上がるよう、幼児児童生徒や地域の実態に応じた指導方法の工夫・改善を図る。

#### 重点! ②個性を尊重した指導 全

幼児児童生徒の意識や行動の変化を的確に把握し、カウンセリングマインドをもって個性を尊重した指導ができるよう指導力の向上を図る。

#### 重点! ③様々な研修機会の活用 全

教員・管理職資質向上指標や教職員研修計画等を活用し、教職員一人一人が自身の実践を振り返るとともに、自らの職責やキャリアステージに応じて高度な専門的知識・技能の習得をめざす。また、計画性をもって自主的・主体的に研修に取り組み、ICTを効果的に活用した授業展開等、直面する様々な課題への対応能力の向上や信頼される教職員としての倫理観の涵養に努める。

#### ④部活動の指導の充実 中高特

自主的・自発的な活動で、個性を伸ばし、好ましい人間関係を育てるといった部活動の教育的意義を再認識し、対話を重視した指導を行う。また、スポーツ障害の予防やトレーニング効果の向上及びバランスのとれた生活の実現の観点から、ノー部活デーの取組(週2日以上以上の休養、平日2時間程度・土日3時間程度の活動)を遵守する。加えて、学校だよりやPTA総会等において活動の趣旨や日程等を生徒・保護者・地域等に周知する。

#### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋

※一覧はP67のQRコードから閲覧可

兵庫県教員資質向上指標に基づくキャリアステージごとの期待される取組例	(R3 県教委)
兵庫県教員資質向上指標 自己評価シート	(R3 県教委)
令和4年度兵庫県教職員研修計画	(R3 県教委)
兵庫県教員・管理職資質向上指標	(R2 県教委)
いきいき運動部活動(4訂版)	(H30 県教委)
文化部活動の在り方に関する方針	(H29 県教委)

施策解説P.65

2

子どもたちの学びを支える環境の充実

〔ポイント〕

- (1) 体罰に関する基本的な考え方の共通理解と体罰禁止の明確な認識
  - 体罰の定義
  - 体罰が与える児童生徒への影響
  - 児童生徒の人権
  - 体罰実態調査結果分析(場面別、態様別等)
- (2) 指導(懲戒)として認められる行為を明確化
  - 授業中・生活指導中・部活動中の指導場面における懲戒と体罰の明確化
  - 体罰を行った教員の責任
  - 今後の対応方針
  - 体罰を行った教員の反省
- (3) 体罰に至るターニングポイントの確認及び未然防止の徹底
  - 小学校における学習指導中の事例
  - 中・高等学校における生活指導中の事例
  - 年代別の体罰理由
- (4) 自己チェック表による望ましい指導のあり方の確認
  - 教職員の共通理解に関する項目
  - 指導体制の整備に関する項目



〔活用方法〕

- 各学校において、「No!体罰」を活用した研修を実施
- 教職員が「No!体罰」を手元に置き、日頃の指導において常に適切な指導方法を確認

〔ポイント〕

- I ゆとりある生活の確保： バランスのとれた生活やオーバートレーニング症候群に起因するスポーツ障害防止の医・科学的観点から「ノー部活デー」の取組を推進する。
- II 指導の充実： 指導方法の基本(説明・手本・試行・評価)に留意し、対話を重視した指導や科学的な指導を図り、体罰にたよらない指導を推進する。さらに、指導のチェックリスト等を活用し、指導のあり方について、常に見直す。
- III 楽しく安全な運動部活動： けがや事故を防ぎ、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れるようにする。特に定期考査や長期オフシーズン直後の熱中症をはじめとする事故等の防止に十分注意する。
- IV 開かれた運動部活動： 学校・家庭・地域の連携のもと、「顧問間の情報交換」や「顧問だけでなく教職員が複数で見守る体制の整備」、「生徒のリーダーの育成」を通じて、運動部活動の活性化を図る。
- V 持続可能な運動部活動にむけて： 生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現できる資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするため、運動部の在り方に関して関係者が役割分担して、抜本的な改革に取り組む。



〔活用方法〕

- 各学校において、「いきいき運動部活動」を活用した研修を実施
- 教職員が「いきいき運動部活動」を手元に置き、日頃の指導において常に適切な指導方法を確認

指導のチェックリスト

- ※チェックがついた項目があれば、指導を再確認し、自己の姿勢を見直しましょう。
- 試合に勝つことが全てである。そのためには、長時間の厳しい練習が必要である。
  - 自分は指導力に自信があるので、他の指導者や保護者の意見を聞く必要はない。
  - 期待している生徒を指導することが多く、他の生徒は放っておいてもかまわない。
  - 試合に勝つためには、休養日は必要ない。
  - 言葉使いには気をつけていても、いざ厳しい場面となると人格を傷つけるような言い方をしてしまう。
  - 生徒の努力を評価できず、生徒のミスや欠点ばかり気になり、いつも生徒を怒ってしまう。
  - 異性の生徒を個別指導する時には、安易に容姿のことを話題にしたり、体を触るなどセクハラまがいの言動や行動をとっている。
  - 生徒には高い競技力と技術力だけ身に付けさせるだけでよい。
  - 運動部活動に関わる会計を一人の顧問だけで行っている。



# 19

## 教職員としての資質と実践的指導力

第3期プラン 2-(1)-ア

### (2) 学習指導

これからの時代に求められる資質・能力の育成に向けて、児童生徒一人一人の興味や関心、発達段階や学習上の課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。

また、児童生徒の学習状況を把握して指導方法の改善につなげるとともに、児童生徒の学力向上につながるよう学習評価を工夫する。

#### 令和4年度 重点実践事項

- 児童生徒の実態を踏まえた授業実践力・授業改善力の向上
- 指導改善や学力向上につながる学習評価の工夫

#### 実践目標 1

指導方法の工夫・改善を図り、魅力ある授業を展開する

#### ① 児童生徒の実態把握 **小中高特**

学習集団の特性に加え、学習状況や興味・関心等、児童生徒一人一人の実態を把握するため、教育活動の様々な場面で児童生徒を観察するように努める。



#### ② ICTの活用等指導方法の工夫 **小中高特**

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、適切な指示・説明や発問、構造化された板書等の基本的な授業技術を磨くとともに、ICTを活用した授業づくりに積極的に取り組むなど、指導方法の工夫・改善を図る。



#### ③ 学習活動の工夫と個に応じた指導 **小中高特**

観察・実験、調査等の体験的な活動や探究活動、要約・論述・討論等の言語活動を取り入れ、学習活動を工夫する。また一斉学習や個別学習、ペア学習、グループ学習等の学習形態を工夫するとともに、個に応じた指導の充実を図る。

#### ④ 学習意欲の喚起 **小中高特**

わかる喜びを実感させ、学習への意欲を高めるため、児童生徒の実態に応じた教材選択や学習課題の設定、互いの学びを高め認め合う活動の充実等、指導方法を工夫する。

#### ⑤ 学習規律の確立と学習習慣の定着 **小中高特**

児童生徒が落ち着いた雰囲気のもとで学習に取り組めるよう、学習規律を確立する。また、授業と家庭学習のつながりを明確にすることにより学習習慣の定着を図る。

#### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

- ICT活用指導カステップアッププログラム (R3 県教委)
- 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料 (R2 文科省)
- StuDX Style GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革しているカタチ (R2 文科省)
- 「未来への道を切り拓く力」を育むカリキュラム・マネジメント (R2 県教委)
- 中学校評価規準表 (R2 県教委)
- 「学習評価の在り方」リーフレット (R2 県教委)
- 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 (R1 国立教育政策研究所)

#### 実践目標 2

学習評価を指導改善にいかし、学力向上を図る



#### ① 学習評価の組織的・計画的な実施 **小中高特**

観点別学習状況の評価の基本的な考え方や方法を教員間で共有するとともに、学習評価の妥当性や信頼性を高められるよう、児童生徒や保護者にあらかじめシラバスや評価の方針について説明するなど、学校全体で組織的かつ計画的な取組を行う。

#### ② 学習の見通しや振り返りの指導 **小中高特**

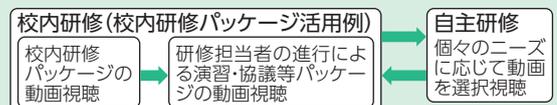
授業の最初に目標や評価の方法を示すなど、児童生徒に自らの学習の見通しをもたせるよう工夫する。また、授業の最後には学習内容を振り返る活動を取り入れるなど、児童生徒が自己評価する機会を設け、学力向上を図る。

#### ③ 指導と評価の一体化 **小中高特**

授業の中で、振り返りの論述や発表、話し合い活動等を取り入れたたり、Webアンケート作成ツールを活用したりするなど、評価の方法を工夫し、適切な場面で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善にいかす。

#### ICT活用指導カステップアッププログラム

自主研修や校内研修で活用できる児童生徒一人一台の学習用端末活用のための研修プログラム



校外研修(必要に応じて) → 児童生徒一人一台の学習用端末の活用

- 自主研修** 個々のニーズに応じて動画を選択、視聴する。
- ・教室のプロジェクターに資料を映す方法を知りたい
  - ・文書作成ソフトと表計算ソフトを用いて保護者面談の案内を作りたい
  - ・プレゼンテーションソフトを用いて教材を作りたい
  - ・クラウドサービスを用いて課題を配布したい
  - ・クラウド型ホワイトボードを用いて授業でグループ協議をさせたい
- 校内研修パッケージ** 研修担当者の進行によりステップアッププログラムの動画を視聴しながら自校の機器を用いて演習・協議を行う。

- 【基本プログラム】**
- 「学級活動・校務での活用」クラス内の連絡、スケジュール管理、ファイル共有
  - 「授業での活用」アンケート、小テスト、協働学習、情報モラル
  - 「オンライン授業での活用」教室と家庭をつないだオンライン授業
- ※ 学校のニーズに合った動画を選択し、自由に組み合わせて利用できる。

# 19 教職員としての資質と実践的指導力

第3期プラン 2-(1)-ア

## (3) 学級経営

学級は、幼児児童生徒が学校園生活の大半の時間を過ごす基本的な集団であり、学習指導や生活指導を進める基礎的な場である。

学級担任は、心の通い合う学級経営を基盤に、児童会・生徒会活動や学校行事等の集団活動を通して、望ましい人間関係の形成、自主的・実践的な態度、健全な生活態度の育成に努める。

### 令和4年度 重点実践事項

- 一人一人の個性をいかした計画的な学級経営の実践
- 主体的に考え、課題解決を図る実践的な学級活動等の実施

実践目標

1

安心して学べる環境をつくる



### 重点! ① 計画的な学級経営の実践 全

学校園の教育目標に基づき、幼児児童生徒一人一人の個性をいかした計画的な学級経営に努める。

### ② 安心できる学級づくり 全

幼児児童生徒の達成感や自己有用感を高め、学級が共感的で安心できる居場所となるよう、一人一人の個性を十分に理解し、それぞれが活躍できる機会をつくるなどの工夫する。また、養護教諭やスクールカウンセラー・キャンパスカウンセラー等と協力し、幼児児童生徒の心のケアの充実に努める。

### ③ 教育的愛情に基づいた子どもとの関わり 全

学級は幼児児童生徒の人格形成に関わる場であるという認識に立ち、生活背景や内面の理解に努め、日常的に声かけをするなど、温かくゆとりのある心で接するよう努める。

### ④ 教室等の環境整備 全

教室等の環境を清潔で潤いのある空間として整え、幼児児童生徒が気持ちよく学習活動等に取り組み、安心して過ごせるように工夫する。また、「学校の新しい生活様式」に基づき、感染症の感染及び拡大のリスクを低減する環境づくりに努める。

実践目標

2

集団活動を通して  
自主性・自律性を育む



### 重点! ① 自主性の育成 全

学級活動・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動、学校行事等を通して、自他の違いを互いに認め合い、支え合いながら、自ら課題を見つけて解決しようとする自主的・実践的な態度を育む。

### ② 自律性の育成 全

規律正しい態度で授業や行事等に参加し、主体的に活動できる集団づくり等を通じて、自律性と責任感を身に付け、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育む。

実践目標

3

組織的に対応する



### 重点! ① 情報の共有と多角的・多面的な理解 全

幼児児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、全ての教職員が「チームとしての学校」の視点に立ち、情報交換や連携を密にしながら、多角的・多面的な理解に基づいて組織的に指導する。

### ② 幼児児童生徒・保護者からの相談への対応 全

幼児児童生徒や保護者からの相談等に対しては、その気持ちを真摯に受け止め、管理職や他の教職員と連携しつつ、共に考える姿勢で対応する。

### 「安心できる学級づくり」に向けた取組

#### ◆「いじめ未然防止プログラム」を活用した学級づくり

児童生徒に下図のような資質・能力を育むことをねらいとして、学校での実践において活用できる「授業プラン」や「特別活動プラン」を収録しており、解説動画も視聴できます。いじめの未然防止のための取組は、児童生徒が安心できる居場所づくりにつながります。

自分を大切に 大切にする	他者との 関係	集団での 生活
① ストレスマネジメント能力 ② セルフコントロール能力 ③ 自尊感情・自己効力感	④ 思いやり・他者理解 ⑤ コミュニケーション能力 ⑥ 思いや考えの表現力	⑦ 仲間づくり・絆づくり ⑧ 自治集団づくり ⑨ 規律性 ⑩ 道徳性 ⑪ 相談・支援を求める力

また、下図のようなリーダーチャートが作成できるアンケートツール「CoCoLo-34」を活用することで、これらの資質・能力の実態把握にいかすことができます。

本プログラムを学級経営にぜひご活用ください。



#### ◆「いじめ未然防止プログラム」

県立教育研修所Webページよりダウンロードして活用することができます。



2

子どもたちの学びを支える環境の充実

# 20 教職員の協働体制

第3期プラン 2-(1)-イ

校園長のリーダーシップのもと、学校園教育目標の共通理解を図りながら教職員一人一人の能力・適性をいかした学校運営に努め、教職員全員が協力して、機動的に対応できる組織を構築する。

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるように、管理職が中心となって、働きがいのある学校づくりを進める。

## 令和4年度 重点実践事項

- 働きがいのある学校づくりに向けた県・市町での統一的な取組の実践
- 家庭・地域等との連携や校務の情報化により効率的に取り組む体制の整備

### 実践目標 1 学校運営を効率的・組織的に進める

#### ① 学校評価を活用した運営改善と評価結果の公表 全

「学校評価ハンドブック[追補版]」を参考に、学校評価を通じて全ての教職員が学校運営の成果や課題を共通理解する。学校評価の結果は、ホームページ等を活用して広く公表するとともに学校教育目標に反映するなど学校運営改善に活用する。

#### ② 学校評議員制度等の活用 全

学校評議員制度や学校運営協議会を活用し、保護者や地域の人々の意向を学校運営に反映する。また、その支援を得て学校教育活動を充実する。

#### ③ 家庭や地域との連携 全

保護者や地域の人々の意見・要望等に対しては、全ての教職員の協力のもと、真摯な対応に努め、家庭や地域との連携を深めることで信頼を得る。また、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を積極的に活用する。

#### ④ 指導技術の伝承 全

学校園全体で若手教職員の育成に努める。その際、初任者研修や校園内研修をはじめ、日々の教育活動や保護者・地域との関わりの中で、ベテラン教職員の豊富な知識や経験を伝えられるよう工夫する。

#### 重点! ⑤ 情報化推進に向けた体制整備 全

校務の情報化推進にあたっては、校務の効率化やより円滑な情報共有が進むよう、校内の推進体制を構築するとともに、ICT環境の運用等について定期的な点検・改善等を行う。

### 実践目標 2 働きやすい職場環境づくりを進める

#### 重点! ① 勤務時間の適正化に向けた取組 全

業務量の適切な管理等について定めた規則及び方針等を踏まえ、各校の実態に応じた効果的な業務改善に取り組む。また、定時退勤日・ノー部分活デーの完全実施、各種休暇制度の活用促進により、教職員のワーク・ライフ・バランスを図る。

教職員の負担軽減を図るため、ICTや外部人材を効率的かつ積極的に活用する。特に、新型コロナウイルス感染症対策として見直した行事・会議等について、今後も見直し後の手法を採用するなど積極的に業務量削減に努める。

このような働きがいのある学校づくりに向けた取組について、学校だよりや広報誌等を活用し、保護者や地域住民、関係機関等への理解促進を図る。

#### ② 男女共同参画に向けた職場環境づくり 全

全ての教職員が男女共同参画の理念に対する理解を深める。また、「第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」に基づき、人権が尊重され、仕事と生活の両立等に配慮され、教職員一人一人が個性と能力を十分発揮し、働きがいを実感できる職場づくりに努める。

#### ③ ハラスメントのない職場環境づくり 全

「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」等を活用した研修を実施し、教育公務員としての職務と使命感を深く自覚するとともに一人一人の人権意識を高める。また、日頃から円滑なコミュニケーションを図り、一人で悩みを抱え込まずに互いに相談しやすい雰囲気醸成するなど、風通しのよい学校づくりを進め、教職員相互の協力・協働の職場環境づくりに努める。

#### 重点! ④ 健康に配慮した校園内体制の構築 全

管理職は、働きがいのある学校づくりに向け、教職員の勤務時間を適正に把握する責務があることを踏まえ、記録簿等を活用した勤務時間の把握を徹底し、健康管理に努める。また、毎月、衛生委員会を開催し、教職員の長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルスの保持・増進に配慮した校園内体制等を構築する。

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

第5次男女共同参画基本計画	(R2 内閣府)
第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」	(R2 兵庫県)
第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン(令和3年3月策定)	(R2 県教委)
兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針	(R2 県教委)
ハラスメントのない学校に	(H30 県教委)
学校の危機管理マニュアル作成の手引き	(H30 文科省)
教職員の勤務時間適正化推進プラン	(H29 県教委)
教職員の勤務時間適正化先進事例集(GPH50)	(H29 県教委)



**重点① 定期的・日常的な点検の実施** 全

安全な学習環境、生活環境を確保するため、定期的・日常的に施設・設備の点検や「学校環境衛生基準」に基づく検査を実施する。

**重点② 家庭・地域と連携した通学路の安全確保** 全

通学路の安全点検を定期的に行い、関係機関と連携し、危険箇所や不審者に関する情報を学校園間や家庭・地域と共有する。また、学校安全ボランティアの協力を得て、見守り活動を継続する。

**重点③ 食物アレルギー等への対応** 全

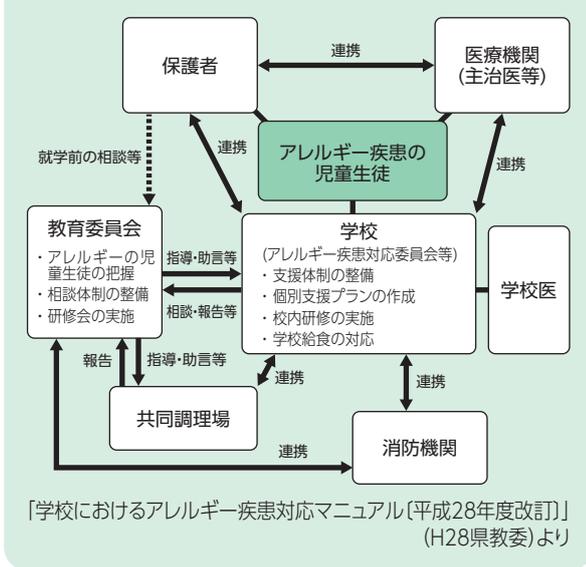
「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」に基づき、家庭との連携を密にし、幼児児童生徒の状態等を教職員間で共有するとともに、アレルギー発症時に全ての教職員が救急処置を行えるよう、関係機関との連携を含む校園内救急体制を確立する。



**重点④ 感染症対策のための体制整備** 全

「学校の新しい生活様式」に基づき、感染症予防対策に努めるとともに、家庭での感染症対策が図られるよう、家庭やPTA等との連携を密にする。併せて、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制も整備する。

アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図(例)



**重点① 危機発生時に備えた研修・訓練の実施** 全

危機はいつでもどこでも発生するという共通認識のもと、自治体及び関係諸団体と連携し、各学校園で作成している学校安全三領域(生活、災害、交通)に関わる「危険等発生時対処要領」に則して適切に対応するため、定期的に研修や訓練を実施し、必要に応じて対処要領の改善を図る。

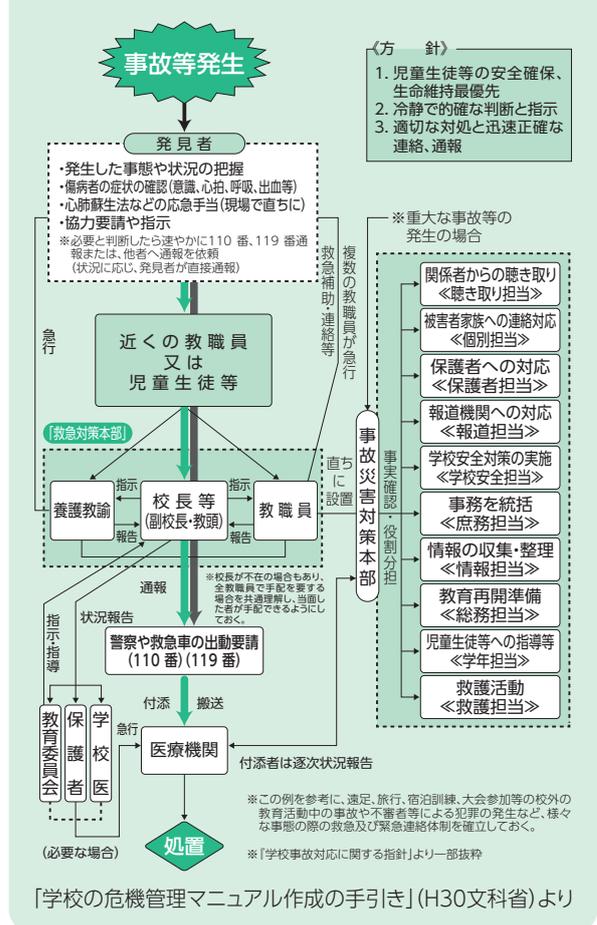
**重点② 危機発生時の初期対応** 全

危機発生時には、「危険等発生時対処要領」に基づき迅速丁寧に対応し、情報を収集し共有する。対策本部の設置等を行い、幼児児童生徒や教職員の安全を確保する。

**重点③ 危機発生後の対応** 全

危機発生後には、教育委員会・関係機関と連絡を密にし、幼児児童生徒や保護者に対する説明と心のケア等事後対応を適切に行う。また、情報の一元化のため、窓口の一本化と適切なマスコミ対応を行う。  
特に、感染症が発生した場合は、教育委員会等と連携して、関係機関の助言等を受けながら対応する。

事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例



2  
子どもたちの学びを支える環境の充実

〔参考資料〕 兵庫県教員資質向上指標に基づくキャリアステージごとの期待される取組例

令和4年1月改定

兵庫県教員資質向上指標				指標に基づく期待される取組例			
高度情報化、グローバル化が急速に進展する中、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるよう「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」[未来への道を切り拓く力]の育成の一の基本理念のもと、ひよご教育創造プランの実現に取り組んでいく。 教員としての素養 ○教育に対する情熱・使命感をもち、児童生徒に愛情をもって接することができる。 ○教養、社会性、コミュニケーション力、想像力等の総合的な人間性を備えている。 ○高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。 ○児童生徒、保護者や地域の方々との公正・公平な立場で対応することができる。 ○常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。				キャリアステージ 【第1期】採用～5年目 実践的な指導力を伸ばす。 【第2期】6年目～20年目 職務に応じて専門性を伸ばす。 【第3期】21年目以降 より高い力を身に付け後進の育成に生かす。			
分野	資質	教員としての資質の向上に関する指標		教諭	養護教諭	栄養教諭	主幹教諭
教育課題への対応	兵庫の教育課題への対応	1	未来への道を切り拓く力を育むため、発達段階に応じて兵庫型体験教育を実践することができる。	○	○	○	
		2	国際社会で活躍する意欲や態度を育成するなど、グローバル化に対応した教育を実践することができる。	○	○	○	
		3	児童生徒に対して、伝統や文化を尊重し、ふるさと兵庫を愛する態度を養うことができる。	○	○	○	
		4	「参画と協働」が拓く兵庫の未来 等の指導事例集や副教材を活用し、児童生徒の政治的教養を高め、主体的に社会へ参画し協働しようとする態度を養うことができる。	○	○	○	
		5	Society5.0時代を生きていく児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための指導を行うことができる。	○	○	○	
		6	震災の教訓と経験を継承し、生命に対する畏敬の念や助け合いボランティア精神等共生の心を育む兵庫の防災教育を推進することができる。	○	○	○	
		7	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育に取り組むことができる。	○	○	○	
		8	幼小中高大の新たな接続・連携に伴う変化に対応し、さらなる充実をめざした取組を行うことができる。	○	○	○	
		9	部活動において安全に配慮しながら生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育てることができる【中高】	○	○	○	
学校教育目標達成に向けた基盤形成	授業実践力 授業改善力	10	学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的に授業を進めることができる。	○			
		11	学習指導要領の目標や内容に基づき児童生徒の実態に応じた授業を設計することができる。	○			
		12	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに取り組むことができる。	○			
		13	評価規準等に基づき児童生徒の学習状況を把握・評価し、指導方法の改善につなげることができる。	○			
		14	教科書及び兵庫版道徳教育副読本等を用いて他者や自己との対話により、自己の生き方や人間としての生き方についてさらに考えを深める道徳の授業を実践できる【小・中】	○			
		15	個別学習や協働学習等、様々な場面にに応じて効果的にICTを活用することができる。	○			
		16	豊かなスポーツライフを継続する資質能力の育成をめざし、児童生徒が主体的に体力・運動能力向上を図る態度を育てることができる【小・中高(保体)】	○			
		17	特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの過程において生じる困難さに対応できる。	○			
専門性探究力	学校教育目標達成に向けた基盤形成	18	児童生徒や地域の実態に応じた教材を開発し、効果的なカリキュラムを編成することができる。	○			
		19	全国学力・学習状況調査結果等自校の課題を分析し、組織的体系的な学力向上の取組ができる。	○		◎	
		20	自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、職務や教科等の専門的知識や技能の向上を図ることができる。	○	○	○	

※1 教諭・養護教諭・栄養教諭の○は、関係する職種である。  
 ※3 【】は、対象とする校種・特別支援学校の学部や教科である。

※2 主幹教諭の◎は、主幹教諭に、より求められる指標である。

参考資料

分野	資質	教員としての資質の向上に関する指標				【第1期】取組例	【第2期】取組例	【第3期】取組例	
学級・ホームルーム経営、生徒指導	集団を高める力	21	生命の尊厳を基盤に、自他の人権を守り様々な人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成することができる。	○	○	○	生命の尊厳を基盤に、自他の人権を守り、様々な人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成することができる。	自他の人権を守るための実践的行動力を育成する取組の継続	他の教員への支援・助言
		22	体験活動や実践活動を通して児童生徒の道徳性の育成に努めている。	○	○	○	体験活動や実践活動を通して、児童生徒の道徳性の育成に努めている。	学級・ホームルームにおける自立心や自律性を育てる活動の実践	学校の教育活動全体を通じた自立心や自律性を育てる道徳教育に関する他の教員への支援・助言
		23	いじめ不登校などの教育課題の緊急性や重要性を理解しその予防解決に取り組むことができる。	○	○	○	いじめ、不登校などの教育課題の緊急性や重要性を理解し、その予防・解決に取り組むことができる。	職務に応じた組織的対応	組織的対応の中心的役割
		24	学年学級目標の実現に向け学級経営案やホームルーム計画の立案実行改善ができ児童生徒が安心して過ごせる学級づくりに取り組むことができる。	○	○	○	学年・学級目標の実現に向け、学級経営案やホームルーム計画の立案・実行改善ができ、児童生徒が安心して過ごせる学級づくりに取り組むことができる。	学校教育目標に基づいた学年・学級目標の作成 多様な他者と協働するような自主的・実践的な集団活動の実践	他の教員への指導助言
	一人一人の能力を高める力	25	児童生徒との適切な距離を保ちながら生活背景や内面の理解に努めカウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。	○	○	○	児童生徒との適切な距離を保ちながら、生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。	受容・共感等カウンセリングマインドの基本的な姿勢や技能の習得と実践	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等との連携の推進
		26	社会的職業的自立に向け体系的系統的なキャリア教育に取り組むことができる。	○	○	○	社会的・職業的自立に向け、体系的・系統的なキャリア教育に取り組むことができる。	兵庫版「キャリア・パスポート」やキャリアノートの効果的な活用 学校や地域の実情に応じた教科等横断的な指導計画の作成	学校全体でのキャリア教育の推進の中心的役割
		27	児童生徒の意欲や適性を考慮し家庭と連携した進路指導に取り組むことができる。	○	○	○	児童生徒の一人一人の意欲や適性の把握 家庭との信頼関係の構築	児童生徒一人一人の特性を考慮し、家庭と連携した進路指導に取り組むことができる。	組織的かつ計画的な進路指導に関する他の教員への支援・助言
		28	保護者や関係機関と連携を図りながら個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる。	○	○	○	保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる。	児童生徒一人一人の特性や心身の状況の多面的な把握 家庭と連携した進路指導	組織的取組の中心的役割
		29	学校や児童生徒の健康課題を的確に捉えそれを解決するための保健教育や保健指導ができる。	○	○	○	学校や児童生徒の健康課題を的確に捉え、それを解決するための保健教育や保健指導ができる。	発達段階に応じた、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育や性に関する指導	組織的・協動的な取組の推進
		30	偏食傾向や肥満傾向、食物アレルギー等の健康課題を抱える児童生徒に対し個別の相談指導ができる。	○	○	○	偏食傾向や肥満傾向、食物アレルギー等の健康課題を抱える児童生徒に対し、個別の相談指導ができる。	アレルギー疾患等を有する児童生徒の自己管理能力を育成する指導	組織的な食育や健康教育の推進
学校教育目標達成に向けた基盤形成	協働性・向僚性	31	「教員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき児童生徒と向き合う時間の確保とワークライフバランスの実現に向けて計画的に仕事を進めることができる。	○	○	○	「教員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、児童生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に仕事を進めることができる。	統合型校務支援システムの活用等による、校務の効率的な遂行	学校の働き方改革の率先垂範・組織的推進
		32	児童生徒への指導等に関して同僚・先輩や管理職等に相談し指導に生かすことができる。	○	○	○	児童生徒への指導等に関して、同僚・先輩や管理職等に相談し、指導に生かすことができる。	同僚・先輩や管理職の支援・助言に耳を傾ける謙虚さ 学年・学校の分掌の要の立場からの支援・助言	他の教員への支援・助言 組織的・協動的な取組の推進
		33	豊富な知識や経験を基に若手教員に対し個性や特性に応じて支援するとともに、同僚と協働して学校の課題に取り組むことができる。	○	○	○	組織の一員としての自覚 同僚や管理職への報告・連絡・相談	豊富な知識や経験を基に、若手教員に対し個性や特性に応じて支援するとともに、同僚と協働して学校の課題に取り組むことができる。	学校の課題や他の教員からの相談等に関する、「チーム学校」の視点に立った協動的な取組の推進
	組織的対応力	34	学年・学校内の共通理解を図り家庭・地域関係機関等と連携して取り組むことができる。	○	○	○	組織の一員としての自覚 他者への敬意	学年・学校内の共通理解を図り、家庭・地域・関係機関等と連携して取り組むことができる。	家庭や関係機関との個人情報に配慮した情報共有 地域との連携・協働の組織的推進
		35	学校教育目標の達成に向け主体的・積極的に学校運営に参画することができる。	○	○	○	学校教育目標の達成に向けた校務分掌の遂行	学校教育目標の達成に向け、主体的・積極的に学校運営に参画することができる。	学校教育目標の達成に向けた組織的・協動的な取組の推進
		36	校内における自分の役割を認識し校務分掌を的確かつ効率的に遂行できる。	○	○	○	校内における自分の役割を認識し、校務分掌を的確かつ効率的に遂行できる。	学年・学校の分掌の要としての主体的・積極的な校務分掌の遂行	学校教育目標の達成に向けた協動的な組織づくりの推進
		37	保護者や地域社会と連携し開かれた学校づくりを推進することができる。	○	○	○	保護者や地域社会に向けた、学級・ホームルーム活動や部活動等の積極的な情報発信	保護者や地域社会と連携し、開かれた学校づくりを推進することができる。	めざすべき子ども像や教育のビジョンの保護者や地域との共有 地域学校協働活動の推進
		38	各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき校内の情報を適切に管理し取り扱うことができる。	○	○	○	各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。	法令を遵守し、校内ルールに基づいた情報資産の適正管理	他の教員への支援・助言
		39	学校安全のための危機管理を理解し事件や事故トラブルに適切に対応することができる。	○	○	○	学校安全のための危機管理を理解し、事件や事故・トラブルに適切に対応することができる。	訓練等を通じた、各自の役割に応じた危機管理マニュアルの点検・改善	必要に応じた危機管理マニュアルや学校安全計画等の組織的改善
		40	学校教育目標や学校保健目標の具現化を図るため学校医関係機関等と連携した保健室経営ができる。	○	○	○	円滑な保健室経営	学校教育目標や学校保健目標の具現化を図るため、学校医、関係機関等と連携した保健室経営ができる。	学校保健の中核としてのコーディネーター的役割 教育活動全体を通じた健康教育や安全教育の推進
		41	栄養管理や衛生管理等の学校給食の管理と食に関する指導との一体的な展開を行うことができる。	○	○	○	栄養管理や衛生管理等の学校給食の管理と、食に関する指導との一体的な展開を行うことができる。	学校や地域の実情に応じた食育の推進に関する実践	家庭や地域と連携し、学校の教育活動全体を通じた食育の組織的推進の中心的役割
資質を高める自律性	42	日頃からストレスマネジメントに努めるとともに教員として自覚ある行動をとることができる。	○	○	○	日頃から、ストレスマネジメントに努めるとともに、教員として自覚ある行動をとることができる。	教職員研修資料（「No!体罰」/「ハラスメントのない学校に」）のチェック表等を活用した自己点検の実施	教員としての行動に関する示範 他の教員への支援・助言	
	43	適切な言動を心がけ児童生徒や保護者等からの信頼確保に努めている。	○	○	○	適切な言動を心がけ、児童生徒や保護者等からの信頼確保に努めている。	教育公務員として模範となるマナーや身だしなみ、態度の習得	教育公務員としてのマナーや身だしなみ、態度に関する他の教員への助言	
	44	日々の実践等を振り返り自らの教育活動の工夫改善に努めている。	○	○	○	日々の実践等を振り返り、自らの教育活動の工夫・改善に努めている。	研修への積極的な参加 自らの課題についての継続的な研鑽	他の教員の実践への支援	

〔参考資料〕 令和4年度 兵庫県教職員研修計画

基本方針	「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくり・『未来への道を切り拓く力』の育成-」の実現をめざし、次代を担う子どもたちの学びを支える教職員の資質向上を図るため、指標を踏まえた体系的・組織的な研修を推進する。										
種別	<p>（経験年数） 1 2 3 5 10 15 20 25 30 35（年目）</p> <p>〔キャリア〕</p> <p><b>第1期</b> （採用～5年目） 実践的な指導力を伸ばす。</p> <p><b>第2期</b> （6年目～20年目） 職務に応じて専門性を伸ばす。</p> <p><b>第3期</b> （21年目以降） より高い力を身に付け後進の育成に生かす。</p>										
Ⅰ 年次研修・職務研修	<p>〔年次研修〕</p> <p>経験年数や職務に応じて、必要な資質・能力の向上を図る。</p> <p>A 初任者研修 B 2年次研修 C 3年次研修 D 5年次相当研修 E 中堅教諭等資質向上研修 F 15年次相当研修</p> <p>G 新任校長研修 H 校長研修 I ニューリーダー研修(新任教頭対象) J 教頭研修 K 主幹教諭研修 L 養護教諭研修 M 栄養教諭研修 N 事務職員研修</p> <p>〔担当課等〕 (年次研修) 研修所 特支センター 体育 義務・研修所 教職・義務・高校 総務・教職 教職・義務・高校 教職 体育 体育 総務・教職</p>										
Ⅱ 担当者研修	<p>担当者対象の研修を行い、各学校の課題対応力の向上を図る。</p> <p>○キャリア教育担当研修 ○道徳教育研修 ○特別支援教育担当研修 ○人権教育担当研修 ○生徒指導担当研修 ○英語指導力向上研修 ○防災教育研修 ○カウンセリングマインド研修 ○教務担当研修 ○保健担当研修 ○不登校担当研修 ○情報教育研修 ○新任特別支援学級担当研修 ○通級指導教室担当研修 ○特別支援教育エリアコーディネーター研修 ○特別支援教育コーディネーター研修 ※高校生の政治的教養を高める等の目的別研修や、学科に関する研修、スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修等、本庁各課主催の研修を含む</p> <p>教職 企画 義務 特支 高校 体育 人権 特支センター</p>										
Ⅲ 選択研修	<p>〔校内リーダー養成研修〕</p> <p>A 危機管理に関する研修 B 学校組織マネジメントに関する研修</p> <p>〔専門研修〕</p> <p>C 教科指導に関する研修 D 課題教育に関する研修 E 教育の情報化に関する研修 F 心の教育に関する研修 G 特別支援教育に関する研修</p> <p>研修所 特支センター</p>										
Ⅳ その他の研修	<p>A 市町組合教委研修会(市町組合教育委員会・教育研究所が開催する、地域課題・教科研修会等)</p> <p>B 校内研修(学校が開催する授業研究会・講習会、OJT等)</p> <p>C 自主研修(教科研究会等が開催する研修会、大学・教育機関が開催する研修会等)</p> <p>D サポート研修 講師派遣型(講師の派遣による校内研修・自主研修等への支援) オンライン型(動画コンテンツ等の配信による校内研修・自主研修等への支援)</p> <p>E ICT活用指導力ステップアッププログラム</p> <p>F 臨時的任用教員研修会</p> <p>市町組合教委 学校 任意団体、大学等 研修所 特支センター 研修所 教職</p>										
配慮事項	<p>○全ての研修機会を通して、教職員のICT活用指導力の向上を図る。 ○各学校において教職員の実践的指導力を育てるため、効果的な校内研修を実施し、OJTの充実を図る。 ○小中学校教職員等の研修については、県教委と市町組合教委が連携し、地域の教育課題を踏まえた研修を実施する。</p>										

〔担当課の表記〕 総務：総務課 企画：教育企画課 教職：教職員課 義務：義務教育課 特支：特別支援教育課  
 高校：高校教育課 体育：体育保健課 人権：人権教育課 研修所：教育研修所 特支センター：特別支援教育センター

参考資料

## 〔参考資料〕働きがいのある学校づくりの推進



教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けて取り組み、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりを推進することが重要です。

### 「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」の制定（令和2年4月1日施行）

時間外在校等時間が(原則)月45時間・年360時間の範囲内となるよう、業務の量の適切な管理に努める

### 「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針(働きがいのある学校づくりに関する方針)」の策定（令和2年4月1日）

働きがいのある学校づくりに関する取組内容

- ① 業務量の適切な管理
  - ア 在校等時間の適正な管理等
    - ・『従事時間申告表』(市町立『記録簿』)による在校等時間の記録の徹底
  - イ 教職員の意識改革
    - ・『定時退勤日』『ノー会議デー』『ノー部活デー』の完全実施
    - ・教職員自身のタイムマネジメントの確立
  - ウ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減
    - ・先進事例(GPH50)の積極的な活用
    - ・統合型校務支援システムやデジタル採点システム等、ICTの活用
  - エ 外部人材の積極的な活用の推進
    - ・県立学校業務支援員(市町立:スクール・サポート・スタッフ)や部活動指導員等の地域の外部人材の活用
- ② 健康及び福祉の確保
  - ア ワーク・ライフ・バランスの推進
    - ・年次休暇等、各種休暇の取得促進
    - ・男性の家事・育児への参画
  - イ 風通しのよい学校づくりの推進
    - ・ハラスメントや悩み事に関する相談窓口の活用周知
  - ウ 健康管理の徹底
    - ・健康診断、ストレスチェックの受診徹底
- ③ 意識醸成を図るための取組
  - 本方針が実効性のあるものとなるよう、職場研修等を通じて周知・徹底

※各市町においても同様に策定

## 〔参考資料〕第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン

〔令和3年3月策定〕



- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 重点テーマ 一人一人が働きがいを実感できる職場づくり

### 重点目標と取組の方向性

#### 重点目標1 男女共同参画に向けた意識改革

- ① 男女共同参画社会を考える機会の促進
- ② 固定的な性別役割分担意識解消への働きかけ
- ③ 家庭や地域へ参画しやすい職場風土の醸成
- ④ 管理職に求められる認識の醸成

#### 重点目標2 議論・検討するあらゆる場面への女性の参画を促進

- ① 女性の能力発揮の促進と機会拡大
- ② 女性が参画できる仕組みづくり

#### 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の充実

- ① 自分時間を創出する意識の醸成
- ② 家族とふれあう機会の充実
- ③ 職場復帰の支援
- ④ 子育て家庭を支える地域社会づくり

#### 重点目標4 授業等の工夫・業務の効率化の推進

- ① 勤務時間の適正化
- ② 業務量の縮減・効率化
- ③ ICTの積極的な活用
- ④ 部活動の適正化
- ⑤ 管理職の業務の円滑化
- ⑥ 職場風土の醸成
- ⑦ 各種休暇制度の活用促進
- ⑧ 各種ハラスメントの防止
- ⑨ 外部人材の配置と活用

〔参考資料〕 教職員相談窓口等一覧

県教委相談窓口

- 1 電話相談・直行メール 職員からのハラスメントに関する苦情・相談に対応します。

総務課

(相談窓口) 電話 078-341-7711(内線 5615)  
メール kyoj\_direct@pref.hyogo.lg.jp

教職員課

(相談窓口) 電話 078-341-7711(内線 5655)  
メール kyosyokuin\_direct@pref.hyogo.lg.jp

- 2 教職員相談(教員OBによる相談業務)

職務上の問題や個人の生活に関わる問題に関する相談にお応えしています。



- 3 職員公益通報制度(市町立学校教職員については、市町教委窓口が担当)

県教育委員会の事業又は職員等の行為について、法令違反や職務上の義務違反又はこれらに至るおそれがあるものについての通報を受け付けます。



教育事務所

- 4 教育相談窓口(指導主事・学校関係OB等による相談業務)

学校教育に関してお困りのことがあればご相談ください。



外部相談窓口

- 5 教職員メンタルヘルス相談(臨床心理士による相談業務)

臨床心理士等より適切な助言を受けることにより、早期かつ適切な対応、心の健康回復や保持増進を図ります。



- 6 ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談

日常生活の中で気づいた異変の通報・相談を受け、速やかに適切な関係機関(県・市町専門相談機関、警察等)につなぎます。



- 7 その他の機関の窓口

(1)兵庫県警

性犯罪被害 110 番[レディースサポートライン]

電話 078-351-0110

ストーカー・DV相談電話 電話 078-371-7830

(2)法務局

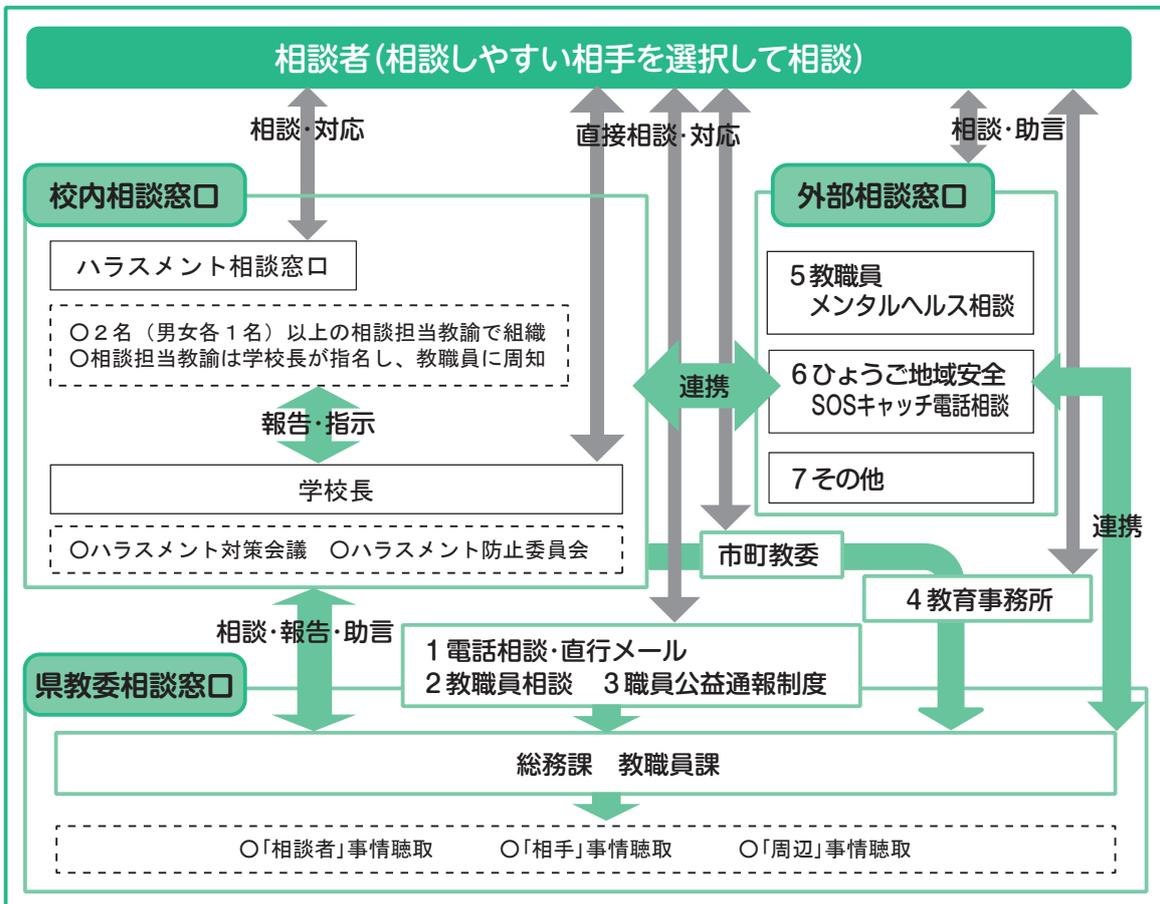
みんなの人権 110 番

電話 0570-003-110

女性の人権ホットライン

電話 0570-070-810

〔参考資料〕 ハラスメント相談フロー図[兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針 P.11]



〔参考資料〕 相談機関等一覧

ひょうごっ子悩み相談

(ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談24時間ホットライン)

◆電話相談

【24時間子供SOSダイヤル】 0120-0-78310  
(通話料無料)(携帯電話利用可)

【9:00~17:00】 0120-783-111  
(通話料無料)(携帯電話利用不可)  
(土日祝日及び年末年始を除く)

◆面接相談(要予約)

場所：ひょうごっ子悩み相談センター  
(加東市山国2006-107)  
時間：月~金曜日 9:00~17:00  
(祝日及び年末年始を除く)



各地域の相談窓口

■ひょうごっ子悩み相談センター(分室)・

ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談・通報窓口  
時間：月~金曜日 9:00~17:00(祝日及び年末年始を除く)

	電話番号		電話番号
阪 神	0798-23-2120	但 馬	0796-24-1520
播磨東	079-421-0115	丹 波	079-552-6059
播磨西	079-224-1152	淡 路	0799-22-4152

■こうべっ子悩み相談いじめ・体罰・

子ども安全ホットライン

【神戸市】0120-155-783 時間：24時間(通話料無料)  
※令和4年度の相談窓口についてはWebサイトでご確認ください。

ひょうごっ子SNS悩み相談

LINEを使った兵庫県内の児童生徒のための悩み相談です。  
時間：17:00~21:00(相談受付は20:30まで)  
※詳しくはチラシ、周知カード等でご確認ください。

県立但馬やまびこの郷

不登校または不登校傾向の児童生徒や保護者を対象に、教育相談や4泊5日程度の体験活動等を実施しています。  
TEL 079-676-4724

県立特別支援教育センター

障害のある子どものための教育相談を受け付けています。  
ひょうご学習障害相談室  
LD、ADHD等を対象にした相談を受け付けています。  
TEL 078-222-3604(共通)

子ども多文化共生センター(県立国際高等学校敷地内)

外国人児童生徒等に関わる教育相談を受け付けています。  
相談日時：月~金曜日 9:00~17:00  
(祝日及び年末年始を除く)  
TEL 0797-35-4537  
※E-mailやオンラインでの相談もできます。

ひょうご夜間中学電話相談

相談日時：月~金曜日 9:00~17:00  
(12:00~13:00は除く、祝日及び年末年始を除く)  
専用ダイヤル 078-362-9432

こども家庭センター(児童相談所)

18歳未満の子どもに関する養育相談、虐待通告に応じています。

◆面談相談(要予約)

相談日時：月~金曜日 9:00~17:00  
中央こども家庭センター 078-923-9966  
尼崎こども家庭センター 06-4950-5001  
西宮こども家庭センター 0798-71-4670  
川西こども家庭センター 072-756-6633  
加東こども家庭センター 0795-27-8250  
姫路こども家庭センター 079-297-1261  
豊岡こども家庭センター 0796-22-4314  
神戸市こども家庭センター 078-382-2525  
明石こどもセンター 078-918-5097

○緊急性の高い児童虐待等に関する通告や相談は、ホットラインを開設し24時間対応しています。  
189(児童相談所虐待対応ダイヤル)  
※通話料無料  
※お近くの児童相談所につながります。

兵庫県警察、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター

サイバー犯罪に関する相談に応じています。

相談日時：月~金曜日 9:00~17:45  
(祝日及び年末年始を除く)  
TEL 078-341-7441(代表)

ヤングトーク(県警本部少年相談室)

少年相談専門員が、子どもの問題行動や困りごと、犯罪の被害を受けたことなどについての相談に応じています。  
相談日時：月~金曜日 9:00~17:00  
TEL 0120-786-109(通話料無料)

兵庫県精神保健福祉センター

【神戸市を除く、兵庫県内にお住まいの方】  
心の悩みや精神的な病氣、社会復帰の相談のうち、特に複雑困難なものに対する相談、ひきこもりや依存症、家庭内暴力(子から親)などの相談を行っています。  
◆面接相談(要予約)  
予約受付日時：火~土曜日 8:45~17:30  
(祝日及び年末年始を除く)  
予約電話番号 078-252-4980  
◆こころの健康電話相談  
相談日時：火~土曜日 9:30~11:30 13:00~15:30  
(祝日及び年末年始を除く)  
専用ダイヤル 078-252-4987

神戸市精神保健福祉センター

【神戸市にお住まいの方】  
◆神戸市こころといのちの電話相談  
専用ダイヤル 078-371-1855  
相談時間：月~金曜日 10:30~18:30(祝日及び年末年始を除く)  
◆思春期医療家族相談(要予約)  
予約電話番号 078-371-1900  
受付時間：月~金曜日 8:45~17:30(祝日及び年末年始を除く)

兵庫ひきこもり相談支援センターほっとらいん相談

専門スタッフが、ひきこもりの専門相談や個々の相談に応じた専門機関の紹介などを電話相談で行っています。  
◆電話相談  
相談日時：月・水・土曜日  
10:00~12:00 13:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)  
専用ダイヤル 078-977-7555(相談料無料)

# 21 いじめ・不登校等への対応

第3期プラン 2-(2)-イ

児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、個々の児童生徒の良さや可能性をより発揮できるよう指導する。また、教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めるとともに、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努める。特に、重要課題となっているいじめ・不登校等については、家庭・地域及び関係機関等と緊密に連携して組織的に対応する。

## 令和4年度 重点実践事項

- いじめの積極的な認知と、未然防止、早期発見・早期対応における組織的対応の徹底
- 「魅力あるよりよい学校づくり」を軸とした不登校の未然防止、居場所づくりの充実

### 不登校児童生徒への支援の在り方について (令和元年10月25日 文科省通知より)

- 支援に対する基本的な考え方  
(支援の視点)  
「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある  
(学校教育の意義・役割)  
フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい  
(家庭への支援)  
家庭教育は全ての教育の出発点。不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けが重要
- 学校等の取組の充実
  - 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援
  - 不登校を生じないような学校づくり
    - 魅力あるよりよい学校づくり
    - いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり
    - 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
    - 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築
    - 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり
  - 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
  - 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保
  - 中学校等卒業後の支援

#### (別記1より) 学校外の公的機関や民間施設における指導要録上の出欠の取扱いについて

(出席扱いの要件)  
不登校児童生徒の社会的な自立を目指すもの、かつ、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となる、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合

#### (別記2より) 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

- 保護者と学校の十分な連携・協力関係
- インターネット・遠隔教育システム、郵送、FAXなどを活用した学習活動
- 訪問等による対面指導が行われることを前提
- 学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラム
- 校長は、状況について十分に把握する(定期的報告、連絡会の実施等)
- 基本的に、学校外の公的機関、民間施設で相談・指導を受けられない場合
- 当該学習の計画や内容が適切と判断される場合、成果を評価に反映できる

実践目標

1

### 学校全体で生徒指導の充実に 組織的に取り組む



#### 重点! ①生徒指導体制の構築

小中高特

校長のリーダーシップのもと、生徒指導の目標や基本方針等に基づき、生徒指導体制について全ての教職員の共通理解を図る。特に、いじめについては、学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者に周知するとともに、解決にあたっては、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、「いじめ対応チーム」等を中心に組織的に対応する。



#### 重点! ②豊かな人間性を育む学校づくり

小中高特

教科指導をはじめ、あらゆる場面を通して、児童生徒が自他の個性・人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする豊かな集団生活が営まれる学級・学校づくりに取り組む。また、児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育に努める。

#### ③校内教育相談体制の整備

小中高特

保護者、スクールカウンセラー・キャンパスカウンセラー等と連携し、児童生徒の日常生活における変化に気を配り、校内教育相談体制を充実する。また、災害等の経験や新型コロナウイルス感染症の影響等によりストレスを抱えた児童生徒については、内面の多面的・総合的な理解等、心のケアの充実に努める。

#### ④家庭・地域や相談機関との連携

小中高特

学校だよりや学年・学級通信、ホームページ、保護者会・地域の諸会議等で、学校から情報を発信し、家庭・地域との連携に努める。また、相談機関との連携が図られるよう、「ひょうごっ子悩み相談カード」「いじめ防止啓発チラシ」等の配布により、「電話・面接相談窓口」や「ひょうごっ子SNS悩み相談」を周知する。

#### ⑤関係機関との行動連携

小中高特

課題等を抱える児童生徒の対応については、定期的な情報交換の場の設定等、一人で抱え込むことなく、他の教職員の助言や協力を得て、指導を行う。

また、学校だけで対応しようとするのではなく、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー等の助言・協力を得て、関係機関等との連携体制を整備し対応する。

2

子どもたちの学びを支える環境の充実

実践目標

2

問題行動等の未然防止、  
早期発見・早期対応を図る**重点!** ①いじめ問題への対応

小中高特



定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの積極的な認知に努める。また「いじめ対応マニュアル」や「いじめ未然防止プログラム」を活用し、未然防止、早期発見・早期対応に努める。加えて、各校のいじめ防止基本方針は、定期的に点検・評価を行い、ホームページ等で家庭・地域に発信する。

**重点!** ②不登校の未然防止と支援の充実

小中高特



授業づくりや集団づくり、適切な関わり方等、不登校が生じないような取組を充実させるとともに、保護者や教育支援センター（適応指導教室）、県立但馬やまびこの郷等関係機関との連携を密にし、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。加えて、本県の「民間施設に関するガイドライン」等を適宜活用し、個に応じた適切な支援や居場所づくりを行う。

## ③問題行動への対応

小中高特

暴力行為や窃盗、薬物乱用、性非行、喫煙等の問題行動に及び児童生徒の背景に目を向け、未然防止を含めた取組を計画的・継続的に行い、自立を支援していく。また、必要に応じ警察やこども家庭センター（児童相談所）等の関係機関と連携して指導にあたる。

## ④児童虐待の早期発見と対応

全

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参考に、学校園の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあるという認識のもと、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。また、行政福祉部局やスクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会、こども家庭センター等との連携を図る。

## ⑤命の教育と自殺の予防

小中高特

児童生徒の自尊感情を育み、命の大切さを実感させる教育活動に取り組む。また、「自殺予防に生かせる教育プログラム」等を活用し、自殺予防に向けた取組を適切かつ効果的に実施するために全ての教職員が共通認識をもつとともに、専門家からの助言を得るなどの連携体制を整える。

## 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

民間施設に関するガイドライン (R4.1月更新)	(R3 県教委)
学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き (R2.6月改訂)	(R2 文科省)
いじめ対策に係る事例集	(H30 文科省)
いじめ対応マニュアル (H29.8月改訂版)	(H29 県教委)

実践目標

3

児童生徒理解を基盤とした  
対応力の向上をめざす

## ①生徒指導の基盤

小中高特

児童生徒理解を深め、信頼関係を築くことを基盤とする。そのため「子どもの権利条約」を踏まえ、児童生徒の人権に配慮するとともに、日頃から一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢を心がけ、児童生徒の特徴や傾向をよく理解し、個々の特性や発達段階に応じた指導を行う。

## ②児童生徒理解に基づく指導

小中高特

不正や反社会的行動に対しては毅然とした指導を行うことが必要であるが、体罰はもとより、教職員による不適切な言動や指導は児童生徒を精神的に追い詰めることを認識し、児童生徒理解に基づく指導方法や指導体制を継続的に工夫・改善する。

## ③特別な支援を必要とする児童生徒への指導

小中高特

特別な支援を必要とする児童生徒への生徒指導は、本人の特性や児童生徒を取り巻く様々な要因に留意する。また、障害について理解を深め、特別支援教育コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な指導・支援を行う。

## ④豊かな人間性を育む集団づくり

小中高特

集団生活を通して、自他の理解を深め、それぞれの良さを発揮させながら豊かな人間性を育む。また、いじめ等に対しては、児童生徒自身が傍観者ではなく仲裁者として問題を解決していこうとする主体的な集団づくりに努める。

**重点!** ⑤児童生徒の発するサインへの気付き

小中高特



日頃から児童生徒との信頼関係を築き、表面上の行動だけでなく、学級内の違和感や児童生徒が発するサイン、SNS等による友だち関係の変化、いじめアンケートの実施等、ささいなことでも決して見逃さないよう積極的な認知に努め、早期発見・早期対応を図る。

## ⑥他の教職員や関係機関と連携した指導

小中高特

課題等を抱える児童生徒の対応については、定期的な情報交換の場の設定等、一人で抱え込むことなく、他の教職員の助言や協力を得て、指導を行う。また、学校だけで対応しようとするのではなく、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー等の助言・協力を得て、関係機関等との連携体制を整備し対応する。

さらに、ヤングケアラーなどの課題については、校内研修等を通じて、教職員に周知を行うとともに、家庭における児童生徒の状況を把握し、関係機関等との連携を図る。

児童の権利に関する条約  
(子どもの権利条約)

子どもの基本的な人権を国際的に保障するための条約。日本は1994年に批准。



施策解説P.66

「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを放置することがないよう、県民総がかりでいじめの問題に對峙するため、兵庫県におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応をいう。）の基本的な方針等を示す基本方針を策定。

主な内容：基本理念、基本的な考え方、兵庫県の施策、学校の取組、重大事態への対処

参 考：県教育委員会ホームページ <https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/>



### 【いじめの問題の克服に向けた基本的な方向】

- 学校・家庭・地域が連携協力していじめの問題の克服に向けた取組を進めます。
  - (1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。 ～個の成長～
  - (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。 ～豊かな人間関係～
  - (3) いじめの問題に組織的に取り組む。 ～組織的な取組～
  - (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。 ～いじめの問題への理解～

## ◆学校の主な取組

### 1 いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

- (1) 学校いじめ防止基本方針
  - 未然防止、早期発見・早期対応について具体的な実施計画・実施体制等を策定、学校評価項目に位置づけた取組状況の点検評価と必要に応じた見直し、家庭・地域への公開と理解
- (2) いじめ対応チーム等校内組織 ※組織的な対応が重要
  - 管理職・教職員、カウンセラー等で構成
  - 年間計画の作成・実施、校内相談窓口の整備・周知、いじめの認知、情報収集と記録、校内研修等の企画、いじめへの迅速な対応、対策の検証・改善 等
- (3) 学校評価・教員評価の改善
  - 児童生徒や地域の状況を踏まえた目標づくり
  - 組織的対応の取組を評価

### 2 未然防止

- (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
  - 児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が参加、活躍できる授業づくり
  - 生命尊重や規範意識を育む道徳教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等
- (2) いじめに対する正しい理解
  - 児童生徒一人一人が他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成
- (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
  - 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり
- (4) 児童生徒や学級の状況の把握
  - 児童生徒と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり
- (5) 校内研修の充実
  - いじめ対応マニュアルや学校いじめ防止基本方針を活用した校内研修や事例研究等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

### 3 早期発見

- (1) 教職員の対応能力の向上
  - 人権感覚を磨き、児童生徒を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上
- (2) 日常的な実態把握
  - 教職員による日常的な観察、定期的なアンケート調査等による情報収集・記録
- (3) 相談しやすい環境づくり
  - いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

### 4 早期対応

- (1) いじめへの組織的対応
  - 正確な実態把握、連携協力による指導
  - 児童生徒に深くかわり、人間的成長につながる指導
- (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援
  - 児童生徒を守り、心配や不安を取り除くかわり
- (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言
  - 児童生徒の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、保護者との面談
- (4) 周囲の児童生徒への指導
  - 傍観者から仲裁者への転換を促す指導
- (5) 教育委員会との連携
  - 迅速な報告、相談など連携強化
  - スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校問題サポートチーム、高等学校問題解決サポートチーム等の支援要請

### 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- 情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
- 児童生徒が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話の使用等のルールづくり
- 警察、法務局等の専門機関と連携した指導や対応
- 保護者に対する、インターネット利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知

### 6 家庭や地域との連携

- (1) 家庭や地域への啓発
  - 学校等で決めたルールについて保護者会等で意見交換する場を設定
  - 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり
- (2) 家庭や地域からの協力
  - 地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動

### 7 関係機関との連携

- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為の早期の相談・通報
- 家庭の要因等の支援に向けこども家庭センター等と連携
- 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

## ◆重大事態への対処

- 重大事態が起こった場合、学校の設置者（県立学校にあっては県教育委員会）と学校が、しっかりと事実に向き合うことで、「重大事態」に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施



組織的にいじめ問題に取り組むため、平成29年度、「いじめ対応マニュアル」を改訂し、県内全公立学校教職員に配布しました。  
 ※ここでは、その概要を掲載しています。「いじめ対応マニュアル」は、県教育委員会のホームページにも掲載しています。

## 1 未然防止(P4) ～いじめを生まない土壌づくり～

### 人権教育の充実

- 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

### 道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の活用が有効です。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。
- 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」、「他者を思いやる気持ち」等に触れる生活を通して、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが大切です。

### 体験活動の充実

- 発達の段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ることが大切です。

### コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけず」「自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成することが必要です。
- 学級活動、児童会・生徒会活動等はいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

いじめ未然防止プログラム(心の教育総合センター)  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/>

## 2 早期発見(P7) ～子どもの変化を敏感に察知～

### 日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に効果があります。
- いじめ早期発見のためのチェックリスト(P29)・教職員のいじめ対応チェックリスト(P30)を活用することが有効です。
- 教室等には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

### 観察の視点

- 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にとどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

### 連絡帳・生活ノート

- 連絡帳や生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。
- 気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

### 教育相談(学校カウンセリング)

- 日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と子どもの信頼関係の上で形成されるものです。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期や進路選択の時期等を利用し、教育相談週間または月間として位置づけることが望まれます。

### いじめ実態調査アンケート

- 実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施を本県はいじめ防止基本方針で定めています。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮する必要があります。
- アンケートの結果については、実施方法に関わらず子どもや保護者にフィードバックする必要があります。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

## 3 早期対応の基本的な流れ(P10) ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

### いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

※直ちに、いじめ対応チーム(P16)(学級担任、生徒指導担当教員等)に連絡し、管理職に報告

### 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### 指導体制、方針決定 重大事態の判断(P19)

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命や身体の安全がおよびやかされるような重大な事案及び学校だけでは解決が困難な事案

緊急対策会議→教育委員会・警察等へ連絡

### 子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せ、指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。

### 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

### その後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 解消の判断(P13)

## 4 チェックリスト(P29～31)

いじめ早期発見のためのチェックリスト P29

教職員のいじめ対応チェックリスト P30.31

# 22 家庭との連携の促進

第3期プラン 2-(5)-ア

学校・家庭・地域は、互いに連携・協働して、子どもたちの教育に取り組む必要がある。そのため、家庭との連携を密にしつつ、家庭教育に関する必要な情報の発信や関係機関等への橋渡しを行う。また、PTCA活動等を通じ、家庭教育に関する研修や地域ぐるみの教育支援活動との連携により、子どもたちの基本的な生活習慣、学習習慣の確立等、家庭教育の重要性について啓発する。

令和4年度  
重点実践事項

- 子どもの望ましい生活・学習習慣づくりの推進
- 子どもの社会参加に向けた家庭との連携の促進

実践目標

1

家庭の教育力の向上を図る

実践目標

2

家庭との連携を深める

子どもたちの学びを支える環境の充実



## 重点! ①家庭への情報発信

全

子どもたちが安心して活力ある生活を送ることができるよう、食事、睡眠、学習、読書、運動、衛生管理等、基本的な生活・学習習慣の確立や家庭教育の大切さ、感染症対策等に関する情報を発信し、家庭での取組を促進する。

## ②子育ての不安を抱える家庭への支援

全社

子育て中の親や子どもの育ちに関する悩みを抱え、孤立しがちな家庭を支援するため、関係機関との連携を図り、必要な情報発信を行う。

## ③家庭教育に関する研修支援

社

子育て中の親に対し、実践的教育力の向上のため、家庭、地域、関係機関と連携・協力して、家庭教育に関する研修を実施するなどの支援を行う。



## 重点! ①生活指導等における連携

全社

いじめ等の問題行動、スマートフォン等に関する家庭でのルールづくりや使用マナーの徹底、食育による生活習慣の育成等について、定期的な情報発信や意見交換を行うなど保護者との連携を図る。

## ②多様な学びの機会の充実

全社

子どもたちの多様な学びの機会の充実を図るため、PTA等が実施する家庭での学習習慣づくりの取組や、地域と連携した活動事例等を教育活動にいかす。

## ③家庭と地域の交流促進

全社

子どもたちの学びや成長を支える多様な取組や学校と地域がパートナーとして連携・協働して行う活動(地域学校協働活動)を通じて、家庭と地域の交流につなげる。



赤ちゃん先生から命について学ぶ学習  
(加西市立北条東小学校)



夏祭りで地域の方と交流をしている様子  
(神河町立長谷小学校)

# 23 地域の教育力の活用

第3期プラン 2-(5)-イ

学校・家庭・地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを見守り、育てる取組を推進するため、地域とともにある学校づくりを進め、家庭や地域との信頼関係を確立するとともに、関心をもって地域課題等の理解に努め、地域への愛着や誇りを育む教育に積極的に取り組む。

令和4年度  
重点実践事項

● 学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりの推進

2

子どもたちの学びを支える環境の充実

実践目標

1

「地域とともにある学校」づくりを推進する

## ①教育活動の公開

全

オープンスクールやオープン・ハイスクールを通して、保護者や地域の人々等に教育活動を公開し、各学校園の魅力・特色等に関する情報を発信する。

## ②学校園運営に関する情報発信

全

学校園だよりの発行やホームページの更新、地域のケーブルテレビや広報誌の活用等により、家庭・地域との連携を一層推進するための学校園運営に関する新しい情報を日常的かつ積極的に発信する。

## 重点! ③学校の教育資源の提供

全

地域の人々への学校施設の開放や高等学校地域オープン講座の開設、高校生のふるさと貢献・活性化活動の充実等、地域との関係づくりに努める。また、放課後児童クラブの開設に際しては、市町福祉部局とも連携を図り、余裕教室等を提供するなどの取組を進める。

## 重点! ④地域住民の参画の推進

全社

めざすべき子ども像や教育のビジョンを保護者や地域と共有し、学校と地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動(地域学校協働活動)を推進する。

## ⑤地域住民との交流促進

全社

「地域とともにある学校」づくりの組織的な取組を推進し、地域住民によるボランティア活動を受け入れたり、地域住民と幼児児童生徒との交流を促進したりするなど、地域の教育力を活用し、学校園の教育環境を充実する。

### 地域と学校の連携・協働スキルアッププログラム

幅広い地域住民等の参画による、地域と学校が連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える活動(地域学校協働活動)の深化・充実を図るため、先進的な取組を取り入れながら、地域課題の解決に向けた新たな取組を実践している。

#### 地域住民や保護者による、休み時間の九九学習の支援(伊丹市立笹原小学校・摂陽小学校)

伊丹市立笹原小学校と摂陽小学校では、教員からの「九九指導の手伝いをして欲しい。」という声をきっかけに、各校の学校運営協議会は「九九学習の支援」を行っている。地域住民や保護者が、学校支援ボランティアとして、休み時間に教室前の廊下等で、児童一人一人の暗唱を聞き取り、励ましの声をかけている。

学校支援ボランティアの協力で、算数の要である九九を丁寧に指導することができ、学習意欲の向上に繋がっていると同時に、子どもたちが地域の方と関わり、応援されることで、「礼儀正しさ」や、「最後までやりとげる気持ち」「家庭での練習への意欲」「やればできる自信」を持つことにもつながっている。



学校支援ボランティアによる廊下での九九の聞き取り

# 24 生涯を通じた学びの充実

第3期プラン 3-(1)-ア

生涯にわたって主体的に学び続けるという生涯学習社会の形成に向け、学び直しができる環境の整備を図るとともに、学びの成果を学習支援活動や地域の課題解決等の実践にいかすことができる持続可能な学びの場を創出する。

令和4年度  
重点実践事項

● 生涯を通じて、主体的に学び続けるための学習機会・情報の提供

実践目標

1

主体的に学び続けるための学習機会・情報を提供する

3

人生100年を通じた学びの推進



重点!

## ① 学習の機会・情報の提供 **全社**

幼児児童生徒が生涯を通じて学び、自己を磨き、地域社会の一員として活躍できるよう、地域資源を活用した学習活動の展開を工夫する。

## ② 障害のある人の学習機会の充実 **全社**

「障害者の権利に関する条約」の批准等を踏まえ、誰もが障害の有無に関わらず、共に学び合える学習機会を提供するため、関係機関や団体との連携を図る。また、学校卒業後の学びや社会とのつながりをつくる取組を支援する。

## ③ 人権に関する学習機会の充実 **社**

人権教育資料を活用したり、地域の文化、伝統産業に関する学習や世代間交流を行ったりするなど、地域の実情に応じた多様な学習の機会の提供や情報を発信することにより、差別や偏見のない、一人一人の人権が尊重され、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進する。



研究員による一般セミナー  
(県立人と自然の博物館)

## ④ 地域課題への理解と専門性の向上 **社**

社会教育の動向を学ぶとともに、地域との積極的な関わりを通して地域の課題についての理解を深めるなど自己研鑽に努める。

## ⑤ 連携・協働のための資質・能力の向上 **社**

地域と連携・協働した学習活動をより活性化するため、関係機関と連携を深め、協働を進めるコーディネーターとしての資質・能力の向上に努める。

## ⑥ 地域のネットワークの形成 **社**

地域や学校における課題の解決に向けて、地域住民や地域活動団体等と連携・協働するとともに、対面やオンラインによる幅広いネットワークを形成し、情報交換や相互協力を進める。



自然散策をテーマにした自然学校講座  
(県立南但馬自然学校)

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

平成29・30年度兵庫県社会教育委員会議審議報告「多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方」  
(R1 県社会教育委員会議)

# 25 社会教育施設の活用

第3期プラン 3-(1)-イ

県民の高度化、多様化する学習ニーズに対応するため、社会教育施設は、学びのプログラムの提供や施設の充実を図るとともに、県民の積極的な社会教育施設の活用によるライフステージに応じた探究的な学習活動を促進する。また、学校園は指導の充実を図るため、社会教育施設を効果的に活用する。

令和4年度  
重点実践事項

● 探究的な学習での社会教育施設の積極的な活用

実践目標

1

社会教育施設の活用を促進する



## 重点! ①社会教育施設の活用

全社

地域課題の解決をめざした学びを行う際には、社会教育施設が持つ地域資料の利用や地域の特色をいかした学習活動事業への参加など、施設を有効に活用する。

## ②美術館・博物館の活用

全社

美術館・博物館が提供する企画・展示・演示や学習活動に効果的なアウトリーチ活動(出前講座・ワークショップ等)・学習プログラム等を積極的に活用し、幼児児童生徒の知的好奇心を高め、探究的な学習への動機付けや深化を図るとともに、教職員の研修等にも活用する。



体験的な学習のあり方についての教員研修  
(県立歴史博物館)

## ③読書活動の支援

全社

子どもの読書活動を支援するため、公立図書館の資料やレファレンス(調査・相談)機能を積極的に活用する。また、「ひょうご子どもの読書活動推進計画(第4次)」に基づき、公立図書館が開催する職員研修や学校サポート講座等を有効に活用し、学習活動における学校図書館の活用を促進し、発達段階に応じた体系的な読書指導を推進する。

### 【あなたの学校園にコウノトリがやってくる】

社会教育施設では、生涯学習社会の形成に向け、特色をいかした様々な教育普及事業を実施し、学校との連携(博学連携)をすすめています。

県立コウノトリの郷公園では、一度絶滅したコウノトリを保護増殖し、野生復帰させる取組を通じて、人間もコウノトリも安心して住める豊かな自然環境をめざし、学校団体の受け入れだけでなく、アウトリーチ活動として出前講座を行っています。

コウノトリの保護増殖と野生復帰についての講話やコウノトリの絵本の読み聞かせなど、それぞれの学校園の実態に合わせて実施しています。

また、「コウノトリのはく製」をはじめとする実物も活用し、ホンモノを体験することもできます。

社会教育施設では、子どもがホンモノに出会う感動を体験できるように、学校との積極的な連携をめざしています。



出前講座「コウノトリのはく製体験」  
(県立コウノトリの郷公園)

### 県立考古博物館～五感で伝える歴史体験～

県立考古博物館は遺跡や考古資料を活用し、子どもたちが昔の人びとの暮らしや知恵を学び、よりよい未来づくりにつながることをめざしたプログラムを用意して、学校団体を受け入れています。展示室では、考古資料を間近に観察できるように展示し、リアルに再現された実物大のジオラマによって当時の環境や暮らしを実感できます。

学校団体用としては、本物の土器に触れたり、隣接する国指定史跡大中遺跡の公園を巡って復元された竪穴住居に入ったりする古代体験プログラムを用意しており、弥生時代のムラの様子を五感で体験することができます。

子どもたちがホンモノに出会う感動を体験できるように、社会教育施設は学校との積極的な連携をめざしています。



古代体験プログラム「大中探検隊」



ドングリを調べる



「土器に触れよう」



弥生のくらしまちがいさがし

3

人生100年を通じた学びの推進

# 26 文化財の保存・活用

第3期プラン 3-(2)-ア

県民の心のよりどころとなる文化財の保存と活用を推進するため、「兵庫県文化財保存活用大綱」に基づき、地域の伝統や文化を学ぶ機会の充実とともに、地域づくりの核となる歴史文化遺産の次世代への継承に努める。

## 令和4年度 重点実践事項

- 地域の伝統や文化に根ざした歴史文化遺産を理解する機会の充実
- 地域づくりの核となる歴史文化遺産の次世代への継承の推進

実践目標

1

歴史文化遺産を活用した  
ふるさとづくりを進める

実践目標

2

歴史文化遺産の保存・活用を  
推進する体制づくりを進める

3

人生100年を通じた学びの推進



### 重点! ①歴史文化遺産に触れる機会の充実 全社

指定・未指定を問わず、地域にある身近な文化財の見学、伝統行事の体験や博物館等における観覧・体験学習を通じて、地域の伝統と文化に根ざした歴史文化遺産に親しむ機会の確保に努める。また、関連する情報も効果的に活用し、ふるさと意識を醸成する。

### ②歴史文化遺産の活用 社

指定文化財や登録文化財、遺跡、古民家等の歴史文化遺産を活用した事業やイベントの企画・運営・参加等を通して、行政と県民が協働で地域の賑わいづくりや地域の活性化を図る。

また、文化財の価値を個別に捉えるだけでなく、広域におよぶ文化財群を物語でつなぐ日本遺産のような新たな価値付けを行うことにより、地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化を推進する。



### 重点! ①歴史文化遺産活用の担い手の養成 社

地域の歴史や伝統、文化への理解を深め、地域の魅力を発信する、※ヘリテージマネージャー等の地域の歴史文化遺産活用の担い手を養成する。

養成にあたっては、専門技術者だけでなく、活用を主体的に担う人材も対象とする。

※ヘリテージマネージャー…歴史文化遺産の保存・活用を推進する人材。平成13年度以降、教育委員会等が建造物・庭園・樹木・無形民俗の各分野で養成中。

### ②「文化財保存活用地域計画」の活用 社

市町が策定する「文化財保存活用地域計画」に基づき、学校教育への有効な活用等を検討する。また、地域住民や自治体専門職員、博物館や教育機関、ヘリテージマネージャーを主体とする民間団体等と連携した、地域社会総掛かりによる歴史文化遺産の保存・活用体制づくりを進める。

### 文化財保存活用大綱

県が、歴史文化遺産を地域社会総掛かりで将来に伝えるための方向性を定めたもの。市町はこれを勘案し、課題解決のために文化財保存活用地域計画を作成する。

### 関係資料

※関係資料一覧より一部抜粋  
※一覧はP67のQRコードから閲覧可

兵庫県文化財保存活用大綱

(R1 県教委)

### 児童生徒による歴史文化遺産保存・活用の事例



地域の小学生が県指定史跡「御願塚古墳」の清掃活動に参加(伊丹市)



国指定名勝「日益習館庭園」でタブレット端末を活用したふるさとの歴史学習を実施(洲本市)



国指定文化財「麒麟獅子舞」の祭礼に、小・中学生が担い手として参加(新温泉町)



県指定文化財「旧入江家住宅」で、建物の構造などを見学して、暮らしの変遷を学習(高砂市)

【参考資料】 県立の美術館・博物館、図書館等と連携した学習・研修

各館では、学校向けの講座や体験活動、教職員研修の機会を提供しています。  
要望に応じた各種講座を実施することができますのでご相談ください。



【神戸市中央区】  
【問い合わせ先】教育支援・事業担当 078-262-0908  
<https://www.artm.pref.hyogo.jp/kids/student/>



- 学校向け講座  
ギャラリートーク+鑑賞 作品を前にした対話型鑑賞  
オリエンテーション+鑑賞 展覧会の説明後、自由鑑賞  
出前授業 学芸員が学校を訪問し授業を実施
- 教員向け講座  
教員対象解説会 展覧会の解説、教育プログラムの紹介



【丹波篠山市今田町】  
【問い合わせ先】企画・事業課 079-597-3961(代)  
<https://www.mcart.jp/>



- 学校向け講座 ワークシートを使った展覧会鑑賞、丹波焼DVD鑑賞、やきものクイズ、電動ロクロ実演見学、丹波焼最古の登窯見学
- 教員向け講座 展覧会の解説及び学校向け講座の体験等



【姫路市本町】  
【問い合わせ先】事業企画課 079-288-9011  
<https://rekihaku.pref.hyogo.lg.jp/>



- 学校向け講座 学芸員による講座や授業協力

※令和3年9月～令和5年3月 休館  
(大規模設備改修のため)



【三田市弥生が丘】  
【問い合わせ先】生涯学習課 079-559-2002  
<https://www.hitohaku.jp>



- 学校向け講座 講義・実習(特注セミナー)  
出前授業、館外展示、  
オンラインセミナー 等
- 教員向け講座 教職員・指導者セミナー  
教科部会研修 等



【播磨町大中】  
【問い合わせ先】学習支援課 079-437-5564  
<https://www.hyogo-koukohaku.jp/>



- 学校向け講座 大中探検隊  
本物の土器にふれよう!  
出張展示等
  - 教員向け講座 教員セミナー
- ※各種研修(初任・10年など)もご相談ください。



【豊岡市祥雲寺】  
【問い合わせ先】総務課 0796-23-5666  
<http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/>



- 学校向け講座 講話「コウノトリの野生復帰」  
生き物観察・園内ガイド  
オンライン講座・出前授業
- 教員向け講座 環境学習実践講座



【明石市明石公園】  
【問い合わせ先】利用サービス課 078-918-2586  
<https://www.library.pref.hyogo.lg.jp/>



- 学校向け講座 学校サポートプロジェクト  
体験「ビブリオバトル」
- 教員向け講座 学校サポートプロジェクト  
研修「読書活動の推進」

# 27 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくり

第3期プラン 3-(3)-ア

「する・みる・ささえる」スポーツを通じて、楽しさや感動を分かち合い、共に支え合う兵庫のスポーツ文化を確立するため、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、県内アスリートの発掘・育成・強化、障害者スポーツの振興を図るとともに、官・民・学・産の連携・協働によるスポーツ環境の整備を推進することにより、県民一人一人が健康で、いきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」の実現をめざす。

令和4年度  
重点実践事項

● 「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を契機とした県民のスポーツへの参加促進

実践目標

1

「する・みる・ささえる」スポーツの環境づくりを推進する

## ①新たな課題に対応するスポーツ推進計画 全社

新たに策定した「第2期兵庫県スポーツ推進計画」で取り組む「する・みる・ささえる」スポーツの推進に関する施策を充実させるとともに、設定された指標の目標達成をめざす。市町においても、国や県の計画及び地域の実情やニーズを踏まえ策定しているスポーツ推進計画に基づく取組を進める。

## ②女性スポーツの充実 社

「ひょうご女性スポーツの会」を核に、各種スポーツイベント等の企画を通じて、学校や地域においても女性が運動・スポーツに参加しやすい環境づくりや、女性トップアスリートの育成に取り組む。

## ③ジュニア期からの一貫指導体制の強化 小中高社

国内外で活躍する本県アスリートの輩出をめざし、県内スポーツ団体や運動部活動、地域スポーツとの連携、指導者の養成等を通じて、ジュニア期からの発掘・育成・強化といった体系的な一貫指導体制を構築する。

## 重点! ④障害者スポーツを支える環境の整備 特社

障害のある人が、身近な地域でスポーツ活動に取り組める環境を充実させるため、特別支援学校の協力のもと、施設・設備等ハード面の課題に対応した活動拠点を確保し、障害者スポーツの一層の活性化を図る。

## 重点! ⑤地域スポーツ環境の活用 全社

地域住民の多様なニーズに応えるため、学校が開放する運動施設や「スポーツクラブ21ひょうご」等、身近で手軽にスポーツに参加できる環境を活用し、全ての世代において、健康の保持増進や体力向上に取り組む。

## ⑥生涯スポーツの振興 全社

再延期となった「ワールドマスターズゲームズ(WMG)関西」開催に向け、WMGへの参加はもとより、県内各地で実施している県民誰もが手軽に参加できる生涯スポーツイベントや大会(オープン型)、ボランティア等、「する・みる・ささえる」スポーツ活動への参加促進を図る。



女性スポーツの会のカヌー体験



のじぎくスポーツ大会の車椅子マラソン競技

新型コロナウイルス対応に関連する各種情報を下記サイトに掲載しています。

(公財)日本スポーツ協会 <https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

## 新型コロナウイルス 対応関連特集サイト

スポーツと、望む未来へ。 JSPC  
YOU ARE THE FUTURE OF SPORT.

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ためのJSPC特集サイト

- JSPC-ACP (アクティブ・チャイルド・プログラム)
- ソーシャルディスタンス遊び
- 感染症対策と熱中症予防
- スポーツイベント再開に向けたガイドライン
- スポーツ活動継続サポート事業 (事業継続支援補助金)
- スポーツ活動再開に向けた指導上の留意点
- 関連情報掲載サイトのご案内



3

人生100年を通じた学びの推進

○ 基本理念

する・みる・ささえるスポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざす

○ 政策目標及びめざすべき方向性

政策目標1 子ども・ユーススポーツの推進	施策目標
生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、運動・スポーツなど体を動かすことが好きな子どもの増加をめざし、幼児期からのスポーツ環境の整備に取り組みます。	① 運動・スポーツが好きになる機会の創出 ② 発育・発達段階に対応したスポーツ環境の整備 ③ ファミリースポーツ等の機会の充実
政策目標2 生涯スポーツの推進	施策目標
一人ひとりが健康でいきいきと暮らす社会「スポーツ立県ひょうご」を実現するため、成人のスポーツ実施率向上をめざし、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。	④ 誰もが気軽に参画できるスポーツ機会の充実 ⑤ 総合型地域スポーツクラブの質的充実 ⑥ 行政、スポーツ団体、大学、民間事業者の連携強化
政策目標3 競技スポーツの推進	施策目標
県民に、夢と感動を与えるアスリートを輩出するため、国民体育大会をはじめ国内外の大会で入賞等をめざし、ジュニア期からトップレベルに至るまでの強化システムの充実に取り組みます。	⑦ 次世代アスリートの発掘・育成 ⑧ アスリートの育成と強化環境の整備 ⑨ トップアスリートが活躍できる場の支援
政策目標4 障害者スポーツの推進	施策目標
障害者の社会参加を促進するため、障害者スポーツの参画人口の拡大をめざし、障害者がスポーツに触れる機会の拡充や競技力の向上に取り組みます。	⑩ 障害者スポーツの裾野拡大 ⑪ 障害者スポーツの競技力向上 ⑫ 障害者スポーツへの理解促進



詳しくは、教育委員会事務局スポーツ振興課ホームページ  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sports-bo/index.html>



ワールドマスターズゲームズ

再延期となったワールドマスターズゲームズ(WMG)について、既存の競技大会に「WMG」の冠を付けて開催するなど、引き続き大会機運の維持や醸成に取り組みます。

■「ワールドマスターズゲームズ」の概要

- (1) 主催 (公財)ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会
- (2) 共催 (公財)日本スポーツ協会、(公財)日本パラスポーツ協会
- (3) 開催時期 2026年5月(日程調整中)
- (4) 開催場所 兵庫県を含む関西地域
- (5) 開催競技 公式競技35競技59種目(うち兵庫県開催11競技15種目)
- (6) 参加者 目標5万人(国内3万人、国外2万人)(概ね30歳以上)



〔大会マスコット スフラ〕

# 施策解説

## 「確かな学力」の育成(小・中学校)

P10~11

**新**兵庫型学習システムの推進~35人学級と教科担任制の導入を踏まえた指導体制の推進~ R4~  
すべての子どもたちの可能性を引き出すため、国の加配措置を最大限に活用し、一人一人に応じた学びの環境として「兵庫型学習システム」を構築し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、多面的な児童生徒理解に基づく指導の充実を図る。

- ①小学校・義務教育学校(前期課程)  
小学校に教科担任加配を配置し、教科担任加配とこれまで兵庫県が独自に  
進めてきた学級担任の交換授業等を組み合わせ、国が指定した教科担任制  
の優先教科(算数、理科、体育、外国語)の指導の充実を図る。
- ②中学校・義務教育学校(後期課程)  
各学校が数学や英語などの少人数授業と35人学級編制(1学年を上限)を選  
択できるようにし、学校や生徒の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

ひょうご学力向上推進プロジェクト H17~

全国学力・学習状況調査結果を踏まえ、小・中学校9年間を見通した総合的な学  
力向上対策を推進する。

- ①学力向上実践推進委員会の設置  
・内容 全国学力・学習状況調査の結果分析、効果的な取組の検討
- ②全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた課題克服研究
- ③専科教員の指導力向上事業

ひょうごがんばり学びタイム H26~

市町及び学校の学力向上に向けた取組を促進するため、授業中及び放課後に地  
域人材を活用した「ひょうごがんばり学びタイム」を実施する。

## 「確かな学力」の育成(高等学校)

P10~11

ひょうご学力向上研究事業 R3~

新学習指導要領の実施を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授  
業改善を研究する重点校15校を指定し、カリキュラム開発を行う。

高大接続改革推進事業 R1~

- ①学力向上モデル校事業  
地方の伝統的な県立高等学校をモデル校に指定し、大学が求める学力を身  
に付ける発展的・高大接続プログラムを実施する。
- ②国際力強化モデル校事業  
国際的に活躍できる人材を育成するため、兵庫県立大学と連携し、高等学  
校段階から高度な英語力と国際的視野を醸成する。

地域との協働による先進的教育研究開発事業 R1~

高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築  
し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進する。  
・指定校 県立高等学校3校

STEAM教育(新たな文理融合型教育)の展開 R2~

Society5.0時代において問題解決力や創造力を備えた人材を育成する  
「STEAM教育」を推進するため、モデル校を指定しカリキュラムの検討等を行うと  
ともに、中学・高校教諭に向けた広報を実施する。

県立高校特色づくり推進事業~インスパイア・ハイスクール~ H22~

学びたいことが学べる高校づくりを更に推進するため、各校の魅力・特色づくり  
等を支援する。(全県立高等学校)

- ①魅力・特色を生かした重点テーマに基づく取組を支援
- ②全県立高校が成果等を共有し、魅力・特色づくりを推進する実践発表会の開催

新ひょうごリーディングハイスクール R4~R6

新たな特色化を進める学校のスクール・ポリシーを具体的に実現するため、学校  
外との連携を図りながら、独自のカリキュラム・マネジメントを推進し、「学校設定  
科目」、「学校設定科目」を含んだ特色あるカリキュラム開発を行う学校を支援する。  
・指定校 10校 ※3年で30校

新普通科改革における新学科設置事業 R4~

学校教育法施行規則一部改正による普通科改革を踏まえ、新学科設置を検討す  
る学校に対し、学識経験者や大学等との連携や、カリキュラム開発を支援する。

## 国際理解を深める教育

P12

グローバル・イングリッシュ・プロジェクト H25~

外国語指導助手(ALT)の配置(全県立高校132人)

県立高校国際交流事業 H18~

- ①中国広東省・海南省との高校生交流
- ②西オーストラリア州・ワシントン州・タイ王国との教員交流

海外工業高校生との技術交流事業 H29~

中国海南省の工業高校生と県立工業高校生を相互に派遣し、技能コンテスト等  
を通じた技術交流の実施

高校生留学促進事業 H25~

- ①高校生の留学促進  
・長期留学(1年間)8人 30万円/人  
・短期留学(10日以上1か月未満)170人 6万円/人  
・はじめて留学(7日以上30日未満)75人 20万円/人  
(所得要件あり、対象経費の2/3補助)
- ②留学フェアの開催  
・時期 7月

外国人生徒のための学習支援 H28~

外国人生徒の学習機会の充実を図るため、県立高等学校において特別枠選抜  
を実施する。併せて、入学後の外国人生徒の学習活動等を支援する。  
・募集定員 15名(実施校5校各3名)

ロシア・ハバロフスク青少年交流事業

姉妹都市ロシア・ハバロフスク地方との子どもたちと、互いの文化や環境などに  
ついて学ぶため、相互交流を行う。

- ①青少年交流事業(生徒12人、引率4人) H18~  
・文化体験・環境学習を通じた国際交流など
- ②青少年スポーツ交流事業(生徒12人、引率3人) H22~  
・スポーツを通じた国際交流、ロシア文化体験など

## 理数教育

P13

サイエンス・トライやる事業 H25~

- ①スペシャリストによる特別授業の実施  
・指定校 公立小・中学校等 計45校  
・内容 実験等の演示による児童生徒への特別授業 等
- ②県立高等学校教員等による観察・実験実技指導の実施  
・実施校 政令市を除く公立小学校等100校  
・内容 小学校対象の校内研修会の開催

科学の甲子園ジュニア全国大会の開催 R2~R4

- ・対象 中学生(各都道府県代表47チーム)
- ・時期 令和4年12月
- ・会場 アクリエひめじ(姫路市文化コンベンションセンター)

数学・理科甲子園ジュニア大会の開催 H25~

- ・全国大会の県予選
- ・対象 中学生
- ・時期 令和4年8月
- ・会場 神戸常盤アリーナ

サイエンス・フェア in 兵庫の開催 H20~

理数教育の裾野を広げ、高校生が自ら課題を見だし、解決し、実践する力を育  
成するため、次世代の科学技術について企業や大学等と連携した研究発表会を開  
催する。

- ・内容 生徒の研究発表、大学等による研究発表、講演  
大学院生・大学生と高校生との交流
- ・時期 令和5年1月(予定)

数学・理科甲子園の開催 H18~

- ・対象 高校生
- ・時期 令和4年11月(予定)
- ・会場 神戸常盤アリーナ(予定)

## 情報活用能力の育成

P14～15

### 情報教育研修会の開催 H19～

教員のICTを活用した授業実践力及び情報モラル指導力の向上を図るため地区別情報教育研修会を開催する。

- ・市町立学校教員対象研修 各教育事務所
- ・県立学校教員対象研修 県立教育研修所

### 新ひょうごネットモラルパワーアップ事業 R4～

児童生徒への情報モラル指導や教員自身の情報リテラシー向上を図るため、教材及び研修資料の作成を行い、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

- ① ネットモラル教材「ひょうごネットモラルノート」(仮称)の作成  
小学校低学年用・中学年用・高学年用、中学生用、高校生用、教員用指導資料
- ② 校内研修資料の作成
- ③ ネットモラル研修会の開催

### 家庭等と連携した情報モラル教育の推進 H27～

児童生徒の過度のネット利用やネットトラブルを防止するため、家庭等と連携した情報モラルに関する啓発を行う。

- ① 学校や家庭での自主的なルールづくりの支援
- ② 保護者に対する啓発リーフレットの配布  
・配布対象 高校新1年生の全保護者

### 新県立学校ICT利活用サポートセンター設置事業 R4～

ICTを活用した学びを推進するにあたり、教員の負担軽減を図るため、各学校からの問合せやトラブル等に対し、組織的な支援を行う「県立学校ICT利活用サポートセンター」を設置する。

- ① ヘルプデスクの設置  
ICT活用に係る学校からの問合せに対して、電話や遠隔操作等による支援を実施
- ② 人材の派遣  
トラブル対応のため、ICTに関する知識を有する人材を派遣

## 体験活動

P16～17

### 環境体験事業 H19～

自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり等を実感させるとともに、美しさに感動する豊かな心を身につけさせ、ふるさと意識を育むため、体験型環境学習を実施する。

- ・対象 全公立小学校・義務教育学校前期課程3年生
- ・内容 校外での環境体験活動(年3回以上)

### 自然学校推進事業 S63～

豊かな自然の中で心身ともに調和のとれた子どもを育成するため、人や自然とふれあう様々な活動を実施する。

- ・対象 全公立小学校・義務教育学校前期課程5年生
- ・期間 4泊5日以上

### 青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～ H18～

芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、豊かな心を育成するため、兵庫芸術文化センター管弦楽団による鑑賞公演を実施する。

- ・対象 全公立中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部1年生、義務教育学校7年生

### 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」 H10～

社会的自立に必要な能力を育成するため、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を実施する。

- ① 「トライやる・ウィーク」
  - ・対象 全公立中学校・中等教育学校・市立特別支援学校  
中学部2年生、義務教育学校8年生
  - ・実施期間 6月または11月を中心とする1週間
- ② 「トライやる」アクション  
土・日や長期休業日等を利用して、主体的に地域に貢献する取組を校区推進委員会と協働で実施

### 高校生ふるさと貢献・活性化事業～トライやる・ワーク～ H25～

全県立高等学校及び中等教育学校の生徒が、地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進する。

- ① ふるさと貢献活動 H25～
  - ・対象 高校1年生中心
- ② ふるさと活性化活動 R1～  
高校生が独自の視点で地域の魅力を考察し、自治体や企業等に提案した地域活性化策について、自治体等と協働してその実現を図ることで地域活性化につなげる。
  - ・対象 高校全体

### 高校生就業体験事業～インターンシップ推進プラン～ H17～

社会人・職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、職場や地域の企業等における就業体験を実施する。

- ① 事業所等におけるインターンシップ  
就職希望生徒:全ての生徒が実施  
進学希望生徒:希望に応じて実施
- ② 将来の職業に関わる啓発的体験活動

### 新心のバリアフリー推進事業 R4～

特別支援学校児童生徒の自立と社会参加に向け、地域社会の一員として生きる力を育むため、交流や体験活動を実施する。

- ① 交流及び共同学習の実施
  - ・運営協議会の開催(年2回)
  - ・研究協議会の開催(年1回)
  - ・交流活動の実施  
内容 地元行事への参加、清掃等のボランティア活動等
- ② 体験活動の実施
  - ・内容 キャンプ等の自然体験活動、社会体験活動等

### 新ひょうごっ子ドリームプロジェクト事業 R4～

児童生徒の自尊心・自立心や夢を持って主体的に行動できる力を育成するため、県内すべての子どもたちが仲間との協力・協働によりチャレンジできる活動を推進する。

- ・対象 全公立小・中・義務教育学校
- ・活動例 児童生徒が校区の良さや特徴を表現し、学校ごとに一つの作品を創り上げる。クラスや学校単位で創意工夫しチャレンジできる種目に挑戦する。

施策解説

## 環境教育

P18

### 新ひょうごSDGsスクールアワード2022 R4～

子どもたちのSDGsに対する関心や未来につながる地域づくり活動への意欲を高めるため、子どもたちが主体となって取り組むSDGsの活動を募集し、表彰する。

- ・対象 県内の幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校
- ・内容 子どもたち主体のSDGsの取組を各学校で動画やパワーポイント等でまとめ、優秀な活動に対し表彰

### 小・中・高等学校用環境教育副読本の活用 H20～

兵庫の多様な地域をいかした環境教育を促すため、小・中・高等学校用環境教育副読本及び教師用指導の手引の活用を図る。

## ふるさと意識を醸成する教育

P19

### ひょうごのふるさと魅力発見事業 H30～

児童生徒が兵庫への愛着を高めるため、身近にある自然・産業・伝統等について紹介及びその背景等を解説する冊子「ふるさと兵庫 魅力発見!」を中学校における総合的な学習の時間等で活用する。

## 道徳教育

P20～21

### 兵庫版道徳教育副読本の配布 H23～

「兵庫版道徳教育副読本」を学校における道徳科での学びに加え、学校教育活動全体を通じて活用するとともに、家庭での有効活用を促していく。

### 道徳教育推進事業 H23～

児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやり等の道徳性を育成するため、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を全県的に推進する。

- ①道徳教育実践推進協議会の設置
- ②道徳教育実践研究事業の実施  
・推進地域 7地域
- ③道徳教育拠点校育成支援事業の実施  
・推進地域 7地域
- ④道徳教育実践研修の実施  
・対象 道徳教育推進教師等  
・回数 年2回(全県及び地区別)
- ⑤道徳の授業スキルアップ支援プログラムの実施

## 人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育

P22～23

### 人権教育にかかる資質向上研修

児童生徒の人権課題解決に向けた主体的な実践力の育成を図るため、キャリアステージに応じた指導力養成研修を実施する。

### 子ども多文化共生サポーターの派遣 H14～

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、学校生活への早期適応や学習支援、心の安定等を図るため、子ども多文化共生サポーターを派遣する。

- ・派遣回数 派遣開始～1か月未満 週4回  
1か月～6か月未満 週3回  
6か月～1年未満 週1回

### 日本語指導支援推進校事業 H28～

外国人児童生徒等の日本語の習得と基礎学力の定着を図るため、当該児童生徒の実態に応じた日本語指導を推進する市町を支援する。

- ・対象市 4市

### 外国人児童生徒等に対する教育支援事業 H30～

外国人児童生徒等が集住する地域における就学支援の取組の成果を踏まえ、外国人児童生徒等が散在する地域における支援体制の整備について実践的に研究する。

## 防災教育

P24～25

### 「伝え」「活かす」「備える」実践的な兵庫の防災教育の推進 H9～

防災・減災指導の充実を図り、学校現場における自然災害発生時の対応等、実情を踏まえた学校防災体制の整備を支援する。

- ①防災教育推進連絡会議の開催
- ②地区別防災教育研修会の実施
- ③防災教育推進指導員養成講座の開催

### 防災教育副読本「明日に生きる」の改訂 R4

近年の災害の状況等を踏まえ、防災教育副読本「明日に生きる」(小学生用(低学年・高学年))の改訂に着手する。

- ・検討委員会等の開催 検討委員会(4回)、作成部会(3回)
- ・内容 南海トラフ巨大地震や近年多発する気象災害に関する発生メカニズム、地域の災害特性を踏まえた防災活動等についての記載の検討等

### 学校防災アドバイザー等専門家を活用した学校防災体制・防災教育の充実 H24～

大学教授等を派遣し、学校防災体制及び防災教育の充実に向けた講義・指導助言等を行うとともに、近年多発する気象災害に対応するため、気象災害モデル校を指定し、そこでの取組内容を全県に広げる。

### 震災・学校支援チーム(EARTH)訓練・研修

EARTH員に防災の専門的知識と実践的対応について訓練・研修を実施する。

### 被災地「絆」ボランティア活動支援事業 H30～

ひょうごボランティアプラザと連携し、東日本大震災や熊本地震の被災地へ高校生を派遣する。

### 被災地支援等の経験を生かした防災ジュニアリーダーの育成 H23～

- ①高校生等防災リーダー学習会(3日)の開催
- ②高校生等による被災地支援(東北3泊4日)の実施
- ③高校生等防災ジュニアリーダー活動報告会の開催

## 体力・運動能力の向上

P26

### 「体力アップひょうご」サポート事業 H24～

- ①「体力アップサポート専門家会議」の設置(年3回)
- ②体力アップサポーターの派遣(約60校)
- ③「体力アップスクール表彰」の実施
- ④兵庫県体力・運動能力調査の実施

### 中学校部活動指導員配置事業 H30～

公立中学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を配置する。

### 部活動指導員配置事業(県立学校) R4～

県立学校の部活動指導を担当する教員等の業務負担軽減を図るとともに、専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員を配置する。

### 中学校運動部活動の地域移行検討事業 R3～

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行を円滑に行うため、拠点校(地域)を指定し、新たに実践研究を実施する。

## 食育

P27

### 学校教育活動全体で行う食育の推進 H24～

学校給食・食育支援センター等と連携し、学校の教育活動全体を通じた食育や小・中・高の系統立てた食育を実施する。

- ①教職員研修会の実施(年1回)
- ②食育実践推進に関する有識者会議の開催(年3回)
- ③学校給食衛生管理推進研修会の開催(県内5地区)

### 地場産物を活用した学校給食の推進 R2～

学校給食を生きた教材として活用することにより、地場産物や地域の食文化等への関心を高めるため、地場産物を活用した研修会を開催する。

## 健康教育・安全教育

P28

### 学校健康教育強化事業 H20～

- ①学校における現代的な健康課題の解決  
アレルギー疾患や心の問題等現代的な健康課題の解決に向け、専門医や関係機関等と連携を図るとともに、研修会等へ専門医を派遣する。
- ②薬物乱用防止教育の推進  
指導者となる教職員、学校薬剤師等に講習会を実施し、教職員の資質向上を図る。
- ③スクールヘルスリーダーの派遣  
児童生徒の多様化する心身の健康問題に適切に対応するため、経験豊かな退職看護教諭を学校へ派遣する。

### がん教育総合支援事業 H27～

学校教育全体の中でがん教育を推進するため、今後のがん教育のあり方について検討するとともに、がん教育の推進体制の構築を図る。

- ①がん教育に関する協議会の開催
- ②学校保健関係者等に対する研修会の開催
- ③モデル校の設置(小・中・高等学校各2校)

### 学校安全総合支援事業 H30～

- ①学校安全推進のための取組の支援
- ②研究成果発表会の開催
- ③学校安全対策合同会議の開催
- ④学校安全教室講習会の開催

## キャリア教育(体系的・系統的なキャリア教育)

P29

### 小・中・高12年間を繋ぐキャリア教育充実事業 H27～

- ①キャリア教育推進委員会の開催
  - ・回数 年3回
  - ・内容 課題の分析、中・高の校種間の連携のあり方等
- ②キャリア教育実態調査の実施
- ③地区別中高連絡会の開催
  - ・実施地域 9地域
  - ・協議内容 兵庫版「キャリア・パスポート」の高等学校への持ち上がりについての成果と課題等

### 政治的教養を高める教育についての教員実践研究事業 H28～

全ての教員が高校生の政治的教養を高める指導を行えるようするため、県独自で作成した指導事例集等を活用した指導に関する実践研究会を実施する。

### 「ひょうご匠の技」探求事業 H18～

工業科を設置する全県立全日制高等学校において、ものづくりに関する高度熟練技能者等による実技指導を通して、技術力の向上や技能検定・高度な資格取得を支援する。

### 「ひょうごの達人」招聘事業 H19～

職業学科(農業、商業、水産、家庭)を設置する全県立高等学校において、各分野の専門家による実技指導を通して、高度な資格取得やスキルアップを支援する。

### キャリア教育・就労支援推進事業 H26～

特別支援学校高等部卒業生の一般就労率引き上げを目指すため、企業等関係機関と連携した就労支援体制のもとで、企業等への理解啓発等に取り組む。

- ①特別支援学校就職支援推進会議の開催
- ②就職支援コーディネーターの配置
- ③実践的な職業教育の実施
- ④技能検定の運営

## すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育(縦の連携)

P32～33

### 学校生活支援教員の配置 H18～

LD、ADHD等により支援を必要とする小・中学校児童生徒の安定した学校生活や集団生活を支援するため、地域拠点校に学校生活支援教員を配置し、指導の充実など支援体制を整備する。

### 高等学校における通級による指導実践研究事業 H30～

LD、ADHD等で、学習上や生活上のつまずきのある生徒を支援するため、「通級による指導」の実践研究校を設置し、自立活動の指導内容や、特別の教育課程の編成等を研究する。

### 高等学校における特別な支援を必要とする生徒の支援 H24～

- ①学校生活支援員配置(対象:肢体不自由のある生徒)
- ②学習活動自立支援員配置(対象:発達障害のある生徒)

### すべての教職員のためのインクルーシブ教育システム構築研修 H27～

すべての教職員が発達障害等に関する指導力を高められるよう、県立特別支援教育センターにおいて特別支援教育の基礎的な知識・技能について研修を実施する。

### ICTを活用した自立活動の効果的な指導のあり方の調査研究事業 R3～

障害のある児童生徒の学びを保障し、ICTを活用した遠隔による自立活動の指導を充実させるため、視線入力装置等を活用した調査研究を実施する。

### 特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置

特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラーを配置する。

## 早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育(横の連携)

P34

### 医療的サポート推進事業 H25～

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育の充実を図るため、医療的ケア指導医を派遣するとともに看護師を配置する。

- ①県立学校における医療的ケアのための看護師配置
- ②医療的ケア運営協議会

### 学校・家庭・福祉の連携の推進 R3～

「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所との連携など、家庭・教育・福祉における一貫した支援を組織的・継続的かつ計画的に推進する。

### LD、ADHD等に関する相談・支援 H16～

- ①ひょうご学習障害相談室の運営(来所・電話相談)
- ②「ひょうご専門家チーム」の派遣

### インクルーシブ教育システム構築に向けた市町支援 H28～

障害のある児童生徒の適正な就学先決定や合理的配慮を行うため、市町への指導・助言等支援を行う。

- ①広域特別支援連携協議会の開催
- ②特別支援教育推進員の配置(各教育事務所)

## 幼児期の教育

P36～37

### 幼児教育連携促進事業 R1～

- ①幼児教育連携促進協議会の設置
  - ・内容 幼児教育の質の向上を図るために必要な研修の検討  
小学校の連携・接続のあり方等
- ②幼児教育連携促進研修会の開催
- ③幼児教育資料・親子ノート「すくすくひょうごっ子」の配布
- ④幼児期から児童期の円滑な接続推進事業

### 幼稚園のICT環境整備事業

オンライン教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡などのICT環境整備の支援を行う。

## 教職員としての資質と実践的指導力

P38

### 教職員研修の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、「初任者研修」や「中堅教諭等資質向上研修」など、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施する。

### 学校管理職・教育行政職特別研修 H16～

新任教頭、県立学校新規教頭名簿登載者等(5日間)

### 主幹教諭研修 H19～

公立学校新任主幹教諭(2日程度)

## 教職員の協働体制

P42～43

### スクール・サポート・スタッフの配置事業 H30～

市町立学校における教員の長時間勤務の縮減を図るため、各市町において授業準備等を担うスクール・サポート・スタッフ(地域の外部人材)を配置する。

- ・配置校 小・中学校40校(神戸市を除く)
- ・業務内容 授業準備、会議準備、外部対応等

### 県立学校業務支援員配置事業 R1～

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、授業準備等を担う業務支援員(地域の外部人材)を配置する。

- ・配置校 全県立高校(全日制) 126校  
全県立特別支援学校 26校

### 教職員のメンタルヘルス総合対策事業 H26～

- ①メンタルヘルスアドバイザーの配置(教育事務所)
- ②リワーク支援プログラム事業

### 働きがいのある学校づくりの推進

- ①風通しのよい学校づくりの推進
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進
- ③相談窓口の活用周知
- ④管理職・一般職員研修の充実 等

**新** 学校問題サポートチームの設置 R4～

複雑化する学校課題に対し、教育事務所のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置し、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

- ・ 設置場所 6教育事務所
- ・ 構 成 員 チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）  
弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等
- ・ 内 容 生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）  
教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）  
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること  
教職員の非遵行為及び資質向上に関すること  
教職員のメンタルヘルスに関すること

## スクールロイヤーの配置による県立学校の問題解決力強化への支援 H22～

県立学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応するサポートチームを設置するとともに、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、学校への適切な指導・助言、解決への協力により課題の早期解決を図る。

- ・ 教育関係者OBを配置
- ・ スクールロイヤーを教育委員会事務局に配置（週1）

## 学校問題解決のための弁護士法律相談事業 R2～

学校だけでは解決困難な問題に対し、直接弁護士から法に基づく助言が得られる体制を整備する。

- ① 学校問題解決に向けた管理職研修（地区別）
- ② 地域別法律相談会

## いじめ対応に係る校内体制の充実 H24～

- ① 全ての学校に「いじめ対応チーム」等校内組織の設置
- ② 「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修の実施

## スクールカウンセラーの配置 H7～

いじめ等児童生徒の問題行動等に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を行う。

## 高校生心のサポートシステムの推進 H14～

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、キャンパスカウンセラーを配置し、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する。

## 地域の教育力の活用

## 地域と学校の連携・協働体制構築事業 H28～

子どもの成長を支えていくため、地域と学校の連携・協働する仕組みを一体的に推進する。

- ① 地域・学校協働体制の構築
- ② 統括地域コーディネーター等の配置
- ③ 地域学校協働活動の実施

## PTAによる学校、家庭、地域の連携強化事業 H13～

地域による子どもの安全・安心を守る活動等を展開するため、PTAを核として、地域住民（C:コミュニティ）の参画と協働によるPTCA活動を支援する。

## 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくり

## 新 地域スポーツ活性化支援事業 R4～

県民全体のスポーツ実施率向上を図るため、市町単位でコンソーシアムの設置を促進し、スポーツイベント開催に要する経費を支援する。

## 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業 H27～

「スポーツクラブ21ひょうご」について、スポーツ大会等を通じてクラブの連携を促進するとともに、活動の活性化等と自主自立に向けた取組を支援し、「スポーツ立県ひょうご」の実現に取り組む。

## ひょうご女性スポーツの会の活動支援 H30～

女性のスポーツ環境の向上、女性スポーツ人口の増加を目指し、ひょうご女性スポーツの会の活動を支援する。

## 競技スポーツ振興事業

競技団体との連携のもと、兵庫ゆかりの元トップアスリートやプロチーム等を活用した団体選手等の強化や、次世代を担うジュニアアスリートの育成、子どもの運動・スポーツ機会創出等に取り組み、トップアスリート層の拡大を目指す。また、これらの活動を支援する指導者の養成にも取り組む。

## SNSを活用した教育相談体制構築事業 H30～

従来の音声通話や面談等における相談に加え、児童生徒が気軽に相談できるようにするため、SNSによる相談窓口を設置する。

- ・ 相談体制の整備
- 相談期間 通年実施
- 相談時間 双方向相談 毎日17:00～21:00  
一方向連絡 毎日24時間受付

## いじめ等教育相談の実施 S62～

- ① ひょうごっ子（いじめ・体罰・子ども安全）相談24時間ホットライン
- ② ひょうごっ子（いじめ・体罰・子ども安全）相談・通報窓口（ひょうごっ子悩み相談センター分室）

## 教育事務所「教育相談窓口」の設置 H19～

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するため、各教育事務所に教育相談窓口を設置する。

## 市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業 H28～

学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）配置を支援する。

- ・ 配置数 167中学校区（政令市・中核市を除く）
- ・ 配置時間 週1日（7時間45分）

## スクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置 H22～

学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、早期の問題解決をサポートするため、小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うスーパーバイザーを配置する。

## ひょうご不登校対策事業 R2～

不登校児童生徒の未然防止に向けた効果的な取組や、不登校支援のあり方等について検討する。

- ① 不登校対策検討委員会の設置
- ② 研究協力校 6中学校区

## 不登校対策に関する連携の強化 R1～

- ① 民間施設との意見交換会の開催
- ② 「民間施設に関するガイドライン」の活用促進
- ③ 保護者への周知

## オープンスクール H16～

授業をはじめ、学校の教育活動のありのままの姿を、保護者や地域の人々に公開する取組。

- ・ 期 間 年間5日間程度

## オープン・ハイスクール H11～

中学生やその保護者、地域住民等に県立高等学校の授業等を公開し、教育活動について理解を深めてもらう。また、中学生が学びたい学校を選択する際の一助とし、中学校の進路指導の充実に資する。

## 第10回神戸マラソンの開催 H23～

- ・ 開催時期 令和4年11月20日（日）（予定）
- ・ コー ス スタート（神戸市役所前）～  
フィニッシュ（ポートアイランド（市民広場周辺））
- ・ 定 員 約20,000人

## 新 第76回全国レクリエーション大会の開催支援事業 R4

生涯スポーツ・生涯学習のより一層の振興と、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上を目的とし開催する全国レクリエーション大会の兵庫県開催を支援する。

- ・ 開催日 令和4年9月17日（土）～19日（月・祝）

## 関西マスターズゲームズ in HYOGOの開催事業 H26～

ワールドマスターズゲームズ2021関西を機に醸成してきたスポーツ機運を継続し、さらにすそ野を広げるため関西マスターズゲームズを開催する。

- ① 総合開会式（令和4年5月28日（土））
- ② 県民ふれあい大会の開催（令和4年11月20日（日））
- ③ 競技別大会の開催（令和4年4月～令和5年3月）

# 関係資料一覧



1 「確かな学力」の育成			
令和3年度全国学力・学習状況調査の課題を踏まえた学習指導等の改善・充実のポイント	R3 県教委	[[「ことばの力」の育成を図る授業改善の促進]事業に係るDVDの活用について	H25 県教委
きめ細かな見取りから確かな学力を育む指導改善へ	R3 県教委	「学習タイム」の推進について	H24 県教委
「活用・表現力」を高めるための授業改善リーフレット	R3 県教委	小・中学校連携に係る効果的な取組事例集	H24 県教委
すべての子ども達の可能性を引き出す「兵庫型学習システム」の推進	R3 県教委	「ことばの力」育成事業実践研究校のまとめ	H24 県教委
令和2年度小・中学校における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査結果を踏まえた学習指導等の改善・充実のポイント	R2 県教委	小・中学校連携の取組例	H23 県教委
令和元・2年度読書活動推進事業実践事例のまとめ	R2 県教委	「ことばの力」育成事業実践研究校の取組例	H23 県教委
ひょうご子どもの読書活動推進計画(第4次)	R1 県教委	[平成21・22年度国語力向上モデル事業実践研究のまとめ]生きて働く国語力の育成をめざして	H22 県教委
ひょうごつまずきポイント指導事例集	H28 県教委	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着をめざして	H20 県教委
つまずきポイントの整理と系統性 -児童生徒のつまずき解消をめざして-	H27 県教委	-「学習タイム」の推進-	
2 国際理解を深める教育			
兵庫版中学生のための英単語集(第2版)～はばたけ世界へ!～[はば単2,500]～	R2 県教委	中学生のためのEnglishワークシート～つまずきを防ぐために～	H27 県教委
英語教育の充実に向けて(英語教育改善プラン研究のまとめ)	R2 県教委	兵庫版基本CAN-DOリスト	H26 県教委
小学校外国語教育指導用映像資料	H30 県教委	グローバル化に対応した英語教育改革実施計画	H25 文科省
生徒の英語力向上推進プラン	H27 文科省		
3 理数教育			
小学校理科・映像指導資料「明日の理科」	R3 県教委	小学校理科授業改善研究事業指導事例集	H29 県教委
4 情報活用能力の育成			
兵庫県版プログラミング教育スタートパック	R3 県教委	中学校技術・家庭科(技術分野)内容「D 情報の技術」におけるプログラミング教育実践事例集	R1 文科省
教育の情報化の手引き(追補版)	R2 文科省	高等学校情報科「情報I・II」教員研修用教材	R1 文科省
各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料	R2 文科省	「情報モラル指導」のための教員研修教材リスト	H29 県教委
小学校プログラミング教育の手引(第三版)	R1 文科省		
5 体験活動			
自然学校活動プログラム指導資料	H30 県教委	自然学校実践事例集	H20 県教委
新たなステップをめざして!環境体験事業実践事例集	H23 県教委	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」「トライやるアクション」実践事例集	H20 県教委
豊かな人間性と社会性を育む兵庫型「体験教育」の充実に向けて	H22 県教委	生きる力を育む自然学校	H19 県教委
6 環境教育			
第5次兵庫環境基本計画	H30 兵庫県	地球は宝物-Thinkglobally.Actlocally.- (中学校用)	H19 県教委
新兵庫環境学習環境教育基本方針	H27 兵庫県	地球はたかからの一環境とわたし- (小学校高学年用)	H18 県教委
新たなステップをめざして!環境体験事業実践事例集	H23 県教委	ちきゅうはたかからの-しぜんはともだち- (小学校低学年用)	H18 県教委
7 ふるさと意識を醸成する教育			
伝統文化に関する教育 指導の手引き	R3 県教委	ふるさと兵庫 魅力発見!	H30 県教委
伝統文化の学びの充実事業実践事例集	R1 県教委		
8 道徳教育			
指導資料「[対話的な学び]を通して生き方についての考えを深める道徳科の授業をめざして」【実践研究編】	R2 県教委	指導資料「[道徳の時間]の充実のために」	H25 県教委
指導資料「[対話的な学び]を通して生き方についての考えを深める道徳科の授業をめざして」	R1 県教委	指導資料「副読本の効果的な実践のために」	H24 県教委
指導資料「道徳科の全面実施に向けて」	H30 県教委	中学校道徳読み物資料集	H23 文科省
指導資料「[特別の教科道徳]の全面実施に向けて③」	H29 県教委	小学校道徳読み物資料集	H22 文科省
指導資料「[特別の教科道徳]の全面実施に向けて②」	H28 県教委	「[生命を尊重する心]と「規範意識」の育成」指導の手引き	H21 県教委
指導資料「[特別の教科道徳]の全面実施に向けて」	H27 県教委	「道徳教育実践事例集」小・中学校用	H19 県教委
指導資料「道徳の時間を要とした道徳教育の充実」	H26 県教委		
9 人権教育・多文化共生社会の実現をめざす教育			
小学校低学年用教育資料「[ほほえみ] (改訂版)」	R3 県教委	中学校用教育資料「[きらめき] (改訂版)」	H25 県教委
「人権文化あふれる温かい共生社会をめざして～多様な性への理解を深めるためのガイドライン～」	R3 兵庫県	いじめを許さない人権教育教材(小学校低学年用・小学校高学年用・中学生用・高校生用)	H25 県教委
高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS-いま私がひらく未来-」(改訂版)	R2 県教委	外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)	H25 文科省
新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめの防止に向けた指導について	R2 県教委	外国人児童生徒教育研修マニュアル	H25 文科省
「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について	R2 県教委	小学校高学年用教育資料「[ほほえみ] (改訂版)」	H24 県教委
ユネスコスクールの加盟について	R2 県教委	小学校中学年用教育資料「[ほほえみ] (改訂版)」	H24 県教委
就学支援ガイドブック(15言語)	R2 県教委	小学校低学年用教育資料「[ほほえみ] (改訂版)」	H23 県教委
「北朝鮮当局による拉致問題等」の指導の手引き～アニメ「めぐみ」等の活用について～(改訂)	R1 県教委	幼稚園用教育資料「[ほほえみ] (改訂版)」	H23 県教委
外国人児童生徒等のための受入れハンドブック～指導・支援を充実させるために～	R1 県教委	DV防止に向けた教育関係資料	H22 県教委
アニメ「めぐみ」短縮版(15分)	R1 内閣官房	高校生用教育資料「HUMANRIGHTS-いま私がひらく未来-」(改訂版)	H22 県教委
外国人児童生徒受入れの手引き(改訂版)	H30 文科省	外国人児童生徒等受入にかかる資料(学校で使える通知文例等)	H21 県教委
「ヘイトスピーチ」に対する正しい理解に向けて(改訂)	H29 県教委	人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]	H19 文科省
男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改訂版)(実践事例編)	H29 県教委	アニメ「めぐみ」	H19 内閣官房
男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて(改訂版)(基本的な考え方編)	H28 県教委	外国人児童生徒にかかわる教育指針	H12 県教委
兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針	H27 兵庫県	人権教育基本方針	H9 県教委
10 防災教育			
防災教育カリキュラム作成の手引き～兵庫の防災教育のはじめの一步～	R2 県教委	「明日に生きる」(小学生高学年用)	H23 県教委
学校防災マニュアル[令和元年度改訂版]	R1 県教委	「あすに生きる」(小学生低学年用)	H23 県教委
震災・学校支援チームEARTHハンドブック[平成28年度版]一部改訂	R1 県教委	災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修資料	H22 県教委
「明日に生きる」(高校生用)	H24 県教委	1.17は忘れない災害からいのちを守るために	H17 県教委
「明日に生きる」(中学生用)	H24 県教委		
11 体力・運動能力の向上			
いきいき運動部活動(4訂版)	H30 県教委	新学習指導要領に基づく中学校向け「ダンス」リーフレット	H23 文科省
運動プログラム動画サイト	H28 県教委	柔道の授業の安全な実施について	H23 文科省
学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引」(三訂版)	H25 文科省	幼児期運動指針	H23 文科省
子どもの体力向上のための取組ハンドブック	H24 文科省	学校体育実技指導資料第1集「剣道指導の手引」参考資料	H21 文科省
学校における体育活動中の事故防止について	H24 文科省		
12 食育			
食育ハンドブック(中学校版)	R1 県教委	学校給食における食物アレルギー対応指針	H26 文科省
食に関する指導の手引-第二次改訂版-	H30 文科省	学校における食育実践プログラム(改訂版)	H24 県教委
栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育	H28 文科省	食育ハンドブック	H24 県教委
学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル[平成28年度改訂]	H28 県教委		

<b>13 健康教育・安全教育</b>					
改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	R2	文科省	学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(平成28年度改訂)	H28	県教委
改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	H30	文科省	薬物乱用防止教室マニュアル(平成26年度改訂)	H26	公助日本 学校保健会
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	H30	文科省	教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引	H23	文科省
学校において予防すべき感染症の解説	H30	公助日本 学校保健会	兵庫県学校保健推進計画	H22	県教委
<b>14 キャリア教育(体系的・系統的なキャリア教育)</b>					
9年間の学びをつなぐキャリア教育実践事例集	R3	県教委	高校生キャリアノートモデル	H26	県教委
特別活動を要としたキャリア教育指導の手引き	R1	県教委	新通学区域に対応した進路指導の充実に向けて	H25	県教委
兵庫版「キャリア・パスポート」	R1	県教委	小学校キャリア教育の手引き(改訂版)	H23	文科省
ひょうごキャリア教育指導事例集	H29	県教委	中学校キャリア教育の手引き	H23	文科省
キャリアノートを活用したキャリア教育の推進	H27	県教委	高等学校キャリア教育の手引き	H23	文科省
小・中学校用「キャリアノートモデル」	H26	県教委	業者テスト廃止の趣旨とこれからの進路指導	H5	県教委
小・中学校用「キャリア教育指導資料」	H26	県教委			
<b>15 キャリア教育(社会に触れる機会の充実)</b>					
高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」	H30	文科省	指導事例集「参画と協働が拓く兵庫の未来」	H27	県教委
副教材「私たちが拓く日本の未来」	H27	文科省	インターンシップ実施手引書(改訂版)	H26	県教委
<b>16 すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育(縦の連携)</b>					
<b>17 早期から卒業後へ支えつなぐ特別支援教育(横の連携)</b>					
ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方リーフレット	R3	県教委	「兵庫県立高等学校における通級による指導」実践事例集	R2	県教委
小・中・高等学校における連携による効果的な実践普及啓発リーフレット	R3	県教委	「兵庫県立高等学校における通級による指導」リーフレット	R1	県教委
障害のある子供の教育支援の手引	R3	文科省	「高等学校における特別支援教育」リーフレット	R1	県教委
高等学校における障害のある生徒等への進路指導ガイド	R2	県教委	「企業内実習ご協力をお願い」リーフレット	R1	県教委
「学校で学び合う 地域で学び合う 生涯学びつづける」リーフレット	R2	県教委	兵庫県特別支援教育第三次推進計画	H30	県教委
特別支援学校の子どもたちに「副次的な学籍(副籍)」をリーフレット	R2	県教委	小学校・中学校教職員のための特別支援教育ハンドブック	H30	県教委
副次的な学籍ガイド～共に助け合う地域でつながりをめざして～	R2	県教委	兵庫県立高等学校における特別な教育的ニーズへの対応	H30	県教委
「学校における医療的ケア」リーフレット	R2	県教委	「中学校と高等学校の連携を図った特別支援教育の推進」リーフレット	H29	県教委
教育・家庭・福祉の連携マニュアル	R2	県教委	県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	H28	県教委
兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン 改訂	R3	県教委	「学校で「合理的配慮」の提供が義務となります」リーフレット	H27	県教委
特別支援学校のセンターの機能活用のための「支援マップ」 改訂	R2	県教委	特別支援教育の視点をいかにした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック	H27	県教委
<b>18 幼児期の教育</b>					
継続的、発展的な幼児教育施設と小学校との連携、接続に向けた取組の工夫や仕組み作り、体制作りについて	R3	県教委	「幼児理解を極める」をめざして～幼児期の教育の質を高めるためのエピソード記録・保育カンファレンス～	H27	県教委
幼小の接続を意識した教育実践と接続期のカリキュラムの充実に向けて	R2	県教委	言葉の豊かな育ちを支える教育の推進に向けて	H26	県教委
幼児教育資料・親子ノート「すくすく ひょうごっ子」	R1	県教委	幼児期の「学び」を伝え合う力の育成に向けて	H24	県教委
幼児期の教育と小学校教育の「指導方法」の接続推進に向けて～園と小学校の相互参観の取組を通して～	R1	県教委	幼児期運動指針	H23	文科省
幼児期と児童期の「学び」の接続の推進に向けて～「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点にして～	H30	県教委	遊びを通じた確かな「学び」を培う指導と評価	H23	県教委
学びと育ちをつなぐアプローチカリキュラムの作成	H29	県教委	人とのかかわりを豊かにする教育の推進	H21	県教委
幼児期と児童期の学びをつなぐ～幼児期の終わりまでに育ってほしい姿～	H28	県教委			
<b>19 教職員としての資質と実践的指導力</b>					
<b>(1) 資質・能力の向上</b>					
兵庫県教員資質向上指標に基づくキャリアステージごとの期待される取組例	R3	県教委	いきいき運動部活動(4訂版)	H30	県教委
兵庫県教員資質向上指標 自己評価シート	R3	県教委	文化部活動の在り方に関する方針	H29	県教委
令和4年度兵庫県教職員研修計画	R3	県教委	教職員研修資料「No!体罰(改訂版)」	H25	県教委
兵庫県教員・管理職資質向上指標	R2	県教委			
<b>(2) 学習指導</b>					
ICT活用指導力ステップアッププログラム	R3	県教委	中学校評価規程表	R2	県教委
学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料	R2	文科省	「学習評価の在り方」リーフレット	R2	県教委
StuDX Style GIGAスクール構想を浸透させ 学びを豊かに変革しているカダチ	R2	文科省	「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料	R1	国立教育 政策研究所
「未来への道を切り拓く力」を育むカリキュラム・マネジメント	R2	県教委			
<b>(3) 学級経営</b>					
生徒指導提要	H21	文科省	子どもが心を開く教師の「まなざし」	H12	県教委
<b>20 教職員の協働体制</b>					
第5次男女共同参画基本計画	R2	内閣府	学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル(平成28年度改訂)	H28	県教委
第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」	R2	兵庫県	第2次学校安全の推進に関する計画	H28	文科省
第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン(令和3年3月策定)	R2	県教委	学校事故対応に関する指針	H27	文科省
兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針	R2	県教委	子どもの心のケアのために～災害や事件・事故発生時を中心に～	H22	文科省
ハラスメントのない学校に	H30	県教委	子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	H21	文科省
学校の危機管理マニュアル作成の手引き	H30	文科省	学校評価ハンドブック(追補版)	H19	県教委
教職員の勤務時間適正化推進プラン	H29	県教委	学校関係者評価をすすめるために	H19	県教委
教職員の勤務時間適正化先進事例集(GPH50)	H29	県教委	学校評価ハンドブック	H15	県教委
<b>21 いじめ・不登校等への対応</b>					
民間施設に関するガイドライン(R4.1月更新)	R3	県教委	学校復帰支援ガイドライン	H27	県教委
学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(R2.6月改訂)	R2	文科省	子供に伝えたい自殺予防～学校における自殺予防教育導入の手引～	H26	文科省
いじめ対策に係る事例集	H30	文科省	いってきま～す ※不登校対策のための保護者向け資料	H23	県教委
いじめ対応マニュアル(H29.8月改訂版)	H29	県教委	希望への一歩 ※不登校対策のための保護者向け資料	H23	県教委
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	H28	文科省	生徒指導提要	H21	文科省
兵庫県いじめ防止基本方針(H29.3月改定)	H28	県教委	教師が知っておきたい子どもの自殺予防	H20	文科省
自殺予防に生かせる教育プログラム	H28	県教委	「命の大切さ」を実感させる教育プログラム[改訂版]	H19	県教委
いじめ未然防止プログラム	H27	県教委	子どもが心を開く教師の「まなざし」	H12	県教委
<b>24 生涯を通じた学びの充実</b>					
平成29・30年度兵庫県社会教育委員会議審議報告「多様な人々の協働を進め、一人一人が社会的に包摂され、主体的に参画できる社会の実現を目指す社会教育のあり方」	R1	県社会教育 委員会			
<b>26 文化財の保存・活用</b>					
兵庫県文化財保存活用大綱	R1	県教委			





オンラインによる多国間の共同研究発表の様子

### 兵庫県教育委員会事務局・地方機関・教育関係機関等の所在地一覧

県教育委員会事務局総務課	〒650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	TEL (078) 362-3741	FAX (078) 362-4283
阪神教育事務所	〒662-0854	西宮市榑塚町2-28	TEL (0798) 39-6152	FAX (0798) 26-1365
播磨東教育事務所	〒675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	TEL (079) 421-9412	FAX (079) 425-4924
播磨西教育事務所	〒670-0947	姫路市北条1-98	TEL (079) 281-9581	FAX (079) 223-7003
但馬教育事務所	〒668-0025	豊岡市幸町7-11	TEL (0796) 26-3773	FAX (0796) 24-4327
丹波教育事務所	〒669-2341	丹波篠山市郡家451-2	TEL (079) 552-7487	FAX (079) 552-6034
淡路教育事務所	〒656-0021	洲本市塩屋2-4-5	TEL (0799) 26-3203	FAX (0799) 24-5072
県立特別支援教育センター	〒651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	TEL (078) 222-3604	FAX (078) 222-3604
県立南但馬自然学校	〒669-5134	朝来市山東町迫間字原189	TEL (079) 676-4730	FAX (079) 676-4008
県立但馬やまびこの郷	〒669-5135	朝来市山東町森字向山45-101	TEL (079) 676-4724	FAX (079) 676-4721
県立教育研修所	〒673-1421	加東市山国2006-107	TEL (0795) 42-3100	FAX (0795) 42-5393
県立美術館	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1	TEL (078) 262-0901	FAX (078) 262-0903
県立図書館	〒673-8533	明石市明石公園1-27	TEL (078) 918-3366	FAX (078) 913-9229
県立歴史博物館	〒670-0012	姫路市本町68	TEL (079) 288-9011	FAX (079) 288-9013
県立人と自然の博物館	〒669-1546	三田市弥生が丘6	TEL (079) 559-2001	FAX (079) 559-2007
県立コウノトリの郷公園	〒668-0814	豊岡市祥雲寺字ニヶ谷128	TEL (0796) 23-5666	FAX (0796) 23-6538
県立考古博物館	〒675-0142	加古郡播磨町大中1-1-1	TEL (079) 437-5589	FAX (079) 437-5599
県立考古博物館 加西分館	〒679-0106	加西市豊倉町飯森1282-1	TEL (0790) 47-2212	FAX (0790) 47-2213

### 兵庫県の教育の情報をインターネットで発信しています

**兵庫県教育委員会ウェブサイト**  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/board-bo/>



**兵庫県立教育研修所ウェブサイト**  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/>



**第3期「ひょうご教育創造プラン」**  
[https://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/kihonkeikaku/dai3ki\\_plan.pdf](https://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/kihonkeikaku/dai3ki_plan.pdf)



**第3期「ひょうご教育創造プラン」  
 (令和4年度実施計画)**  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/kihonkeikaku/R4jissikeikaku.pdf>



**指導の重点(紙面データ)**  
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/juten/>



**表紙写真**

- 【左上】朝来市立中川こども園
- 【右上】洲本市立堺小学校
- 【左中】丹波市立市島中学校
- 【左下】県立相生高等学校
- 【右下】県立いなみの特別支援学校